

332. 22-Sh15ウ



1200500737666

2.22  
15



始







918

317

102

岩波文庫

3039-3040

史記平準書·漢書食貨志

加藤繁譯註

岩波書店



656

332.22  
SH 15



岩波文庫

3039-3040

史記平準書·漢書食貨志

加藤繁譯註



岩波書店





918  
317

凡 例

凡

、本書は史記の平準書・貨殖列傳及び漢書食貨志を和譯して、註解を施したものである。書名を『史記平準書・漢書食貨志』としたのは稱呼の便利を圖つたに過ぎない。

例

- 一、譯文は、從來の此の種のものと同じく、原文を其の儘日本文に讀み換へたもので、意譯ではない。但し日本文として意味が通るやうに注意した積りである。
- 一、初め武英殿二十四史中の史記漢書に依つて繙譯したが、汲古閣本・百衲本等を参照して、適宜改訂した。されば専ら殿本を以つて本文としたわけではない。
- 一、各種の本文が皆な誤つて居る場合には、其の字に四角な輪郭を施し、且つ其の下に、正しい文字に括弧を加へて挿入した。衍字の場合には唯だ輪郭を附した。誤字衍字とも、註に於いても簡單に説明した。



一、註解は、平準書・貨殖列傳は主として集解・索隱・正義に依り、食貨志は顔師古注に依り、傍ら宋明清並に我國學者の説をも採擇した。譯者自らの見解に出でたものも若干無いではない。いづれも簡明を旨として執筆した。さうして特に必要な場合を除き、一般には典據を示さなかつた。煩雜を避けんが爲めである。

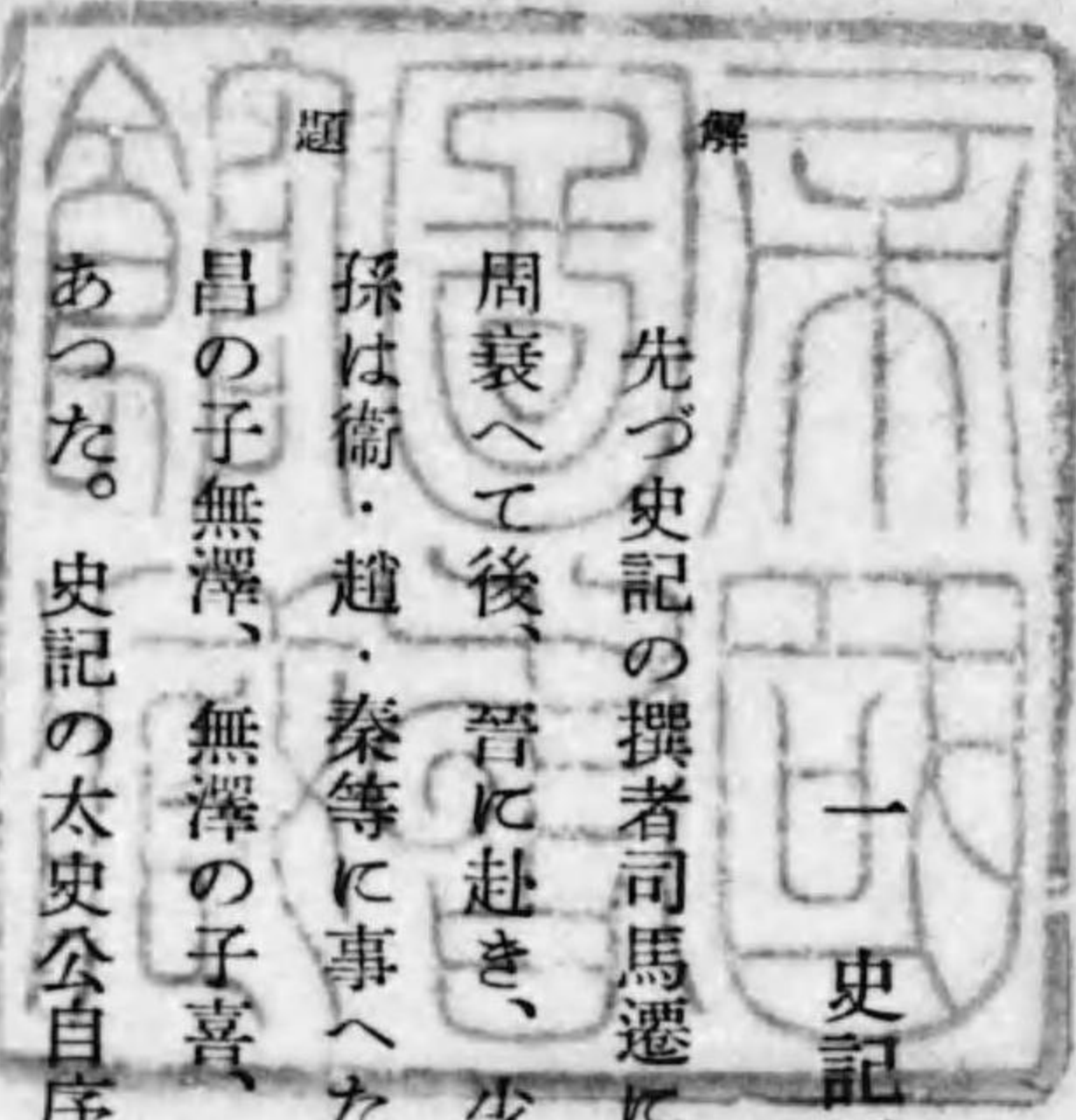
一、漢書食貨志中の、史記平準書に據つた部分に對しても、重複を厭はずして註解を加へた。但し間々これを省略したところもあるから、さういふところは平準書註を参照せられたい。

一、譯者は大正の末、帝國學士院の補助を受けて、和田清博士と共に、支那正史中の食貨志若しくはこれに準すべきもの十四種を和譯して註解を附した。本書は當時の草稿に修正増補を施したものである。今後、自餘の各食貨志原稿を整理して、逐次本文庫の一部として發表する豫定である。

昭和十七年五月

譯註者識す

解題



一 史記平準書・貨殖列傳

先づ史記の撰者司馬遷に就いて述べて置かう。司馬氏は世々周の史官であつたが、周衰へて後、晉に赴き、少梁（後、夏陽といふ、今の陝西省韓城縣）に家した。その子孫は衛・趙・秦等に事へたが、秦に事へたものでは、司馬錯、その孫靳、靳の孫昌、昌の子無澤、無澤の子喜、喜の子談等の名が傳はつて居る。さうして談の子が遷であつた。史記の太史公自序には無澤・喜等は皆な高門に葬つたとある。高門は夏陽城外にある高原の名である。又た自序に「遷龍門に生る」とあるが、龍門は夏陽の山の名で、夏陽そのものを指すに外ならぬ。蓋し秦に事へた司馬氏は引續き夏陽をその郷里としてそこに田宅墳墓を營んだので、従つて遷もこの地に生れたのである。



遷の生れた年は十分明ではないが、太史公自序の張守節正義に従つて、景帝中五年（日紀五一六、西紀前一四五）としてよいやうである（王國維、觀堂集林卷一太史公行年考参照）。自序に十歳にして古史を誦すとあるが、蓋し幼にして今文即ち隸體の書を學び、十歳の時には古文を誦するを得たので、その夙に聰慧であつたことが察せられる。二十歳の時、今の江蘇浙江に遊び西のかた湖南に到り、北して山東に入り、舜禹並に孔子の舊蹟を探つた。時に武帝の元朔三年（日紀五三五、西紀前一二六）であつた。ついで郎と爲り、元封元年（日紀五五一、西紀前一〇〇）には今の四川を経ていはゆる西南夷の地に使した。遷の父談は、是れより先、建元以來太史令の官に就き、列代の史を論著せんとしつゝあつたが、業未だ成らずして此の年を以つて卒した。卒するに先だち、偶、遷が西南夷より歸り來つたので、談は遷の手を執り、泣いてその志を告げ、屬するに修史のことを以つてした。越えて元封三年、遷は父の職を繼いで太史令と爲つた。

かくて修史に従事すること多年、天漢二年（日紀五六二、西紀前九九）匈奴に降つた

將軍李陵を辯護して武帝の怒に觸れ、宮刑に處せられた。ついで中書令に任ぜられた。中書令は詔令奏議の出受を掌るもので、樞要の職であるが、宦者を以つてこれに充てることと爲つて居た。遷が中書令と爲つた年歳は詳でないが、恐らく太始のごく初で、その期間も一二年に過ぎなかつたやうである。天漢・太始の交には遷の身上に重大事件が相繼いで起つたのであるから、史事は姑く放棄されたことと察せられる。しかし其後復た史筆を執つて大に努力しつゝあつたことは、太始四年（日紀五六八、西紀前九三）遷が任安に報ずる書に依つて知られる（太史公行年考）。これより以後のことは全く傳へられて居らず、その歿年も不明であるが、其の後數年間は猶ほ生存したと見てよからう。假りに昭帝即位の年（始元元年、日紀五七五、西紀前八六）に歿したとすれば、齡は六十歳である。さうして元封元年父談歿してより此の年に至るまで修史の業を繼續したとすれば、其の期間は約二十五年と爲る。かくして作られた歴史がいはゆる史記である。

司馬遷はその作つた歴史に對して特殊の名稱を與へずして世を去つたので、前漢



から後漢に互り、その書は「太史公記」「太史公書」又は「太史記」などと呼ばれ、それが約せられて「史記」と爲つた（太史公行年考）。史記といふ語はもと歴史の意味を持ち、司馬遷の歴史の中にもその意味でいくたびか使用されて居るが、司馬遷の歴史を「史記」といふのはさういふ古い用ひ方に依るのではなく、太史公の記（歴史）といふ意味合である。司馬遷の歴史が「史記」と呼ばれるやうに爲つたのは三國の頃からのやうである。

史記が、五帝以來漢の武帝に至るまでの、古今を包容した通史であつて、十二本紀、十表、八書、三十世家、七十列傳合せて百三十篇から成立つことは、更めて繰返すまでもなからう。今私が譯註を加へた平準書はその十書の一つである。書は大體制度を述べたもので、大抵上古以來の因革を掲げて居る。平準書は財政經濟に關する記録である。今の平準書は漢の初より以降、武帝の元封元年までの事を敘し、さうして終の贊に於いて、極めて簡單ながら、上古以來の經濟の發展、貨幣の變遷を述べて秦代まで及んで居る。本文の註に於いて述べる如く、平準書の原形では、

この終の贊が劈頭に掲げられ、その末尾の秦代の敘述が直に今の本文の首にある漢初の記事に接続して居たと認められる。されば本來の平準書に於いては、他の書と同様に、先づ上古以來のことを述べたとすべきであるが、但だそれが頗る粗略で、この書に於いて主として取扱はれたのは、漢代の財政經濟關係の事實であつたのである。しかも漢代でも、景帝以前は簡略で、書の大部分は武帝時代、委しく云へばその元封以前の爲めに費されて居る。されば平準書は、主として武帝時代元封以前の財政經濟の記録であると謂ふべきである。建元元年より元封元年に至る三十一年間は武帝の治世中頗る重要な時期で、匈奴征伐、西域交通、西南夷經營、南越・東越・朝鮮の征服等、幾多の大事事件が相繼いで起り、同時に財政の困難を來し、これを救はんが爲め、武功爵の賣出し、皮幣白金の發行、鹽鐵專賣制度の樹立、緡錢・舟車の課税、告緡令の發布、均輸平準の創設等、多くの新施設が行はれ、それが深刻な影響を社會に及ぼした時である。武帝の財政經濟上に於ける新施設は大部分この時期に行はれたと謂つてよく、従つて平準書に記述されて居る。この後では、天



漢三年縮酤（酒の專賣）を行つたこと、征和四年以後、代田を奨勵し、畝制を改めて、民力の休養を圖つたことなどがあるが、これ等は勿論平準書には載つて居ない。要するに平準書は武帝一代の財政經濟關係の事實を網羅したものではないけれども、その前半三十餘年間のそれを、當時の史官たる人が目睹耳聞したまゝに敘述したもので、不精密な點が往々にして有るとは云へ、史料として極めて貴重なものであることは疑を納れない。

書には、例へば禮書樂書といふが如く、その内容全體に該當する名稱が與へられて居るが、獨り平準書はさやうでない。平準とは元封元年に設けられた制度で、その記事は平準書の終りに近い幾行かを占めて居るに過ぎないに拘らず、取つて此の書の名とせられたのは何故であらうか。顧ふに、史記の編者は、この書の名稱について適當な案を持たなかつたのではあるまいか。そこで、この書には、主として漢代の財務に關する事實を述べ、平準に至つて筆を擱いたので、假りに名づけて平準書と云ひ、さうしてそのまゝ後世に傳はつたのではあるまいか。中らずと雖も遠からざる推測であらう。

平準書について尙ほ一言して置かなければならないのは、漢書食貨志との關係である。食貨志上篇の秦及び漢初の條、景帝及び武帝初年の條に於ける各數十字は平準書の其の部分と大體同一であり、又下篇の、漢初より武帝に亙る記事は、その中に挿まれた賈誼の上奏を除いて、平準書と略ぼ同一である。これは、從來、食貨志が平準書の文を割裂編入した結果と認められて居た。然るに、清の宣統中、公にせられた崔適氏の史記探源には、これに反して、平準書を以つて、後世の妄人が食貨志を任意割裂して作つたものとした。その主なる理由は、平準書の首に「漢興りて秦の弊に接し云云」とあつて何の弊か明でなく、食貨志には、其の前に、始皇天下を并せ、内功作を興し、外夷狄を攘ふことがあつて、それが詳にせられて居ることなど、總じて平準書起首の文が食貨志に比して頗る不整頓であることにある。假りにこの非難が正當であるとしても、これ等だけでは平準書全體が食貨志を割裂して作られたといふ證據に爲りかねるが、上文に述べたやうに、平準書の原形では、現



在、書の末にある賛が其の首に冠せられて居たとすれば、崔氏の非難は自ら消失するのである。平準書と食貨志とを平心に對照すれば、後者が前者を適宜採録したものであることは明瞭である。

次に貨殖列傳は、春秋末以來、漢の景帝に至る間に於いて、一代にして巨富を積み得た人々の物語で、その間に各地方の風俗・物産・交通・商業等の有様をかなり詳に述べて居る。尙ほ撰者自身の經濟に關する考も披瀝せられて居る。されば貨殖列傳は富豪傳でもあり、經濟地理でもあり、又た一種の經濟學說でもあつて、秦漢ごろの經濟事情、經濟思想を窺ふべき崛起の資料である。平準書が主として國家財政の記述であるに引換へ、貨殖列傳は民間商賈の物語であるが、往往にして互に相表裏するやうな趣もあり、二者相俟つて當時の事情を詳にし得る場合もある。これが平準書譯註に添へる貨殖列傳譯註を以つてした理由である。

## 二 漢書食貨志

漢書の編纂は、後漢の初、班彪に依つて着手せられ、其の子固に依つて大成された。班彪は扶風の安陵縣（今の陝西省咸陽縣の東）の人。光武に事へて徐縣の令と爲つたが、病の爲めに官を罷めて家居した。彼は司馬遷の史記を繼いで前漢の全史を作らんと志したが、業未だ成らずして建武三十年を以つて歿した。後漢書班彪傳に「作後傳數十篇」とあるを観れば、彼が編纂したのは、主として列傳であつたらしい。彪の事業は子の班固に依つて繼續された。時に明帝が位に在つたが、人の上書して、固、私に國史を改作すと告げるものがあつたので、詔して固を收めて獄に繋ぎ、同時に郡からは其の書を上つた。明帝これを觀て奇と爲し、固を釋し、召して蘭臺令史に除し、他の儒臣と共に世祖本紀其他の撰述に従はしめ、ついで復た前に著すところの書を終へ成さんことを命じた。是に於いて固は前記を探撰し、所聞を綴集し、高祖に始まり、孝平王莽之誅に終はる前漢二百三十年の史を成した。紀十二、表八、志十、列傳七十合せて百篇、名づけ漢書と曰つた。明帝永平中に詔を受け、章帝建初中に完成したので、これが爲め前後二十餘年の歳月を費したといふ。



但しその中、八表及び天文志は實は未だ出來上つて居なかつたので、固の歿後、和帝の時、その妹昭及び馬續に詔して、繼いでこれを終へしめたのであつた。志は史記の書に當るものであるが、志十篇の中、天文志を除く九篇は班固自身の手になつた筈であるから、こゝに譯註を施した食貨志も勿論同様としなければならぬ。

食貨志は上下二篇に分かれて居る。上篇には、先づ神農氏より周に至る古先聖王の施政の概要、即ち儒家の理想たる政治の要領を掲げ、それが陵夷して戰國より秦に至る経過を略叙し、ついで漢代王莽時代に於ける人民生活の難易、當時の主要産業たる農業の興廢、これ等に對する政策の變遷等をかゝり詳に敘述して居る。その中、秦代並に漢初の情形を述べたところ、景帝及び武帝初年の有様を述べたところには平準書の文が若干借り用ひられて居るけれども、その他の部分、即ち食貨志上の大部分は漢書独自の記述であり、その中、文帝・武帝の條に紙幅を惜まず掲げられた賈誼・鼂錯・董仲舒の長い上奏文の如きは當時の經濟事情を躍如たらしめる大切な資料であるが、平準書には勿論無きところである。下篇は主として財政及び貨

幣の沿革を述べたもので、初に周秦の幣制を説き、次に漢の財政幣制を説き、終に王莽の財務に關する制度を詳述して居る。その中、漢に關する部分は、史記平準書に據つたもので、平準書の食貨志上篇に採録されたところを除き、残りの殆ど全部が、多少の修正を加へられたとは云へ、大體其儘收められて居る。但し文帝の條に掲げられた、賈誼の銅禁を立てんことを請ふの上奏文は、漢書の編者の新に挿んだもので、平準書には無い。要するに食貨志上下二篇は、漢代及び王莽時代の經濟情勢を詳叙し、これに附するに秦以前の沿革を以つてしたものと謂ふべく、さうして上篇は農民農業を中心とし、下篇は財政貨幣を中心として記述されて居るのである。其の平準書に據つた部分は全體の大略三分の一で、その三分の二は漢書の編者が新に書きおろしたものであり、漢代の政治經濟を窺はんとするものに取つて必讀の書であることは更めていふまでもない。さうして平準書に據つた部分に於いても、今の平準書の本文とは多少の異同出入があるから、平準書を研究するものは、食貨志を併せ觀て考證に資すべきである。



經濟關係の事項の爲めに書若しくは志を設けたのは司馬遷に始まるが、これに對して食貨の名を與へたのは班固である。食貨の二字が尙書の洪範の八政に本づくことは志の本文に依つても明であるが、蓋し班固は食と貨とが人間經濟生活の二大要素であることを認め、志の名を食貨と稱へると同時に、その上篇を以つて食の歴史に擬し、下篇を貨の歴史に擬したやうである。清の劉光蕡の前漢書食貨志注の終に「前半爲食、後半爲貨」と云つたのも此の意味であらう。漢書が一たび備を作つて以來、後世の正史中、經濟的事實を取扱ふところの志は、常に食貨志と呼ばれることとなつた。

漢書にも貨殖傳がある。これは史記の貨殖列傳を整理増補したもので、列傳 經濟地理的記述を殆ど悉く削り、漢末に於ける成都・臨淄・洛陽・三輔等の富豪の事蹟を加へ、且つ行文の間に幾分富者の化を傷つけ俗を敗るを戒めて居るが、譯註には及ばなかつた。

### 三 參考書

史記の古い註で今存するものは、宋の裴駰の集解、唐の司馬貞の索隱、唐の張守節の正義で、この三つは、北宋以來、合せて、史記の本文の間に挿まれて居る。近代の作では、明の凌稚隆の史記評林、清の方苞の史記注補正、梁玉繩の史記志疑、張文虎の校勘史記札記、更に降つては民國の李笠の史記訂補など。専ら史記に関するものではないが、錢大昕の廿二史攷異、姚範の援鶉堂筆記、王念孫の讀書雜誌等にも平準書及び貨殖列傳に関する若干の考證が含まれて居る。日本人の著述では、岡白駒の史記臆、中井履軒の史記左傳雕題、近くは瀧川龜太郎博士の史記會注考證がある。

漢書については、唐の顏師古の注を首として、清の沈欽韓の漢書疏證、周壽昌の漢書注補正、王先謙の漢書補注、劉光蕡の前漢書食貨志注、並に前記錢大昕・姚範・王念孫等の書など。



右は史記平準書・貨殖列傳及び漢書食貨志を讀むに當つて參考すべき最も主要な文獻である。進んで根本的に研究しようとするれば、史記漢書の本紀列傳志表、鹽鐵論、後漢の諸子類などをも参照しなければならぬ。

## 史記平準書

加藤 繁 譯 註



史記平準書

漢興りて、秦の弊に接し、丈夫は軍旅に従ひ、老弱は糧饟を轉ず。作業劇にして財匱し。天子よりして鈞駟を具ふること能はず。而して將相或は牛車に乗り、齊民藏蓋無し。是に於いて、秦の錢の重うして用ひ難きが爲めに、更に民をして錢を鑄しむ。一黄金は一斤。法を約し禁を省く。而して不軌にして利を逐ふの民、餘業を蓄積して以つて市物を稽へ、物踊騰す。米を糶すれば石ごとに萬錢に至り、馬一匹は則ち百金なりき。天下已に平ぐ。高祖乃ち賈人をして絲を衣、車に乗るを得ざらしめ、租税を重くして以つて之を困辱す。

- 一 色同じき四頭の馬車を謂ふ。天子の馬車には馬四頭を用ふるを法とす。
- 二 之を莢錢と稱す。楡の莢の如く小さきを謂ふなり。下文に『孝文の時に至りて、莢錢益多くして輕し』とあるの莢錢は此れに外ならず。



三 黄金一箇の重さを一斤とし、之を貨幣として用ひたるを謂ふ。一斤は十六兩より成る。漢の斤兩が後世の幾何に當るかに就きては、日支學者の説同じからざるが、吳大澂の權衡度量實驗攷に考ふる所比較的妥當なるが如し。これに依れば、漢の一兩は湘平四錢四分餘にして、我國の三匁五分餘に當る。狩谷望之の本朝度量權衡攷に漢の一兩を三匁七分八厘餘としたるは之に近し。

四 餘財を謂ふ。業は財産の意。 五 物價騰貴するをいふ。

六 米穀を出賣するを糶と謂ふ。 七 絲は絹絲なり。茲にては絹を指す。

孝惠・高后の時、天下初めて定まれるが爲めに、復た商賈の律を弛うす。然れども市井の子孫は亦た仕宦して吏と爲ることを得ず。吏祿を量り官用を度りて以つて民に賦す。而して山川・園地・市井・租税の入は、天子よりして以つて封君湯沐の邑に至るまで、皆な各私の奉養と爲して、天下の經費に領せず。山東の粟を漕轉して以つて中都の官に給す。歳ごとに數十萬石に過ぎず。

八 吏祿・官用等公の費用は一般人民より收むる田租・算賦(人頭税)等を以つて充つるを謂ふ。

九 山川園圃池澤市肆の租税は、天子に於いても、即ち天下一般に於いても、又諸侯王・列侯・封君の采邑に於いても、皆なそれ／＼天子諸侯王等の私の奉養の費に充て、公の經費

に供せざるを謂ふ。山川の税の中には、後に問題と爲れる鹽鐵の税をも含めり。故に下文に『山海(主として鹽鐵を指す)は天地の藏なり。宜しく少府(帝室事務を掌る官廳)に屬すべし』と云へるなり。

一〇 嶠山の東にして、今の河南山西以東を總稱す。

一一 中都は京師を謂ふ。

孝文の時に至りて羨錢益多くして輕し。乃ち更めて四銖錢を鑄、其の文を半兩と爲す。民をして縦に自ら錢を鑄ることを得しむ。故に、吳は諸侯なるも、山に即いて錢を鑄るを以つて、富、天子に埒し。其の後、卒に以つて叛逆せり。鄧通は大夫なるも、錢を鑄るを以つて、財、王者に過ぐ。故に吳鄧氏の錢天下に布きて、而して鑄錢の禁生ず。

一二 是より先、呂后二年、八銖錢を鑄、同時に民の鑄錢を禁じたるが如し。六年改めて五分錢(半兩の五分の一の意味にして重き二銖四釐)とす。而して文帝五年に至りて復た民の錢を鑄るを聽し、同時に重さを四銖と定めたり。八銖錢五分錢四銖錢皆な面に半兩と紀せり。平準書には呂后二年及び五年の改革を省略したるなり。

一三 漢書卷三五吳王濞傳參照。 一四 漢書卷九三佞幸傳參照。



匈奴しほく數北邊に侵盜す。屯戍する者多し。邊粟、當に食すべき者を給し食ふに足らず。是に於いて、民を募りて、能く輸し、及び粟を邊に轉ずる者は爵に拜す。爵、大庶長に至るを得。<sup>(二五)</sup>

孝景の時、上郡(二六)以西、早す。亦た復た爵を賣るの令を脩め、而して其の價を賤しうして以つて民を招く。及び徒と復作(二七)とは粟を縣官に輸して以つて罪を除かるるを得しむ。益苑馬(二九)を造りて以つて廣うす。而して宮室列觀輿馬も益(三〇)増修す。

- 一五 漢代、爵二十級あり。漢書百官表に依れば大庶長は十八級なり。但し、當時、爵を擧ぐるには卑しきより尊きに及ぶ習ひにて、所謂一級は最下、二十級は最上なるが故に、十八級は上より計ふれば第三等に當る。
- 一六 上郡は今の陝西省舊榆林道の大部分及び舊關中道と內蒙古鄂爾多斯との一部に互る。
- 一七 徒は徒刑囚にして軍役・土工等に用ひらる。復作は女子の徒刑囚にして、一年間、官の雜役に使用せらる。
- 一八 縣官は朝廷を指す場合と縣の長官を指す場合とあり、茲にては前の意味。
- 一九 太僕(朝廷の車馬を掌る)管轄の下に西北邊に三十六の苑ありて馬を牧養せるを謂ふ。

今上即位の數歲に至るまで、漢興りて七十餘年の間、國家事無く、水旱の災に遇ふに非ざれば、民は則ち人給し家足る。都鄙の廩庾皆な滿ちて而して府庫貨財を餘す。京師の錢巨萬を累ね、貫朽ちて校(三二)ふ可からず。太倉(三三)の粟、陳陳として相因り、充溢して外に露積し、腐敗して食ふ可からざるに至る。衆庶も街巷に馬有りて、阡陌(三四)の間に羣を成す。而して字牝(三五)に乗る者は償けられて聚會するを得ず。閭閻(三六)を守る者梁肉を食ひ、吏と爲る者子孫を長じ、官に居る者以つて姓號と爲す。故に人人自愛して法を犯すことを重り、行義を先にして、而して後恥辱を細(三七)く。此の時に當りて、網疏にして民富み、役財(三八)して驕溢す。或は兼并豪黨の徒、以つて鄉曲(三九)に武斷するに至る。宗室(四〇)の土有るもの、公卿大夫以下、奢侈を争ひ、室盧輿服、上に僭し、限度無し。物盛にして而して衰ふるは固より其の變なり。

- 二〇 孝武帝。 二一 萬萬即ち億を謂ふ。
- 二二 朝廷の穀倉にして長安城外東南に在り。大司農の管轄に屬す。
- 二三 一般人民も馬に騎りて街巷を行き、其の馬は田間にて牧せられ、阡陌に群を成すの意。街巷は城内の道路。阡陌は田間の道路。



二四 字牝は牝馬。 二五 償は擯斥の意。  
 二六 閭閻は原と里中の門の義なるも、轉じて村落を意味す。漢代、縣の下に郷あり。郷の下に亭あり。亭の下に里あり。郷以下は皆な村落と見るべし。郷に三老・有秩・嗇夫・游徼あり。亭に亭長あり。里に里魁あり。皆な村役人なり。閭閻を守るものとは此等の村役人を謂ふならん。

二七 吏は廣義にては官吏の意味なれども、狹義にては本官ならざる下級吏員を指す。漢代、掾吏・掾屬など呼べるものは是れなり。茲に吏とあるは此の下級吏員なるべし。

二八 官は本官にして品秩あるものを謂ふ。久しく一官職に在るを以つて其の官名を取りて姓と爲せしなり。倉氏・庾氏の如し。

二九 役財は貧民を使役し、財物を貯藏するの意。下文に「財を蹠め貧を役し」とあるを約したるなり(史記會注考證)。

三〇 武斷とは、威勢を恃みて擅に曲直を斷ずるを謂ふ。即ち郷黨を壓制するなり。

三一 宗室の土有るものとは、皇族の封土あるもの意、主として諸侯王・列侯を指す。

是れより後、嚴助・朱買臣等、東甌を招來し、兩越に事をなす。江淮の間蕭然と

して煩費す。唐蒙・司馬相如、路を西南夷に開き、山を鑿ち道を通すること千餘里、

以つて巴蜀を廣む。巴蜀の民罷る。彭吳滅朝鮮を賈(穿)ちて、滄海の郡を

置く。則ち燕齊の間、靡然として發動す。

王恢、謀を馬邑に設くるに及んで、匈奴和親を絶ち、北邊を侵擾し、兵連りて解

けず。天下其の勞に苦しんで而して干戈日に滋し。行く者は齎し、居る者は送る。

中外騷擾して而して相奉じ、百姓抗弊して以つて法を巧にす。財賂衰耗して贍らず。物を入るる者は官に補し、貨を出す者は罪を除く。選舉陵遲し、廉恥相冒す。武力進用せられ、法嚴に令具はる。利を興すの臣、此れより始まるなり。

三二 漢書卷六四上、嚴助傳・朱買臣傳參照。 三三 今の浙江省南部、温州地方。

三四 閩越及び南越を謂ふ。閩越は今の福建、南越は兩廣地方。

三五 楊子江及び淮水。

三六 史記卷一一六西南夷傳、同卷一一七司馬相如傳參照。西南夷は今の貴州省及び四川省南部に居住せし蠻族なり。

三七 巴蜀二郡にして巴は今の四川省の東部、蜀は其の西部。

三八 滅は滅の誤りにして、賈は穿の誤りなり。

三九 大略、今の朝鮮の中部以北に當る。



- 四〇 滄海郡は今の鴨綠江上流域より日本海に達する地方なりしが如し。滄海の名は日本海の水碧なるに本づけるならん。
- 四一 燕は大略今の河北省北部、齊は山東省の中部以東。
- 四二 史記卷一一〇匈奴傳參照。
- 四三 抗弊は疲弊すること。法を巧にすとは巧に法網を避くるをいふ。
- 四四 官吏の任用を謂ふ。

其の後、漢の將歲ごとに數萬騎を以つて出でて胡を撃つ。車騎將軍衛青、匈奴の河南の地を取るに及んで、朔方を築く。是の時に當りて、漢、西南夷の道を通ず。作者數萬人。千里負擔して糧を饋る。率ね十餘鍾にして一石を致す。幣を邛罽に散じて以つて之を集む。數歲にして道通ぜず。蠻夷因りて以つて數攻む。吏、兵を發して之を誅す。巴蜀の租賦を悉すも以つて之を更ふに足らず。乃ち豪民を募りて南夷に田し、粟を縣官に入れて、而して、内、錢を都内に受けしむ。東、滄海の郡に至りても、人徒の費、南夷に擬す。又た十餘萬人を興して朔方に築衛し、轉漕甚だ遼遠なり。山東よりして、咸な其の勞を被る。數十百巨萬を費して、府庫益虚し。乃

ち民を募りて、能く奴婢を入れるれば以つて終身復せらるるを得しむ。郎と爲りて秩を増し、及び羊を入れて郎と爲るも、此に始まる。

- 四五 匈奴を指す。 四六 史記卷一一一衛將軍驃騎列傳參照。
- 四七 今の内蒙古鄂爾多斯地方。之を取りて朔方郡を置く。
- 四八 作者は勞作者の意。
- 四九 鍾は一石四斗。但し漢代の一石は約我が一合に當る。即ち大略十分の一なり。
- 五〇 賣買交換に堪ふる財物を幣と謂ふ。錢も絹帛も黄金も皆な是れなり。
- 五一 邛は今の四川省舊邛州地方、罽は宜賓縣地方。
- 五二 縣官は茲にては縣の長官たる令長を指す。漢代、戶數一萬以上の縣には令を置き、一萬未満の縣には長を置けり。
- 五三 大司農(財政を掌る)の一分局にして錢の出納を掌る。豪民をして粟を南方の縣官に入れ、京師に來りて都内より其の代價を受取らしめしなり。
- 五四 茲にては力役の賦課を免ぜらるるを謂ふ。
- 五五 光祿勳(宮殿の守衛及び行幸の際の警備等を掌る官廳)の屬官。

其の後四年にして、漢、大將を遣はし、六將軍を將ゐ、軍十餘萬もて、右賢王を



撃たしめ、首虜萬五千級を獲たり。<sup>(五七)</sup> 明年大將軍、六將軍を將ゐて、仍ほ再び出でて胡を撃ち、首虜萬九千級を得たり、首虜を捕斬するの士には、黄金二十餘萬斤を受賜す。虜數萬人も皆な厚賞を得、衣食は給を縣官に仰ぐ。而して漢軍の士馬死する者十餘萬。兵甲の財、轉漕の費は與らず。是に於いて大農陳藏の錢經に耗しく、賦税既に竭きて、猶ほ以つて戰士に奉ずるに足らず。有司言す。天子曰く「朕聞く、五帝の教は相復せずして治まり、禹湯の法は道を同じくせずして王たり。由る所、路を殊にして、而して徳を建つるは一なり。北邊未だ安からず、朕甚だ之を悼む。日者大將軍匈奴を攻めて斬首虜萬九千級、留蹕して食する所無し。議して、民をして爵を買ひ、及び禁錮を贖ひ、罪を免減するを得しめよ」と。請ひて賞官を置き、命じて武功爵と曰ふ。級十七萬、凡そ三十餘萬金に直す。諸の武功爵を買ふものうち、官首の者は試みに吏に補して先づ除す。千夫は五大夫の如し。其の罪あるものは又た二等を減す。爵、樂卿に至るを得しめ、以つて軍功を顯はす。軍功多きものは用つて等を越ゆ。大なる者は封侯卿大夫、小なる者は郎吏たり。吏道雜にして而して端

多く、則ち官職耗廢す。公孫弘、春秋の義を以つて臣下を繩たゞして漢の相を取り、張湯、峻文を用ひて理を決して廷尉と爲りしより、是に於いて見知の法生じて、而して廢格沮誹窮治の獄用ひらる。<sup>(五七)</sup>

五六 元朔五年を指す。

五七 衛青を指す。

五八 匈奴の爵名。匈奴に左右賢王あり。

五九 斬首及び捕虜。

六〇 元朔六年。

六一 大農は大司農に同じ。當時大農と稱せしが、後太初元年に至りて大司農と改め、以つて漢末に及べり。財政主務官廳なり。陳藏は久しく藏せるの意。

六二 復は重複の意ならん。繰返すといふが如きか。

六三 蹕は滞の意。富人積穀を貯滞して、軍士捕虜等食に乏しきを謂ふ。

六四 從來ありし二十級の爵の外、此の特別に武功爵なるものを設けたるなり。此の爵、十一級あり。下文に見ゆる官首は、高きより計へて第七等なり。又た千夫は、同じ計へ方にて第五等にして、從來の二十級爵中の第十二等たる五大夫に相當せしなり。

六五 武功爵各級を賣りて延勘定總計十七萬級に達し、その收入を黄金にて計れば金三十餘



萬斤に當れりとの意（櫻井芳朗氏「漢の武功爵に就いて」東洋學報二六の二）。

六六 武功爵の第四等なり。

六七 史記卷一一二公孫弘傳參照。

六八 漢の丞相。

六九 史記卷一二二酷吏傳參照。

七〇 司法の最高機關。

七一 罪あるを見知して舉劾せざるの吏を罰する法を謂ふ。

七二 法令を廢格して行はれざらしむるもの、及び上の行ふ所を沮壞誹謗するものを窮治するの裁判沙汰頻頻たりしを謂ふ。

其の明年淮南・衡山・江都王謀反の迹見はれて、公卿、端を尋ねて之を治め、其の黨與を竟む。而して坐して死する者數萬人。長吏益慘急にして、法令明察なり。是の時に當りて、方正・賢良・文學の士を招尊し、或は公卿大夫に至る。公孫弘、漢の相を以つて布被し、食に味を重ねず。天下の先を爲す。然れども俗に益無し。稍く功利に驚す。

七三 元狩元年。

七四 淮南王安・衡山王賜・江都王建を謂ふ。史記卷一一八淮南衡山列傳及び漢書卷五三景十三王傳參照。

其の明年驃騎仍ほ再び出でて胡を撃ち、首を獲ること四萬。其の秋、渾邪王、數萬の衆を率ゐて來り降る。是に於いて、漢、車二萬乘を發して之を迎ふ。既に至りて賞賜を受け、有功の士に及ぶ。是の歳費凡そ百餘巨萬。初め、是れより先、往くこと十餘歳、河、觀に決す。梁楚の地、固より已に數困しむ。而して、緣河の郡、河を隄塞すれば輒ち決壞す。費、計ふるに勝ふ可からず。其の後番係、砥柱の漕を省かんと欲し、汾河の渠を穿ちて以つて田に溉ぐを爲す。作者、數萬人。鄭當時、渭の漕渠の回遠なるが爲めに、直渠を鑿ち、長安より華陰に至る。作者數萬人。朔方にも亦た渠を穿つ。作者數萬人。各二三朞を歴て、功未だ就らず。費も亦た各巨萬十數なり。天子、胡を伐つが爲めに盛に馬を養ふ。馬の來りて長安に食む者數萬匹。卒の牽掌する者、關中のみにては足らず。乃ち旁近の郡に調す。而して胡の降る者、皆な縣官に衣食し、縣官給せず。天子、乃ち膳を損じ、乘輿の駟を解き、御府の禁



藏を出だして以つて之を贍らす。

- 七五 元狩二年。
- 七六 驃騎將軍霍去病。去病の傳は史記卷一一一に見ゆ。
- 七七 匈奴の一王にして蒙古西部に國せり。
- 七八 錢百餘巨萬文の意。
- 七九 今の山東省觀城縣。
- 八〇 人名。河東郡の太守。
- 八一 山名。黄河の中にありて舟行の難處。其の地、今、山西省舊河東道平陸縣に屬す。
- 八二 汾水及河水を引き渠（運河）を造り、漕運を通ずると共に田を灌漑せしなり。汾水は山西省を北より南に貫きて黄河に入る。
- 八三 此の時大農たり。傳、漢書卷五〇に在り。
- 八四 水名。長安の北を流れ、東して黄河に注ぐ。
- 八五 長安の故城は、今の陝西省長安縣治の西北十三里に在り。
- 八六 今の陝西省華陰縣地方。
- 八七 二三年。
- 八八 天子の御手元金なり。御府は少府の一分局にして金錢の保管出納を掌る。

其の明年、山東、水蓄を被り、民多く飢乏す。是に於いて、天子、使者を遣はし、郡國の倉廩を虚しうして、以つて貧民を振す。猶ほ足らず。又た豪富の人を募りて、相貸假せしむ。尚ほ相救ふ能はず、乃ち貧民を關以西に徙し、及び朔方以南、新秦中を充たすこと、七十餘萬口。衣食、皆な給を縣官に仰ぐ。數歲にして産業を假し予ふ。使者、部を分ちて之を護し、冠蓋相望む。其の費、億を以つて計り、數ふるに勝ふ可からず。是に於いて縣官大に空し。而して、富商大賈或は財を躡め貧を役し、轉穀百數、廢居して邑に居く。封君、皆な首を低れて給を仰ぐ。冶鑄煮鹽、財或は萬金を累ねて、而して國家の急を佐けず、黎民重困す。

- 八九 元狩三年。
- 九〇 函谷關以西を謂ふ。函谷關は今の河南省靈寶縣治の西南一里許に在りき。
- 九一 朔方郡の南方にして、今の陝西省の北境に當る。
- 九二 田園を謂ふ。
- 九三 貨物運輸の爲め車輛を用ふること百に及ぶ。
- 九四 貨物を邑中に置き、或は發賣し、或は停藏して利を射るなり。



是に於いて、天子公卿と議して、錢を更め、幣を造りて以つて用を贍らし、而して浮淫并兼の徒を摧く。是の時、禁苑に白鹿有りて、而して少府に銀錫多し。孝文、四銖錢を更造してより、是の歳に至るまで四十餘年なるが、建元より以來は用少し。縣官往往銅多き山に即きて錢を鑄る。民も亦た間錢を盜鑄すること、數ふるに勝ふ可からず。錢益多くして而して軽く、物益少くして而して貴し。有司言つて曰く「古は、皮幣あり、諸侯以つて聘享す。金に三等あり。黄金を上と爲し、白金を中と爲し、赤金を下と爲す。今、半兩錢、法の重さ四銖にして、而して、姦、或は錢裏を盜摩して銖を取る。錢益輕薄にして而して物貴し。則ち遠方幣を用ひば、煩費にして省ならず」と。乃ち白鹿の皮の方尺なるを以つて、緣するに藻績を以つてして、皮幣を爲る。直四十萬。王侯宗室の朝覲聘享は、必ず皮幣を以つて璧に薦きて然る後行ふことを得。又た銀錫を造りて、白金と爲す。以爲へらく『天の用は龍に如くは莫く、地の用は馬に如くは莫く、人の用は龜に如くは莫し』と。故に白金三品。其の一に曰く。重さ八兩にして之を圓にし、其の文は龍なり。名づけて白選と曰ふ。

直三千。二に曰く、重さ差小にして之を方にし、其の文は馬なり。直五百。三に曰く、復た小にして之を橢にし、其の文は龜なり。直三百。縣官に令して、半兩錢を銷して更に三銖錢を鑄しむ。文、其の重さの如し。諸の金錢を盜鑄するものは、罪、皆な死たり。而して吏民の白金を盜鑄する者、數ふるに勝ふ可からず。

九五 皮もて造れる貨幣。

九六 聘は使を遣はして好を修むるを謂ふ。享は饗宴なり。

九七 白金は銀、赤金は銅。 九八 銅屑。

九九 五色の絲にて刺繡するをいふ。即ち白鹿皮幣の周邊に五色の刺繡を施すなり。

一〇〇 圓なり。 一〇一 楕圓。

一〇二 從來の錢は重さの如何に拘らず、半兩の二字を鑄たるが、此に至つて、これを罷めて重量を紀することとし、文を三銖としたるなり。

是に於いて、東郭咸陽・孔僅を以つて大農丞と爲し、鹽鐵の事を領せしむ。桑弘羊は、計算を以つて事を用ひて、侍中たり。咸陽は齊の大煮鹽にして、孔僅は南陽の大冶たり。皆な生を致して千金を累ねたり。故に鄭當時之を進言しき。弘羊は雒



陽の賈人の子なるが、心計を以つて、年十三にして侍中たりき。故に三人、利事を言ひて秋毫を析かつ。法既に益ます嚴にして、吏多く廢免せられ、兵革しほ數動いて、民多く復を買ひ、五丈夫に及ぶ。徵發の士、益ます鮮し。是に於いて、千夫・五大夫を除して吏と爲し、欲せざる者は馬を出ださしむ。故吏は、皆な通じて、適して棘(二九)を上林(二九)に伐らしむ。昆明池(二九)を作る。

- 一〇三 大農丞は、本來大農の次官にして定員二人なり。然れども東郭咸陽及び孔僅は、此の定員以外に於いて、特に丞として任用せられ、而して専ら鹽鐵に關する事務を掌らしめられしもの如し。是れ下文に鹽鐵丞孔僅・咸陽とあるに依りて察すべし。
- 一〇四 天子側近の雜務を掌るの官。
- 一〇五 南陽は郡名なるが茲にては其の郡の治所なる宛縣を指す。宛縣は今の河南省南陽縣に當る。
- 一〇六 鐵器鑄造業者なり。
- 一〇七 洛陽に同じ。今の河南省洛陽縣治の東北三十里は其の故城に當る。
- 一〇八 故吏は嚮に吏と爲り、罪ありて廢免せられたるものを謂ふ。適は護なり。責罰の意。
- 一〇九 苑の名。長安の東南より西南に亙りて、周圍三百餘里に及べりと稱せらる。

一一〇 昆明國(今の雲南)を伐つ準備として、兵士に水戰を習はしめんが爲めに穿ちたる池。周圍四十里。

其の明年(二二)、大將軍と驃騎と、大に出でて胡を撃つ。首虜を得ること八九萬級、賞賜五十萬金、漢の軍馬の死する者十餘萬匹。轉漕・車甲の費は與らず。是の時、財匱(二二)しくして戰士頗る祿を得ず。有司言ふ『三銖錢輕くして姦詐し易し』と。乃ち更に請ふ『諸の郡國にて五銖錢を鑄て、其の下(二三)に周郭し、鉛よを磨取す可からざらしめん』と。大農より、鹽鐵丞孔僅・咸陽の言を上る。『山海(二四)は天地の藏なり。皆な宜しく少府に屬すべし。陛下私せずして以つて大農に屬して賦を佐く。願(二五)はくは、民を募りて自ら費を給し、官器に因りて煮鹽を作さしめ、官、牢盆を與へん。浮食(二五)の奇民は、擅(二六)に山海(二六)の貨を管して以つて富美を致し、細民を役利せんと欲す。其の事を沮むの議は、聽くに勝ふ可からず。敢て私に鐵器を鑄、鹽を煮る者は左趾(二七)に鈇(二七)し、其の器物を没入せん。郡、鐵を出さざる者には、小鐵官(二八)を置きて、便ち在所の縣に屬せん』と。孔僅・東郭咸陽をして傳(二九)に乗じて、天下の鹽鐵(三〇)を舉(三〇)り行ひ、官府を作ら



しむ。故の鹽鐵の家の富める者を除して吏と爲す。吏道益雜にして選ばず。而して賈人多し。商賈、幣の變するを以つて、多く貨を積みて利を逐ふ。

一一一 元狩四年。

一一二 錢の表面の外、背面にも輪郭を施すの意。

一一三 山海は天地の所有なるが、天子は天地に代りて君臨するもの故、復た山海をも所有すべしとの意。

一一四 願はくは民を募り、官より器具を貸し與へ、其の他の費用は自辨せしめて、鹽の製造に従はしめ、而して官より其の手當を給し、且つ鹽を煮るの盆をも與へんとの意。牢は雇庸の價直即ち手當を謂ふ。

一一五 浮食は着實に生活せざるの意。主として商人を指す。

一一六 山海の貨は鹽鐵を指す。

一一七 鐵もて作れるあしがせ。

一一八 小鐵官は古き鐵器を買ひ集めて新しき鐵器を鑄造することを掌る。

一一九 傳とは驛傳の車を謂ふ。

是に於いて、公卿言へらく『郡國頗る畜害を被り、貧民の産業無き者は、募りて

廣饒の地に徙す。陛下膳を損じ、用を省き、禁錢を出だして以つて元元を振はし、

貸賦を寛うす。而して民齊しく南畝に出でず。商賣滋衆し。貧者は畜積有ること

無く、皆な縣官に仰ぐ。異時、輶車と賈人の緡錢とを算すること皆な差ありき。請

ふ、算すること故の如くせん。諸の賈人、末作貰貸し、買ひて邑に居き、諸物を積

へ、及び商ひして以つて利を取る者は、市籍無しと雖も、各其の物を自ら占せしめ、

率緡錢二千にして一算す。諸の作にして、租あるもの、及び鑄るものは、率緡錢四

千にして一算す。吏の比たるものと三老・北邊の騎士とに非ざるものの輶車は以つ

て一算す。商賈人の輶車は二算す。船の五丈以上なるは一算す。匿して自ら占せず、

占して悉さざれば、邊に戍すること一歳、緡錢を没入す。能く告ぐる有る者には、

其の半を以つて之に畀ふ。賈人の市籍有る者、及び其の家屬は、皆な籍名田する

ことを得る無く、以つて農に便す。敢て令を犯さば、田僮を没入せん』と。

一二〇 漢の邦土は郡と國とに分かる。郡は本來天子に直隸したる地にして、守ありて其の行政を掌れり。國は諸侯王及び列侯の領土なり。諸侯王は初めは自ら其の民を治めたるが、



景帝の中五年以後、天子より官吏を任命して之を治めしめ、王は復た政務に與ること無かりき。列侯に就きては、特に傳ふる所無きも、諸侯王と同時に其の政權を奪はれたるもの如く、漢末に於いては天子の官吏其の國を治めたる例證あり。郡の大なるものは三十餘縣に及び、小なるも猶ほ十縣前後を包容せり。諸侯王の國は其の大なるは十餘縣、小なるは四五縣、列侯の國は率ね縣の一部に過ぎざりき。平帝の時、天下の郡八十三、諸侯王の國二十、通じて百三郡國と呼べり。而して列侯の國は別に二百四十一を算しき。尙ほ、列侯は二十級爵の第一等にして諸侯王は爵の上に位したり。

一一一 天子の御手元金。即ち少府の御府の錢にして大司農所管の錢に非ず。

一二二 人民。

一二三 官より民に貸附けたる穀物及び租税を謂ふ。

一二四 農業に従事せざるを謂ふ。

一二五 輕快なる馬車にして、當時、普通、乗用に充てたるもの。

一二六 緡錢とは絲にて貫きたる錢なり。錢千文を一緡とす。算は茲にては税の意。

一二七 賈は坐商なり。店舗を開きて營業するものなり。商は賈と相對すれば行商の意味と爲る。下文に商ひしてとあるは行商を指す。

一二八 末作は商業なり。賈貨は貨物又は金錢を人に貸して利息を收むるを謂ふ。

一二九 市場内に店舗を設けて商業を營むもの名籍ならん。

一三〇 自ら其の數を計りて届出づること。

一三一 率緡錢二千は「緡錢二千に付」又は「緡錢二千ごとに」の意なり。下文の率緡錢四千も之に準ず。漢より唐宋時代に互りて、公文書に於いて、率を此の意に用ふること多し。

一三二 一單位の税を課することを一算と謂ふ。緡錢税の一單位は二十文なりき。

一三三 作は手工業者なり。各種の手工業者にして、少くとも租税を納むるだけの程度に營業せるもの、及び鐵器銅器等を鑄造するものに對してはの意。

一三四 吏の比とは吏に準ずべきものを謂ふならん。吏の比以下、北邊の騎士に非ざるものまでの讀方は漢書食貨志下の顏師古注に依る。

一三五 漢代、郷毎に三老ありしこと既に述べたるが如し。三老は教化を掌るを以つて特に之を優遇し、其の輜車に算することを免ぜしなり。

一三六 籍名田の籍は衍文なり。

一三七 個人にして田土を所有するを名田と謂ふ。

一三八 田と奴僕となり。

一三九 以上諸事項の採否につきては言ふ所無きも、總べて採納を経たるものと見るべし。當時の記録に上奏の要旨を掲ぐるは大抵裁可せられたる場合なるが如し。

天子乃ち卜式の言を思ひて、召して式を拜して中郎と爲し、<sup>(中)</sup>左庶長に爵し、田十



頃を賜ひ、天下に布告して明に之を知らしむ。初め、卜式は河南(二四)の人なり。田畜を以つて事と爲す。親死す。式に少弟有り。弟壯にして、式、身を脱して出で、分ちて獨り畜羊百餘を取り、田宅財物は盡く弟に予へぬ。式、山に入りて牧すること十餘歳にして、羊千餘頭を致し、田宅を買ふ。而して其の弟は盡く其の業を破る。式輒ち復た分ちて弟に予ふるもの數なり。是の時、漢、方に、數將をして匈奴を撃たしむ。卜式上書して、家の半を縣官に輸して邊を助けんと願ふ。天子、使をして式に官を欲するかを問はしむ。式曰く『臣少きより牧して仕宦に習はず。願はざるなり』と。使問ひて曰く『家、豈、冤有りて事を言はんと欲するか』と。式曰く『臣生まれて人と分争する無し。式の邑人の貧なる者には之を貸し、不善なる者は之を教順す。居る所の人、皆な式に従ふ。式、何の故にか人に冤せられん。言はんと欲する所無きなり。』使者曰く『苟も此の如くならば、子、何を欲して而して然するか。』式曰く『天子、匈奴を誅す。愚、以爲へらく、賢者は宜しく節に邊に死すべく、財有る者は宜しく輸委すべし。此の如くにして、匈奴、滅す可きなり』と。使者其の言を具し

て入りて以つて聞す。天子、以つて丞相弘(二五)に語る。弘曰く『此れ人情に非ず。不軌の臣は以つて化を爲す可からず。而して法を亂る。願はくは陛下許す勿かれ』と。是に於いて、上、久しく式に報ぜず。數歳にして乃ち式を罷めたり。式歸りて復た田牧す。歳餘にして、會軍、數出で、渾邪王等降る。縣官費衆くして倉府空し。其の明年、貧民大に徙り、皆な給を縣官に仰ぐ。以つて盡く贍らす無し。卜式、錢二十萬を持して河南の守に予へ、以つて徙民に給す。河南、富人にして貧人を助けたる者の籍を上る。天子、卜式の名を見て之を識す。曰く『是れ固に前よりして其の家(二六)の半を輸して邊を助けんと欲したり』と。乃ち式に外繇四百人を賜ふ。式、又た盡く復た縣官に予ふ。是の時、富豪皆な争うて財を匿す。唯だ式、尤も之を輸して費を助けんと欲す。天子、是に於いて、式が終に長者なるを以つての故に、尊顯して以つて百姓を風す。初め、式、郎と爲ることを願はず。上曰く『吾、上林の中に羊あり。子をして之を牧せしめんと欲す』と。式乃ち拜して郎と爲り、布の衣(二七)て、屬はいて羊を牧す。歳餘にして羊肥息す。上、過ぎりて、其の羊を見て之を善みす。



式曰く『獨り羊のみに非ざるなり。民を治むるも亦た猶ほ是のごときなり。時を以(一四五)つて起居せしむ。悪しき者は輒ち斥け去りて羣を敗らしむること毋し』と。上、式を以つて奇と爲し、拜して(一四六)緱氏の令と爲して、之を試む。緱氏之を便とす。遷して(一四七)成阜の令と爲す。漕を將(一四八)ひて最たり。上、以つて式を朴忠と爲し、拜して齊王の太傅と爲す。

- 一四〇 中郎は光祿勳に屬す。秩、比六百石。 一四一 第十一等の爵。
- 一四二 郡名。今の河南省洛陽縣より東のかた中牟縣地方に至る一帯の地。
- 一四三 弘は公孫弘を指す。
- 一四四 外繇は本と邊境に戍するの謂なるが、茲にては外繇に換へて納付する更賦（兵役免除税）四百人分を謂ふ。
- 一四五 適當なる時を見計らひて農事に勉めしめ、若しくは休息せしむるの意ならん。
- 一四六 縣の名。河南郡に屬す。今の河南省偃師縣の南に當る。
- 一四七 縣の名。河南郡に屬す。今の河南省汜水縣の西北に當る。
- 一四八 支那にては古來、南方の米穀を京師に輸送して糧餉に充つ。之を漕といふ。小式、縣令となり、漕事を領して、其の成績諸縣令中の第一なりしなり。

一四九 諸侯王の國々に太傅及び相あり。太傅は王を輔佐し、相は政務を統ぶ。卜式、初め太傅と爲り、繼いで相と爲る。故に下には齊の相と云へり。

而して孔僅は天下をして鑄て器を作らしめ、三年の中に、拜して大農と爲り、九卿に列す。而して桑弘羊は大農丞と爲りて、諸の會計の事を筭す。稍稍、均輸を置きて以つて貨物を通ず。始めて吏をして穀を入れて官に補せらるるを得しむ。郎は六百石に至る。白金と五銖錢とを造りてより後五歲、(一五〇)赦吏民の金錢を盜鑄するに坐して死する者數十萬人。其の發覺せずして相殺す者、計ふるに勝ふ可からず。自(一五一)ら出づる者を赦すこと百餘萬人。然れども半する能はず。自出天下、大抵、無慮皆な金錢を鑄たり。犯す者衆くして、吏、盡く誅取すること能はざりき。是に於いて、博士褚大・徐偃等を遣はして、曹を分ちて郡國を循行し、兼井の徒と守相の(一五二)「利」を爲す者とを擧げしむ。而して御史大夫張湯方に隆貴にして事を用ふ。減宣・杜周等、中丞と爲る。義縱・尹齊・王溫舒等、慘急刻深を用つて九卿たり。而して直指夏蘭の屬始めて出づ。而して大農顏異誅せらる。初め、異、濟南の亭の長たり。廉



直を以つて稍遷りて九卿に至る。上、張湯と既に白鹿皮幣を造りて異に問ふ。異曰く『今、王侯、朝賀するに蒼璧を以つてす。直、數千。而して其の皮薦反つて四十萬。本末相稱はず』と。天子説ばず。張湯、又た異と卻あり。人、異を告ぐるに它議を以つてする有るに及びて、事、張湯に下さる。異を治す。『異、客と語る。客語るらく、初め令下りて便ならざる者有り』と。異應へず。微かに唇を反せり』と。湯奏すらく『異、九卿にして、令の便ならざるを見て、入りて言はずして腹誹するに當る』と。死に論ず。是より後、腹誹の法有り。此れを以つて公卿大夫多く諂諛して容れらるるを取る。

一五〇 漢の九卿は太常・光祿勳・衛尉・太僕・廷尉・大鴻臚・宗正・大司農・少府是れなり。其の尊、三公に次ぐ。今の我國の各省大臣に近し。

一五一 管に同じ。

一五二 郡國の民をして租税に代へて其の地の特産物を納付せしめ、官之を京師若しくは他州郡に轉輸して賣却するを均輸といふ。

一五三 赦は衍文なること明なり。但し古人未だこれを指摘せざりしに似たり。

一五四 自ら出づるとは自首するを謂ふ。下文の目出は衍文なり（史記會注考證）。

一五五 官名。太常（宗廟及び禮儀を掌る官廳）に屬す。

一五六 組を分かつと云ふが如し。

一五七 郡の太守及び國の相を謂ふ。

一五八 吏は利の誤りなり。漢書食貨志には此の文を引きて利に作れり。

一五九 御史大夫は丞相に副たることを掌り、且つ侍御史を統ぶ。丞相太尉と並びて三公の一たり。

一六〇 史記卷一二二酷吏傳參照。

一六一 同上。

一六二 同上。

一六三 侍御史にして特定の事件の處置を命ぜられたるものをいふ。

一六四 異、客と語る以下は、張湯が顔異を取調べて得たる事實なり。

天子既に緡錢の令を下し、而して卜式を尊ぶ。百姓、終に財を分ちて縣官を佐くる莫し。是に於いて、揚可、緡錢を告ぐることを縱なり。郡國、多くは姦して錢を鑄る。錢多くして輕し。而して、公卿請ふらく『京師をして鍾官の赤側を鑄しめ、



一を五に當てん。賦と官用とは赤側に非ざれば行ふことを得ざらん』と。白金稍賤しうして、民、寶として用ひず。縣官、令を以つて禁ずれども益無し。歲餘にして、白金、終に廢して行はれず。是の歲や張湯死して、而して民思はず。其の後二歲にして、赤側錢賤し。民、法を巧にして之を用ふ。便ならず。又た廢す。是に於いて悉く郡國に禁じて錢を鑄ること無からしめ、専ら上林の三官をして鑄しむ。錢既に多し。而して天下に令すらく『三官の錢に非ざれば行ふを得ず』と。諸の郡國の前に鑄る所の錢は皆な之を廢銷して、其の銅を三官に輸せしむ。而して民の錢を鑄ること益少し。其の費を計るに相當ること能はざればなり。唯だ眞工大姦は乃ち盜みて之を爲す。卜式、齊に相たり。而して揚可の告緡、天下に徧し。中家以上は大抵皆な告に遇ふ。杜周、之を治む。獄、反する者少し。乃ち御史・廷尉正監を遣はし、曹を分ちて往かしめ、即ち郡國の緡錢を治めしむ。民の財物を得ること、億を以つて計へ、奴婢は千萬を以つて數へ、田は、大縣には數百頃、小縣には百餘頃、宅も亦た之の如し。是に於いて商賈中家以上、大率破る。民偷して食を甘くし、衣を好くし、畜藏

の産業を事とせず。而して縣官は鹽鐵緡錢の故ありて用益饒かなり。益關を廣くして左右輔を置く。

一六五 鍾官は銅器及び錢を鑄るを掌るの官、初め少府に屬し、後、水衡に屬す。赤側とは、赤銅を以つて周郭を作れる錢を謂ふ。

一六六 官府の費用。本文の初めに吏祿を量り官用を度りとあるの官用に同じ。

一六七 元鼎二年。

一六八 鍾官・辨銅・均輸の三官にして上林苑中に在り。鍾官のことは註一六五に述べたるが、辨銅は銅を類別整理するを掌り、均輸は産銅地方より之を買入れて京師に輸送するを掌りしが如し。三官は要するに鑄錢に關する諸の事務を分擔するもの。

一六九 事件を再審して罪を輕うするを謂ふ。

一七〇 正しくは侍御史といふべきなり。糾察を掌り御史大夫に屬す。

一七一 延尉正及び廷尉左右監を謂ふ。延尉の屬官なり。

一七二 頃ハ百畝なり。一畝は百歩より成ること、古よりの制なりしが、漢の武帝の末年、二百四十歩を一畝とすることに改めたり。平準書に敘述せられある時期には、猶ほ百歩を以つて一畝とせしならん。而して王莽の貨幣に據りて漢の一尺を我國曲尺七寸六分として計算すれば、一頃即ち百畝は我國の一町九反餘に當るべし。



一七三 關を廣くすとは、元鼎三年、函谷關を、東の方、新安縣に徙せるを謂ふ。左右輔を置くとは、關内の地廣く爲りし爲め、元鼎四年、二輔都尉・都尉丞各一人を置きて、左右輔即ち左馮翊（長安の北方及東北方を管す）右扶風（長安の西方及西北方を管す）の事務を助けしめたるを謂ふならん。當時左馮翊・右扶風に京兆尹（長安附近及び其の東方を管す）を加へて三輔と稱せり。三輔の地は、大體、今の陝西省舊關中道に當れり。

初め、大農、鹽鐵を筭して官布多かりしかば、水衡を置きて、以つて鹽鐵を主らしめんと欲しき。揚可が緡錢を告ぐるに及んで、上林に財物多し。乃ち水衡をして上林を主らしむ。上林既に充滿して益廣し。是の時、越、漢と船を用ひて戰逐せんと欲す。乃ち大に昆明池を修む。列觀、之を環る。樓船を治む。高さ十餘丈。旗幟を其の上に加へて甚だ壯なり。是に於いて、天子之に感じて、乃ち柏梁臺を作る。高さ數十丈。宮室の脩、此れより日に麗し。乃ち緡錢を諸官に分つ。而して水衡・少府・大農・太僕各農官を置き、往往、郡縣の比没入せる田に即きて之を田す。其の没入の奴婢は、諸苑に分ちて狗馬禽獸を養はしめ、及び諸官に與ふ。諸官益新置多し。奴婢を徙すこと衆し。而して河を下りて四百萬石を漕度し、及び官自ら糴し

て乃ち足る。所忠言ふ『世家の子弟・富人、或は雞を鬪はし、狗馬を走らし、弋獵博戲して齊民を亂る』と。乃ち諸の令を犯せるものを徵す。相引くこと數千人。命じて株送徒と曰ふ。財を入るる者は郎に補せらるることを得、郎の選、衰ふ。

一七四 布は錢。官布は官の所有に係る錢を謂ふ。

一七五 水衡都尉を謂ふ。水衡都尉は元鼎二年の創設に係り、上林苑を管理する外、鑄錢事務、上林苑内の諸倉庫、並に上林苑附近の苑囿池沼等を掌りき。而して鑄錢の機關は所謂上林三官にして、復た上林苑の中に在りしなり。水衡の職務は上林苑其の物の管理に止まらざるも、而も掌る所殆ど皆な上林に關係あるが故に、本文に「水衡をして上林を主らしむ」と云へるなるべし。

一七六 越は南越を指す。

一七七 香柏を以つて造りしが故に柏梁臺と呼ばれたりと傳ふ。

一七八 民間より没入せる緡錢を謂ふ。

一七九 人名。

一八〇 世世祿秩あるの家の義にて高官をいふ。

一八一 平民と云ふが如し。



一八二 株は魁株にして先づ至る者を謂ふ。送は引くなり。先づ至る者をして自餘の罪人を牽引送致せしむるを以つて、之を株送徒と名づけたりといふ。

一八三 令を犯して博戲等を行ひたるもの、財を入るれば、其の罪を免して郎に補したるなり。

是の時、山東、河の菑を被り、及び歳の登らざること數年にして、人或は相食む。方一二千里なり。天子之を憐み、詔して曰く『江南は火耕水耨す。飢民をして流るを得て食に江淮の間に就かしめ、留らんと欲する處には、使を遣はして、冠蓋、道に相屬りて、之を護せしめ、巴蜀の粟を下して之を振せよ』と。

一八四 漢書武帝紀には、元鼎二年九月、詔して巴蜀の粟を下し饑民を賑すこと見え、三年十一月、關東の郡國十餘飢乏人相食むこと見ゆ。當時十月を以つて歲首と爲したるが故に、正月を以つて歲を起すの曆法にて云へば、二年九月も三年十一月も同じ年に屬し、相距ること二個月に過ぎず。平準書の此の一節は元鼎二年三年ごろの事を一括して叙したるものと見て可ならん(因みにいふ、太初元年改めて正月を歲首とせり)。

一八五 稻を刈りて後、其の藁を燒きて土を肥やし、而して之を耕すを火耕と謂ふ。夏に至り、水を注ぎて草を抜き取るを水耨と謂ふ(沈欽韓、漢書疏證)。

其の明年、天子始めて郡國を巡り、東して河を度る。河東の守、行の至るを意はず。辦ぜずして自殺す。行、西して隴を踰ゆ。隴西の守、行の往くこと卒なるを以つて、天子の從官、食を得ず。隴西の守、自殺す。是に於いて、上、北して蕭關を出で、數萬騎を從へて新秦中に獵し、以つて邊兵を勅して而して歸る。新秦中、或は千里にして亭徼無し。是に於いて北地の太守以下を誅す。而して民をして邊縣に畜牧するを得しめ、官、馬母を假し、三歳にして歸さしめ、及び、息を什の一とす。以つて告緡を除き、用つて新秦中を充切す。既に寶鼎を得、后土太一の祠を立つ。公卿、封禪の事を議す。而して天下の郡國、皆な豫め道橋を治め、故宮を繕ひ、及び馳道に當るの縣は、縣にて官儲を治め、供具を設けて、而して望みて以つて幸を待つ。

一八六 元鼎四年。

一八七 郡名。山西南部にして、略舊河東道に當れり。

一八八 漢書武帝紀に依れば、帝が隴を踰えたるは元鼎五年十月なり。平準書には便宜上これを元鼎四年の條に併せ叙したるものなるべし。隴は隴山を謂ふ。陝西省隴縣より西北に



走りて甘肅省清水縣に至る。長安より西邊に出でんとするものは此の山を踰ゆ。

一八九 郡名。大略、今の甘肅省舊蘭山道及び舊渭川道に當る。

一九〇 甘肅省固原縣の東南に在り。漢代京畿西北面の險要なり。

一九一 漢制、百家を里として里魁を置き、十里を亭として亭長を置きたり。亭あるの地には館舎を設けて行旅の宿舎に充てたり。所謂亭は即ち是れなり。徼は塞なり。險要の地に設けたる壘壁なるべし。

一九二 郡名。今の甘肅省舊涇原道を中心として、舊寧夏道及び陝西省舊榆林道の一部に跨れり。

一九三 告緡の令は、邊用を足らさんが爲めに定められたるものなり。今、母馬の息を以つて亭塞を設け、新秦中を充實し得たるを以つて、此の令を除きしなり。

一九四 元鼎四年六月、寶鼎を汾水の畔なる后土の營ほくらの傍より掘り出だしたるを謂ふ。

一九五 后土は土地の神。太一は北辰の神。

一九六 泰山の上に壇を築きて天を祭るを封と謂ふ。泰山の下にて土を除きて地を祭るを禪と謂ふ。

一九七 乘輿の通過する所を馳道と謂ふ。

一九八 漢書食貨志には宮儲を治めに作れり。此の方是なるべく、官は宮の誤ならん（史記志疑）。

其の明年(一九九)、南越、反す。西羌(二〇〇)、邊を侵して桀(二〇一)を爲す。是に於いて、天子、山東の贖たらざるが爲めに、天下に赦す。南方の樓船(二〇二)の卒二十餘萬人に因りて南越を撃つ。數萬人、三河(二〇三)以西の騎を發して西羌を撃つ。又た數萬人、河を渡りて令居(二〇四)を築く。初めて張掖(二〇五)・酒泉郡を置く。而して上郡・朔方(二〇六)・西河(二〇七)・河西の開田の官、斥塞の卒、六十萬人、戍して之(二〇八)に田す。中國、道を繕ひて糧を餽かくること、遠きは三千、近きは千餘里。皆な給を大農に仰ぐ。邊兵足らず。乃ち武庫(二〇九)・工官の兵器を發して以つて之を贍(二一〇)らす。車騎の馬、乏絶す。縣官錢少く、馬を買はんとして得難し。乃ち令を著して、封君以下、三百石以上の吏に至るまで、差を以つて牝馬を天下の亭に出ださしむ。亭に牝馬(二一一)を畜する有るものには、歳ごとに息を課す。齊の相、卜式、上書して曰く『臣聞く、主憂ふれば臣辱しめらる。南越反す。臣願はくは、父子、齊の船に習ふ者と往きて之に死せん』と。天子、詔を下して曰く『卜式、躬、耕牧すと雖も、以つて利を爲さず。餘有れば輒ち縣官の用を助く。今や天下不幸にして急有り。而して式奮つて父子之に死せんことを願ふ。未だ戦はずと雖も、義内あより形あはると謂



ふ可し』と。爵、關内侯、金六十斤、田十頃を賜ひて、天下に布告す。天下、應ずる莫し。列侯、百を以つて數ふ。皆な軍に従ひて羌越を撃たんことを求むる莫し。耐(三三)に至りて、少府、金を省る。而して列侯の耐金に坐して侯を失ふ者百餘人なり。乃ち式を拜して御史大夫と爲す。式既に位に在り。郡國、多くは、縣官の鹽鐵を作ることを便とせず、鐵器苦惡にして賈貴く、或は彊ひて民をして之を賣買せしめ、而して船に算ありて商者少く、物貴きを見て、乃ち孔僅に因りて、船算の事を言ふ。上、是れより卜式を悦ばず。

一九九 元鼎五年、南越王の相、呂嘉、反して、漢の使者及び其の王を殺せるを謂ふ。

二〇〇 種族の名。今の甘肅省の西南部より青海に互りて居住せり。

二〇一 桀は凶暴の意。

二〇二 水軍の名稱。南方の諸郡國に設けらる。

二〇三 河東・河内・河南三郡を謂ふ。河東は前に云へる如く、今の山西省舊河東道地方にして、河内は河南省舊河北道地方、河南は註一四二を看よ。

二〇四 縣の名。金城郡に屬す。今の甘肅省平番縣の西北。

二〇五 張掖郡は今の甘肅省張掖・山丹・永昌諸縣の地。酒泉郡は同省酒泉・高臺・玉門諸縣の地なり。但し漢書武帝紀に據れば、元狩二年、武威・酒泉二郡を置き、元鼎二年、張掖・敦煌二郡を置けり。されば、茲に張掖・酒泉とあるは張掖・敦煌の誤りならん(漢書補注)。敦煌郡は敦煌・安西諸縣の地。

二〇六 西河は郡名。今の山西省孝義・介休・石樓・中陽・離石諸縣より陝西省舊榆林道と内蒙古鄂爾多斯との一部に跨る。上郡は註一六、朔方は註四七を看よ。河西は甘肅省の西北部、黄河の西に當れる一帯をいふ。武威以下新置の四郡、其の中に在り。開田の官とは屯田を開置するの官、斥塞の卒とは壘塞を擴張するの卒にして、此等の官と卒と六十萬人、張掖・敦煌二郡に往きて衛戍屯田せしなり。

二〇七 邊軍にて用ふる兵器。

二〇八 武庫は朝廷の兵器倉庫にして、未央宮内に在り。工官は河内以下八郡に在りて兵器及び其の他の器物の製造を掌る。

二〇九 兵車及び騎士に用ふる馬を謂ふ。

二一〇 牝馬は牝馬なり。天下各亭の民を募りて牝馬を畜養せしめ、毎歲一定の息を徴せしなり。

二一一 二十級爵の第二等。

二一二 漢代にては、毎年八月、燒酎成るや、之を捧げて宗廟を祭るを例とす、此の時諸侯



王・列侯は皆な其の封土の大小に照らして一定の黄金を獻せざるべからず。而して其の黄金の斤兩數の如くならず、色澤善からざる時は、嚴酷なる處分を加へき。

漢、兵を連ぬること三歲にして、羌を誅し、南越を滅す。番禺以西、蜀の南に至る者に、初郡十七を置く。且つ其の故俗を以つて治め、賦税毋し。南陽・漢中以往の郡は、各地の比するを以つて、初郡の吏卒の奉食・幣物・傳車馬・被具を給す。而して、初郡、時時、小反して吏を殺す。漢、南方の吏卒を發して、往いて之を誅す。間歲に萬餘人。費、皆な給を大農に仰ぐ。大農、均輸を以つて鹽鐵を調して賦を助く。故に能く之を贍らす。然れども兵の過ぐる所の縣、爲めに訾を以つて給し、乏しき毋きのみ。敢て擅經賦の法を言はず。

- 二一三 番禺は南越の都にして、今の廣東省南海縣治。
- 二一四 初郡とは新に置ける郡を謂ふ。南越の地を以つて南海・蒼梧・鬱林・合浦・交趾・九眞・日南・珠崖・儋耳九郡と爲し、西南夷の地を以つて武都・牂柯・越嶲・沈黎・汶山・犍爲・零陵・益州八郡と爲し、合せて十七郡となる。其の地は今の兩廣・安南の北部・湖南の南部・貴州・雲南の北部・四川の南部に互れり。

二一五 南陽郡は今の河南省舊南陽道の西部より湖北省舊襄陽道の東部に跨る。漢中郡は今の陝西省舊漢中道の大部分及び湖北省舊襄陽道の一部に跨る。

- 二一六 比は接近するを謂ふ。
- 二一七 均輸の法に依りて鹽鐵專賣度を調整するを謂ふ。
- 二一八 擅は經の誤りなり。經賦は經常の賦税。經賦の法を言はずとは收支相當らしむるに急にして、經常の税法を顧みるに遑あらざるの意なり。

其の明年元封元年、卜式、秩を貶せられて太子太傅と爲る。而して桑弘羊、治粟都尉と爲りて大農を領し、盡く僅に代りて天下の鹽鐵を筭す。弘羊、諸官各自ら市ひて相與に争ひ、物、故に騰躍し、而して天下の賦輸或は其の儻費を償はざるを以つて、乃ち請ふらく、『大農部承數十人を置き、部を分ちて郡國を主らしめ、各往往縣に均輸鹽鐵官を置かん。遠方をして、各、其の物貴〔異〕時、商賈の轉販する所の者を以つて賦と爲して、相灌輸せしめ、平準を京師に置きて、都べて天下の委輸を受く。工官を召して車・諸器を治めしむ。皆な給を大農に仰ぐ。大農の諸官、盡く天下の貨物を籠して、貴ければ即ち之を賣り、賤しければ則ち之を買ふ。此の



如くならば、富商大賈、大利を牟る所無し。則ち本に反りて、而して萬物騰踊することを得ず。故に天下の物を抑ふ。名づけて平準と曰ふ』と。天子以つて然りと爲して、之を許す。

二一九 治粟都尉は馭粟都尉の誤りなる可し。馭粟都尉は武帝の時暫く設けられたる大農所屬の軍官なり。桑弘羊此の官を以つて大農の事を攝行せしならん。

二二〇 雇載の費、則ち運賃なり。

二二一 大農の屬官にして、此の時特に設けたるもの如し。

二二二 貴は異の誤りなり。漢書食貨志には異に作れり。

二二三 平準は物價を掌るの官にして、大農に屬す。

二二四 委は委積なり、委輸とは郡屬に委積する物貨を、時に隨ひて大農に輸送するを謂ふ。

二二五 大農の分局たる太倉・均輸・平準・都内・幹官・鐵市等の諸令長（局長の如し、或は令と云ひ、或は長と云ふ）及び丞（次長）等を謂ふ。幹官は鹽鐵及び酒の專賣に關する事務を掌り、鐵市は鐵器販賣の事を取扱ひしが如し。太倉其の他の事は前に述べたれば言はず。

二二六 專占・隴斷の意。

是に於いて、天子、北して朔方に至り、東、太山（三二七）に到り、海上を巡り、北邊に竝（三二八）うて以つて歸る。過ぐる所の賞賜、帛百餘萬匹を用ひ、錢と金とは巨萬を以つて計ふ。皆な足を大農に取る。弘羊又た請うて、吏をして粟を入れて官に補せらるるを得、及び罪人をして罪を贖ふを得しむ。民をして能く粟を甘泉（三二九）に入ること各差有り、以つて復して身を終へしむ。告緡せず。他の郡國、各、急の處に輸し、而して諸農（三三〇）は各粟を山東より致す。漕、益すこと歲ごとに六百萬石。一歲の中、太倉・甘泉の倉滿つ。邊に餘穀諸物あり。均輸の帛、五百萬匹。民、賦を益さずして、而して天下の用、饒かなり。是に於いて、弘羊に、爵、左庶長を賜ふ。黄金は百斤を再びす。是の歲、小旱あり。上、官をして雨を求めしむ。卜式言つて曰く『縣官、當に租に食ひ、税に衣るべきのみ。今、弘羊、吏をして市列（三三一）に坐して、物を販（三三二）ぎて利を求めしむ。弘羊を亨（三三三）ば、天、乃ち雨ふらん』と。

二二七 泰山に同じ。

二二八 甘泉苑内の穀倉を指す。甘泉苑は長安の北方に在りて、周回四百里と稱せらる。



- 二二九 大農・太僕・少府・水衡の諸農官を謂ふ。  
 二三〇 百金を賜ふこと兩度なるを謂ふ。  
 二三一 列は肆ともいふ。同業商店の集まれる町なり。當時市は多數の列より成立ちしなり。肆は衍文なり。漢書食貨志下には市列とあるのみにて肆字無し。

太史公曰く、農工商交易の路通じて、而して龜貝金錢刀布の幣興る。従りて來る所、久遠なり。高辛氏より前、尙し。得て而して記する靡しと云ふ。故に書に唐虞の際を道ひ、詩に殷周の世を述ぶ。安寧なれば則ち庠序を長じ、本を先にして末を緝け、禮義を以つて利を防ぐ。事變り故多うして亦た是に反す。是を以つて物盛なれば則ち衰へ、時極まりて而して轉ず。一質一文は終始の變なり。禹貢に、九州、各其の土地の宜しき所、人民の多少ある所に因りて而して職を納る。湯武は弊を承けて易變し、民をして倦まざらしむ。各兢兢として治を爲す所以なり。而して稍陵遲衰微す。齊の桓公、管仲の謀を用ひて、輕重の權を通じ、山海の業を徵めて、以つて諸侯を朝す。區區の齊を用つて、霸名を顯成す。魏は李克を用ひて、地力を盡して疆君と爲る。是より後、天下、戰國に争ひ、詐力を貴びて而して仁義を賤しみ、富有を先にして而して推讓を後にす。故に庶人の富める者は或は巨萬を累ね、而して貧しき者は或は糟糠に厭かず、國を有つの疆者は或は羣小を并せて以つて諸侯を臣とす。而して弱國は或は祀を絶ちて世を滅す。以つて秦に至りて、卒に海内を并す。

二三二 金錢は黄金及び錢、刀布も亦た銅もて鑄たる貨幣にして、刀は刀の形を爲せり。

二三三 學校。

二三四 貢の意。

二三五 桓公の事は國語齊語及び史記卷三二齊太公世家に見ゆ。管仲の事は此の外史記卷六二管晏列傳に見ゆ。尙ほ管子を參考すべし。

二三六 輕重は物價の高低なり。權は權衡なり、物價低ければ買上げ、高ければ拂下げ、其の平衡を得しむるの謂にして、漢の平準と相似たるものを謂ふならん。

二三七 魚鹽鐵冶の利を興すなり。

二三八 李克は魏の文侯の臣、史記貨殖列傳に見ゆ。漢書食貨志には李悝に作れり。克・悝、古音相似たるを以つて通用せしならん。



虞夏の幣は、金を三品と爲す。或は黄<sup>(三三)</sup>、或は白、或は赤。或は錢、或は布、或は刀、或は龜貝。秦中に至るに及んで、一國の幣を三<sup>(三二)</sup>等と爲す。黄金は鑑<sup>(三二)</sup>を以つて名づけ、上幣と爲す。銅錢は識<sup>(三三)</sup>して半兩と曰ひ、重さ其の文の如く、下幣と爲す。而して、珠玉龜貝銀錫の屬は、器飾と爲して寶藏し、幣と爲さず、然れども、各、時に隨ひて、而して輕重、常無し。是に於いて、外、夷狄を攘ひ、内、功業を興す。海内の士、力耕して糧饌するに足らず。女子、紡績して衣服するに足らず。古は嘗つて天下の資財を竭して其の上に奉じ、猶ほ自ら以つて足らずと爲せり。異<sup>(三三)</sup>しむと無し。故に云ふ、事勢の流、相激して然らしむ。曷ぞ怪しむに足らんと。

二三九 黄は黄金、白は銀、赤は銅を謂ふ。

二四〇 三等は二等の誤りならん。

二四一 鑑は二十兩なり。黄金一個の重さを二十兩と爲すを謂ふ。

二四二 明の柯維騏の史記攷要に、太史公曰云云の文はもと平準書の首にあり、「事勢の流相激して然らしむ、曷ぞ怪しむに足らん」より、今の發端なる「漢興りて云云」に接續したりといふ意味のことを論じ、清の姚鼐の惜抱軒筆記もこれに贊し、我國の瀧川龜太郎博

士の史記會注考證にも的確疑ふ可からざるの説と爲せり。今の贊の文を平準書の首に置けば文意貫通して破綻あるなきこと、今の平準書の起首は唐突に失すること、他の書傳に於いては漢興云云といふ場合には其の前に數十字若しくは數百字の議論あること等に照らして、柯氏の説は妥當と認めらる。



史記貨殖列傳

老子曰く『至治の極は、鄰國相望み、雞狗の聲相聞こえ、民各其の食を甘くし、其の服を美しくし、其の俗に安んじ、其の業を楽しみ、老死に至るまで相往來せず』と。必ず此れを用つて務と爲し、輓近の世、民の耳目を塗せんとせば、則ち幾ど行はるること莫し。

- 一 老子道德經下篇八十章に見ゆ。但し彼此文に異同あり。就いて参照すべし。
- 二 輓近の世に於いて老子の所謂至治の極を實現せんとせば、民の耳目を掩ひて、其の見聞を抑制し、民を愚にすることを勉めざるべからず。されば殆ど行ひ難しとの意。輓は晩に通ず。輓近の世は近世と云ふが如し。

太史公曰く、夫れ神農以前は吾知らざるのみ。詩書の述ぶる所、虞夏より以來の若きに至つては、耳目は聲色の好を極めんと欲し、口は芻豢の味を窮めんと欲し、身は逸樂に安んじて、而して心は勢能の榮を誇矜す。俗をして民に漸せしむるや久



し。戸ごとに説くに眇論を以つてすと雖も、終に化する能はず。故に善者は之に因る。其の次ぎは之を利道す。其の次ぎは之を教誨す。其の次ぎは之を整齊す。最下なる者は之と争ふ。夫れ、山西は材・竹・穀・繡・旄・玉・石饒く、山東は魚・鹽・漆絲・聲色多く、江南は枏・梓・薑・桂・金・錫・連・丹沙・犀・瑇瑁・珠璣・齒革を出し、龍門・碣石の北は、馬・牛・羊・旃・裘・筋角多し。銅鐵は則ち千里にして往山より出で、棊のごとく置かる。此れ其の大較なり。皆な中國人民の喜好する所にして、謠俗の被服飲食し、生を奉じ、死を送るの具なり。故に農を待ちて而して之を食らひ、虞して而して之を出だし、工して而して之を成し、商して而して之を通ず。此れ寧んぞ政教・發徴・期會有らんや。人各其の能に任じ、其の力を竭して、以つて欲する所を得。故に物賤しくして貴きを徵め、貴くして賤しきを徵め、各其の業を勧め、其の事を樂しむこと、水の下きに趨くが若く、日夜、休む時無し。召かすして而して自ら來り、求めずして而して民之を出だす。豈に道の符する所にして而して自然の驗に非ずや。周書に曰く『農出ださざれば則ち其の食乏しく、工出ださ

ざれば則ち其の事乏しく、商出ださざれば則ち三寶絶え、虞出ださざれば即ち財匱少す。財匱少して而して山澤辟けず。』と。此の四者は民の衣食する所の原なり。原大なれば則ち饒く、原小なれば則ち鮮し。上は則ち國を富まし、下は則ち家を富ます。貧富の道たるや、之を奪予すること莫し。而して巧なる者は餘り有りて、拙き者は足らず。故に太公望は營丘に封ぜられ、地潟鹵にして人民寡し。是に於いて、太公、其の女功を勧め、技巧を極め、魚鹽を通ず。則ち人物、之に歸し、繼至して而して輻湊す。故に、齊、天下に冠帶衣履す。海岱の間、袂を斂めて而して往きて朝せり。其の後、齊、中ごろ衰ふ。管子、之を修めて、輕重九府を設く。則ち桓公以つて霸となり、諸侯を九合し、天下を一匡しぬ。而して管氏も亦た三歸有り。位、陪臣に在りて、列國の君より富めり。是を以つて、齊、富彊にして威宣に至れり。故に曰く『倉廩實ちて而して禮節を知り、衣食足りて而して榮辱を知る』と。禮は有に生じて而して無に廢す。故に君子富めば好んで其の徳を行ひ、小人富めば以つて其の力に適ふ。淵深くして而して魚之に生じ、山深くして而して獸之に往く。人富み



て而して仁義附く。富者勢を得て益ます彰れ、勢を失へば則ち、客か、之ゆく所無く、以つて樂しまず。夷狄にては益甚し。諺に曰く、千金の子は市に死せずと。此れ空言に非ざるなり。故に曰く、天下熙熙(三三)として皆な利の爲めに來り、天下壤壤として皆な利の爲めに往くと。夫れ千乘の王、萬家の侯、百室の君、尙ほ猶ほ貧を患ふ。而して況んや匹夫編戸(三五)の民をや。

三 牛羊の類を謂ふ。草を食むを芻と云ひ穀を食むを豢と云ふ。

四 漸は浸漬の意。

五 妙論に同じ。

六 最も善く民を治むる者の意。

七 最下なる者を暗に老子の教を奉ずるものに擬す。其の民の耳目を掩はんとして之と争ふを以つてなり。

八 山西は隴山の西にして、今の陝西地方を指す。山東は其の東にして今の河南山西以東を總稱す。

九 穀は木の名にして其の皮もて紙を造る可し。繡は紵の屬にして布を造るべし。旄は犛牛の尾にして旗の裝飾等に用ふ。

一〇 楊子江以南一帯を指す。

一一 柎は楠。蓋は生薑(しやうが)。桂は肉桂筒桂の類、我國にて通常桂枝と云ふ。連は鉛。丹沙は朱。珠璣は眞珠の類。齒革は象牙虎豹の皮などを謂ふ。

一二 龍門碣石は二山の名。龍門山は今の河北省龍關縣に在り。碣石山は盧龍縣に在りきと傳へらる。

一三 旃は氍に同じ。毛を蹂して片を成せるもの。

一四 方千里の地に於いて處處に銅鐵を出すの山ある事、恰も碁子を點綴するが如しとの意。

一五 大略といふが如し。

一六 諺俗は繇俗に同じ。茲にては世俗の意ならん。

一七 山澤の産物を採るを虞といふ。

一八 發徵は上の命令もて徵發するの謂なるべく、期會は時期を定めて報告するの意ならん。政教發徵期會有らんやとは政治法令と交渉なきを謂ふなり。

一九 多數人民の行と道との符合する所にして、自然の理法の顯現に非ずやとの意。

二〇 此の語、書經の周書中に存せず。又逸周書にも見えず。蓋し書の逸文なるべし。

二一 齊の始祖。呂氏にして名は尙。文王武王を助けて周の社稷を定めたりと傳へらる。智謀を以つて著はる。

二二 齊の都。今の山東省臨淄縣。



- 二三 鹽分多き不毛の地。
- 二四 女事といふが如し。機織裁縫の類を指す。
- 二五 纜は繩索なり。纜至は繩索の如く打續きて絶えず至るを謂ふ。
- 二六 齊にて盛に冠帶衣履を造りて之を天下に供給したるを謂ふ。
- 二七 岱は泰山なり。海岱の間は、泰山より北海に至る地方一帯を指す。
- 二八 輕重は物價を調節するの制度にして平準書註二三六に詳なり。九府は財幣を掌るの官なり。
- 二九 九合は糾合に同じ。左傳には九を糾に作れり。
- 三〇 三歸は三姓の女を娶るなり。或は云ふ、臺の名と。何れにしても、豪奢なる生活を營めるを現はす。
- 三一 威王及び宣王。
- 三二 此の語、史記卷六二管晏列傳及び管子牧民篇に見ゆ。
- 三三 千金を蓄ふる富者は、罪を犯して、市に殺戮せらるること無しとの意。古は、市中にて死刑を執行せり。衆人に示して之を戒めんが爲めなり。
- 三四 熙熙は和樂の貌。壤壤は紛錯の貌。
- 三五 戶籍に編入せる戶の意、平民を謂ふ。
- 昔者、越王勾踐、會稽の上に困しむ。乃ち范蠡・計然を用ふ。計然曰く「一鬪を知れ

ば則ち備を修む。時に用ふれば則ち物を知る。二者形るれば則ち萬貨の情、得て觀る可きのみ。故に、歲金に在るときは穰る。水には毀れ、木には饑え、火には早す。早には則ち舟を資り、水には則ち車を資る。物の理たるや、六歳に穰り、六歳に早し、十二歳に一たび大に饑う。夫れ糶すること二十なれば農を病ましめ、九十なれば末を病ましむ。末病めば則ち財出でず。農病めば則ち草辟けず。上、八十に過ぎず、下、三十より減ぜずんば、則ち農末俱に利あり。糶を平かにし物を齊しうし、關市乏しからざるは、國を治むるの道なり。積著の理は物を完くするを務め、幣を息むること無し。物を以つて相貿易し、腐敗して而して之を食す。貨は留むる勿く、敢へて貴に居く無し。其の有餘不足を論じて貴賤を知る。貴、上り極まれば則ち賤に反り、賤、下り極まれば則ち貴に反る。貴きときは出だすこと糞土の如くし、賤しきときは取ること珠玉の如くす。財幣は其の行くこと流水の如きを欲す」と。

之を修むること十年。國富みて、厚く戰士に賂ふ。士、矢石に赴くこと、渴して飲を得るが如し。遂に彊吳に報い、兵を中國に觀し、稱して五霸と號す。范蠡既に會



稽の恥を雪ぐ。乃ち喟然として歎じて曰く『計然の策七つ。越、其の五を用ひて意を得たり。既に已に國に施しぬ。吾之を家に用ひんと欲す』と。乃ち扁舟に乗りて江湖に浮び、名を變へ、姓を易へ、齊に適きて鴟夷子皮と爲り、陶に之きて朱公と爲る。朱公以爲へらく『陶は天下の中にして、諸侯四通し、貨物の交易せらるる所なり』と。乃ち産を治め、積居して時と逐ひ、人に責めず。故に、善く生を治むる者は能く人を擇びて而して時に任ずるなり。十九年の中に、三たび千金を致し、再び分散して貧交・疏昆弟に與ふ。此れ、所謂、富みて、好んで其の徳を行ふ者なり。後、年、衰老して、而して子孫に聽す。子孫、業を修めて而して之を息し、遂に巨萬に至る。故に、富を言ふ者は、皆な陶朱公を稱す。

三六 史記卷四一越王勾踐世家を参照せよ。

三七 會稽は山名。今、浙江省紹興縣の東南に在り。

三八 勾踐を助けて吳を滅す。事蹟史記卷四一越王勾踐世家に詳なり。

三九 范蠡の師と傳へらる。

四〇 歳は歳星にして、今謂ふ所の木星に當る。金に在りとは其の西方に在るを謂ふ。水は

北、木は東、火は南をいふ。

四一 旱の時には舟を買ひ、洪水の際には車を買ひて以つて後日を待つなり。

四二 糶は米を出賣するを謂ふ。米價賤しくして一斗錢二十文なれば農夫を病ましめ、貴くして一斗錢九十文なれば商人を病ましむとなり。

四三 貴きも一斗八十文に過ぎず、賤しきも一斗三十文より減せざればの意。

四四 米穀及び其の他の物價を平かにして、過高過低の弊無からしむ。

四五 關は國境及び其の他の要所に置かれたる關門なり。市は市場にして都邑の中に設けらる。關は商旅の通過する所、市は貨物を販賣するの場なる故に、關市乏しからずと云へば、國內に物資豊かなること爲る。

四六 積著は積貯に同じ。物を貯蓄堆積するは其の物を保存する爲めにして、必要の物資を停滯せしめんとするに非ず。

四七 積貯せる物資、腐敗して貿易に堪へざらんとするに至つて、乃ち自家の給養に供す。

四八 物の價貴き時は毫も之を惜しまず、糞土の如くに出賣し、價賤しき時は則ち之を買取ること珠玉を取るが如くするなり。

四九 五霸に就きては數説あるが、荀子王霸篇には齊桓公・晋文公・楚莊王・吳闔閭・越王勾踐となせり。茲にては之に従ひしなり。

五〇 勾踐自ら號して鴟夷子皮と云へり。鴟夷は囊にして皮革もて造る。故に鴟夷子皮の名



あり。鴟夷は酒を盛るの具なるが、用ふれば則ち容納する所多く、用ひざれば則ち巻いて之を懷にして去るべし。范蠡は其の用舎行藏の自在なるを喜び、取りて以つて己の稱號と爲せしなり。

五一 今の山東省定陶縣の西北。

五二 陶に至るや、范蠡復た自ら朱公と稱せしなり。

五三 貨物を蓄積し、時に随つて利を逐ふなり。

五四 自然の時機を俟つのみにて、人に對して責め求むること無きを謂ふ。

五五 時を俟つといふが如し。

五六 子孫に財産を譲るの謂なるべし。

五七 萬萬即ち億なり。財産の評價、錢一億に達するを謂ふ。

子贛、既に仲尼に學び、退いて衛に仕ふ。廢著して財を曹魯の間に鬻ぐ。七十子の徒のうち、賜、最も饒益と爲す。原憲は糟糠にだも厭かず、窮巷に匿る。子貢は駟を結び、騎を連ね、束帛の幣、以つて諸侯に聘享す。至る所、國君、庭を分ちて之と抗禮せざるは無し。夫れ孔子の名をして天下に布揚せしむるは、子貢之に先後すればなり。此れ所謂勢を得て而して益彰るる者か

五八 氏は端木、名は賜、子贛は其の字なり。下文に賜とあるは其の名を擧げたるなり。

五九 河南省汲縣地方。

六〇 廢は置なり。著は貯なり。貯蓄の義。

六一 曹は今の山東省曹縣地方。魯は山東省曲阜縣地方。

六二 孔子の弟子を謂ふ。史記仲尼弟子列傳に受業身通者七十有七人と見ゆ

六三 孔子の弟子。貧を以つて著る。

六四 馬四頭を繋いで車を挽かしむるを謂ふ。

六五 帛(絹)五匹を束帛と爲す。古、聘問の禮物なり。束帛を齎して、諸侯と交遊せしなり。

六六 庭上に降り立ちて對等の禮を行ふを謂ふ。

六七 門人として事ふるを謂ふ。

白圭は周人なり。魏の文侯の時に當りて、李克は地力を盡すを務む。而して白圭は時變を觀るを楽しむ。故に人棄つれば我取り、人取れば我與ふ。夫れ、歲孰すれば、穀を取りて之に絲漆を與へ、鬲出づれば、帛絮を取りて之に食を與ふ。太陰、卯に在れば穰り、明歲は衰惡なり。午に至つて旱し、明歲は美なり。酉に至つて穰り、



明歳は衰悪なり。子に至つて大に早し、明歳は美なるも水有り。卯に至る。積著すること、率ね歳ごとに倍す。<sup>(七三)</sup> 錢を長ぜんと欲せば下穀を取り、石斗を長ぜんとせば上種を取る。<sup>(七三)</sup> 能く飲食を薄くし、嗜欲を忍び、衣服を節し、事を用ふる僮僕と苦樂を同じうす。時に趨くこと猛獸擊鳥の發するが若し。故に曰く『吾、生産を治むること、猶ほ伊尹・呂尙の謀り、孫吳の兵を用ひ、商鞅の法を行ふがとき、是れなり。是の故に、其の智、與に變を權るに足らず、勇、以つて決斷するに足らず、仁、以つて取予する能はず、彊、守る所有る能はざれば、吾が術を學ばんと欲すと雖も、終に之を告げず』と。蓋し、天下、生を治むることを言ふものは白圭を祖とす。白圭は、其れ、試むる所有り。能く試みて長ずる所有り。苟もするに非ざるのみ。

六八 魏の文侯の臣。文侯を佐けて魏をして富強ならしむ。漢書食貨志には李悝に作れり。

六九 孰は熟の本字。孰は古は皆な孰に作れり。

七〇 鹽は鹵に同じ。

七一 太陰は星の名ならんも、何星を指すや詳ならず。

七二 時變を觀て宜しきを制すれば、財賄を貯積すること率ね歳ごとに倍加し來るの意。

七三 錢を増殖せんと欲せば價賤しき下穀を買ひ、穀物の富を得んと欲せば價を論ぜずして上等の種子を買ふの意。

七四 殷の賢相にして、湯を佐けて天下に王たらしめたりと傳へらる。

七五 孫は齊の孫武、吳は衛の吳起。俱に用兵の妙を以つて著る。

七六 秦の孝公を佐けて富國強兵の法を行ふ。事蹟史記卷六八商君列傳に詳なり。

倚頓は鹽鹽を用つて起る。而して邯鄲の郭縱は鐵冶を以つて業を成す。王者と富を埒しうす。烏氏の僕は畜牧す、衆きに及んで斥賣す。奇繒の物を求めて、間に戎王に獻遺す。戎王、其の價を倍にして、之に畜を與ふ。畜、谷を用つて馬牛を量るに至る。秦の始皇帝、僕を封君に比し、時を以つて列臣と朝請せしむ。而して巴蜀の寡婦清は、其の先、丹穴を得て而して其の利を擅にすること數世にして、家亦た不訾。清は寡婦なり。能く其の業を守り、財を用つて自ら衛り、侵犯せられず。秦の始皇帝、以つて貞婦と爲し、而して之を客とし、爲めに女懷清臺を築く。夫れ僕は鄙人の牧長、清は窮郷の寡婦にして、禮、萬乘に抗し、名、天下に顯る。豈に富を以つてす



るに非ずや。漢興りて海内、一と爲り、隴梁を開き、山澤の禁を弛うす。是を以つて、富商大賈、天下を周流し、交易の物、通ぜざる莫く、其の欲する所を得。而して豪傑諸侯彊族を京師に徙す。關中は、汧雍より以東、河華に至り、膏壤沃野千里、虞夏の貢より、以つて上田と爲す。而して公劉は邠に適き、大王・王季は岐に在り、文王は豊を作り、武王は鎬に治す。故に其の民、猶ほ先王の遺風有り。稼穡を好み五穀を殖して、地重し。邪を爲すを重る。秦の文孝繆が雍隙に居るに及んで、隴蜀の貨物、而して賈多し。獻孝公は櫟邑に徙る。櫟邑の北、戎翟を卻け、東、三晋に通ず。亦た大賈多し。武昭は咸陽に治す。因つて以つて、漢は長安に都す。諸陵には四方より輻湊し、並び至りて會す。地小に人衆し。故に其の民益玩巧にして末を事とす。南は則ち巴蜀。巴蜀も亦た沃野にして、地、扈董・丹沙・石銅・鐵・竹木の器饒し。南、滇犍を御す。犍に僮あり。西、邛笮に近し。笮に馬・旄牛あり。然も四塞し、棧道千里、通ぜざる所無し。唯だ、褒斜、其の口を縮轂す。多き所を以つて鮮き所に易ふ。天水・隴四・北地・上郡は、關中と俗を同じうす。然も、西

に羌中の利有り。北に、戎翟の畜有り。畜牧、天下の饒たり。然して地も亦た窮險にして、唯だ京師其の道を要するのみ。故に關中の地は、天下に於いて三分の一たり。而して人衆は什の三に過ぎず。然も其の富を量るに、什にして其の六に居る。昔、唐人河東に都し、殷人は河内に都し、周人は河南に都す。夫れ、三河は、天下の中に在りて、鼎足の若し。王者の更はるく居る所なり。國を建つること各數百千歳。土地小狭にして民人衆し。都國は諸侯の聚會する所なり。故に、其の俗、織儉にして事に習ふ、楊・平陽陳は、西のかた秦翟に賈し、北のかた種代に賈す。種代は石の北なり。地、胡に邊し、數寇を被る。人民矜にして憤憤、氣を好み、任俠にして姦を爲し、農商を事とせず。然して北夷に迫近し、師旅亟往く。中國委輸して時に奇美有り。其の民は羯羗にして均しからず。全晋の時より、固より已に其の僥悍を患ひき。而して武靈王益之を厲せり。其の謠俗、猶ほ趙の風有るなり。故に、楊・平陽、其の間に陳椽して欲する所を得。溫・軹は西のかた上黨に賈し、北のかた趙・中山に賈す。中山は、地薄く人衆し。猶ほ、沙丘、紂が淫地の餘民あり。民



俗儂急(三三)にして、機利(三三)を仰ぎて而して食らふ。丈夫は相聚りて遊戲し、悲歌忼慨す。起てば則ち相隨つて椎剽(三三)し、休(三三)へば則ち冢を掘り、作巧姦冶(三三)、美物多く、倡優を爲す。女子は則ち鳴瑟を鼓し、屣(三四)を跣み、貴富に游媚し、後宮に入り、諸侯に徧し。然して邯鄲も亦た漳河の間の一都會なり。北のかた燕涿(三四)に通じ、南に鄭衛(三四)有り。鄭衛の俗は趙と相類す。然して梁魯(三四)に近く、微(三四)しく重くして節を矜(三四)む。濮上(三四)の邑、野王に徙る。野王、氣を好みて任俠なり。衛の風あり。夫れ燕も亦た勃碣(三四)の間の一都會なり。南、齊趙に通じ、東北、胡に邊す。上谷(三四)より遼東(三四)に至り、地、踔遠にして人民希(三四)に、數寇(三四)を被る。大に趙代と俗相類す。而して、民、雕悍(三四)にして慮少し。魚鹽棗栗の饒有り。北、烏桓夫餘(三五)に鄰し、東、穢貉朝鮮真番(三五)の利を結(三五)ぶ。

七七 鹽は鹽池。鹽池とは山西解縣鹽池の鹽を謂ふ。猗頓は此の鹽池に依つて富を得たるが如し。

七八 邯鄲は趙の都にして、今の河北省邯鄲縣。

七九 烏氏は縣の名。今の甘肅省涇川縣。保は人名。

八〇 斥け賣るの意。出賣といふに同じ。

八一 珍奇の絹織物。

八二 間には私にの意。

八三 牧養する所の谷を以つて馬牛を量り、復た頭數を計らざるなり。

八四 朝覲の意。春、天子に朝するを朝と云ひ、秋を請と云ふ。

八五 巴は今の四川省中部の東方一帯、蜀は其の西方一帯なり。

八六 朱砂を産する洞穴。

八七 資財多くして量るべからずとの意。

八八 關門の意。梁は橋なるが、橋の袂にも關門を設けて商旅に稅せしなり。漢興りて關門を撤し、其の通行稅を廢したるを謂ふ。

八九 鹽鐵木材等採取の禁を弛め、民に利を分つを謂ふ。

九〇 高祖、齊楚の大族昭氏田氏等五姓、並に諸侯國人を長安に徙したるを指す。

九一 關中は、東は函谷關、南は武關、西は散關、北は蕭關の内部を謂ふ。略今の陝西省の地に當る。

九二 雍は雍水、汧は汧水、俱に陝西舊關中道の西部に於いて渭水に入る。因みにいふ、雍水の上流に雍といふ邑あり、嘗つて秦の都たりき。その地は陝西省鳳翔縣の南に當れり。

九三 河は黄河、華は華山。

九四 禹、舜を佐けて洪水を治め、天下貢賦の制を定めたるを謂ふ。



- 九五 周の祖先。初め邠に在り、後邠に徙る。邠は今の陝西省邠縣。
- 九六 大王は文王の祖父。王季は其の父。
- 九七 今の陝西省鄠縣の東。
- 九八 今の陝西省長安縣の西方。
- 九九 五穀は麻黍稷麥豆を謂ふ。或は曰ふ稻黍稷麥菽と、其の他數説あり。
- 一〇〇 地重しとは、農事を重んずるを謂ふ。
- 一〇一 文公より寧公・出子・武公・德公・宣公・成公を経て繆公に至る。其の後十餘代を経て孝公出づ。茲に「文孝繆」とあるの孝は衍文にして、「文繆」といふを正しとすべく、文繆は文公より繆公に及ぶ歴代を汎稱したるならん。
- 一〇二 文公より繆公に至る歴代の君は雍に都したるもあり、然らざるも雍水附近に都せり。雍隙とは雍水一帯の平野を指すなるべし。
- 一〇三 隴は隴山一帯の地にして陝西の西より甘肅の東に互る。蜀は註八五に見えたり。隴蜀の貨物聚りて商賈多きを云ふならん。
- 一〇四 孝は衍字、當に獻公とあるべきなり。櫟邑は漢の櫟陽縣にして、今の陝西省臨潼縣の東北。
- 一〇五 韓魏趙三國。
- 一〇六 武昭の武は孝の誤にして、孝公と昭王とを指す（史記志疑）。

- 一〇七 漢の長安の故地は、今の陝西省長安縣の西北。
- 一〇八 漢の天子は、生前自ら其の陵墓を治め、且つ其の地に都邑を營みて郡國の富豪を徒し、縣を置くを例とせり。長陵・霸陵・茂陵の如き是れなり。諸陵とは此等の諸縣を指す。
- 一〇九 卮はくちなしにして黄染の原料。
- 一一〇 滇は今の雲南省昆明縣地方。樊は四川省宜賓縣地方。樊に僮ありとは樊の地方にて奴婢の賣買盛なるを謂ふならん。僮は奴婢。
- 一一一 邛は今の四川省邛崃縣地方。笮は漢書西南夷傳には笮に作れり。同省漢源縣地方。
- 一二 褒斜は、漢中より北の方渭水流域に出づる要途にして、終南山の谿谷に在り。褒は其の南口の名、斜は北口の名。
- 一一三 天水以下皆な郡名。天水郡は今の甘肅省通渭縣に治す。隴西郡は同狄道縣に治す。北地郡は同環縣に治す。上郡は陝西省綏德縣に治す。
- 一一四 羌中は羌人の居住地にして、甘肅の西部より青海の東に互る黄河沿岸一帯を謂ふ。
- 一一五 唐は帝堯陶唐氏を指す。唐人は唐國といふに同じ。堯は、初め唐（今の山西省太原縣）に都し、後平陽（今の山西省臨汾縣）に遷れりと傳へらる。俱に漢の河東郡に屬す。
- 一一六 殷は初め亳に都せしも、武乙の時、河北に遷り、以つて滅亡に及ぶ。其の地、今の河南省淇縣に當り、漢代にては河内郡に屬せり。
- 一一七 周の武王、洛邑（今の河南省洛陽縣）を作りて東都と爲す。此の地、漢の河南郡に



屬す。

- 一一八 河東河内河南三郡を三河と稱す。
- 一一九 楊は河東郡の楊縣にして、今の山西省洪洞縣に當る。平陽は同郡平陽縣にして、今の山西省臨汾縣に當る。陳は衍字。
- 一二〇 秦は關中を指す。翟は白翟の故地にして陝西の北部。
- 一二一 種は今の山西省大同縣地方。代は同代縣。
- 一二二 石は漢の常山郡石邑縣にして今の河北省獲鹿縣の東南。
- 一二三 匈奴を指す。
- 一二四 矜は浮誇。懷悻は強直嫉妬。
- 一二五 運輸の意。中原より物資を運輸するを謂ふ。
- 一二六 奇は異なり。美は餘なり。異常の利を博するを謂ふ。
- 一二七 羯獍は捷悍の貌。
- 一二八 韓魏趙三氏、未だ晋國を分割せざる時を指す。
- 一二九 趙の英主。
- 一三〇 茲にては風俗の意。
- 一三一 經營馳逐の意。
- 一三二 河内郡なる溫軹二縣を謂ふ。溫縣は今の河南省溫縣。軹縣は同濟源縣。

- 一三三 郡名。今の山西省舊冀寧道南部の地。
- 一三四 趙は戰國の故地を指す。今の山西省北部より河北省南部に互る。中山は戰國及び漢の中山國にして、今の直隸省舊津海道西部。
- 一三五 沙丘は地名。殷の紂王茲に離宮を營み、酒池肉林を造り、長夜の宴を爲せりと傳へらる。
- 一三六 懷も急なり。人心の刻薄なるを謂ふ。
- 一三七 巧黠の手段に依つて利を獲るを謂ふ。
- 一三八 人を推殺して剽掠するを謂ふ。
- 一三九 冶は古は蟲に通ず。媚ぶるなり。
- 一四〇 屣は足中草履なり。
- 一四一 漳水と黄河。
- 一四二 燕涿は今の河北省北部地方を指す。燕は古の燕國、涿は涿郡。燕は今の北京の東に都し、涿郡は今の涿縣に治せり。
- 一四三 鄭は今の河南省新鄭縣地方。
- 一四四 梁は今の河南省開封縣地方。
- 一四五 濮上の邑は濮陽にして今の河北省濮陽縣の南。野王は今の河南省沁陽縣。秦王政、衛の濮陽を取り、その君と民とを野王に徙す。



- 一四六 勃海と碣石。  
 一四七 上谷は郡名、今の山西省舊口北道の大部分及河北省舊京兆並に保定道の一部に互る。  
 一四八 郡名。舊奉天省遼河以東の大部分を占む。  
 一四九 雕(鷲)の如く捷悍なるを謂ふ。  
 一五〇 烏桓は種族の名。今の内蒙古東部に居住せり。夫餘も種族の名。舊吉林省の西部に住しき。  
 一五一 穢貉も種族の名。今の朝鮮江原道に住しき。朝鮮は、大體今の朝鮮の中部以北。眞番は舊奉天省の興京懷仁地方。

洛陽は、東、齊魯に賈し、南、梁楚に賈す。故に、泰山の陽は則ち魯。其の陰は則ち齊。齊は山海を帯び、膏壤千里、桑麻に宜しく、人民、文綵布帛魚鹽多し。臨菑も亦た海岱の間の一都會なり。其の俗、寛緩闊達にして智に足り議論を好み、地重くして動搖を難り、衆鬪に怯にして持刺に勇なり。故に人を劫す者多し。大國の風なり。其中、五民を具ふ。而して鄒魯は洙泗に濱し、猶ほ周公の遺風有り。俗、儒を好みて禮を備ふ。故に、其の民、齷齪として、頗る桑麻の業有るも、林澤の饒無

し。地小に人衆く、儉嗇にして罪を畏れ、邪に遠ざかる。其の衰ふるに及んで、賈を好み利に趨ること周人より甚し。夫れ鴻溝より以東、芒碭以北、巨野に屬るまでは、此れ梁宋なり。陶・睢陽も亦た一都會なり。昔、堯は遊びを成陽に作し、舜は雷澤に漁し、湯は亳に止まる。其の俗、猶ほ先王の遺風有り。重厚にして君子多く、稼穡を好む。山川の饒無しと雖も、能く衣食を悪くして、其の畜藏を致す。越楚は則ち三俗あり。夫れ淮北よりして沛・陳・汝南・南郡は此れ西楚なり。其の俗剽輕にして怒りを發し易く、地薄くして積聚寡し。江陵は故と郢都にして、西は巫巴に通じ、東に雲夢の饒有り。陳は楚夏の交に在り。魚鹽の貨を通ず。其の民、賈多し。徐僮取慮は則ち清刻にして已諾を矜む。彭城以東、東海・吳・廣陵は此れ東楚なり。其の俗、徐・僮に類す。胸繒以北は、俗は則ち齊。浙江の南は則ち越。夫れ吳は闔廬・春申・王濞の三人よりして、天下の游を喜ぶの子弟を招致せり。東に海鹽の饒・章山の銅・三江五湖の利あり。亦た江東の一都會なり。衡山・九江・江南・豫章・長沙は是れ南楚なり。其の俗、大に西楚に類す。郢の後、壽春に徙る。亦た一都會なり。



而して合肥(一六〇)は南北の潮を受く。皮革鮑木、輸會す。(一六〇)閩中于越と俗を雜ふ。故に、南楚は、辭を好くし、説を巧にして信少し。江南は卑溼にして丈夫早く夭す。竹木多し。豫章は黄金を出だし、長沙は連錫を出だす。然も、董董たる物の有る所、之を取るも以つて費を更つくなふに足らず。(一六六)九疑・蒼梧以南、儋耳に至る者は、江南と大に俗を同じうす。而して楊越多し。(一六七)番禺も亦た其の一都會にして、珠璣・犀・瑇瑁・果(一六八)布の湊なり。

- 一五二 楚は茲にては故の楚國即ち今の湖北安徽地方を指す。梁は註一四四に見ゆ。
- 一五三 陽は南をいひ、陰は北をいふ。
- 一五四 持刺は個々相持して刺撃するの意なん。個人的の殺傷なり。
- 一五五 五方(東西南北及び中央)の民の義。五方行旅の人其の俗を楽しんで長く留まるを謂ふ。
- 一五六 鄒は山東省鄒縣地方。
- 一五七 洙水及び泗水。
- 一五八 急促局陋の貌。
- 一五九 鴻溝は漢楚の分界として著名なるが、もと秦の始皇の黄河を引いて大梁に注げる運

- 河にして、漢時、河南郡滎陽縣に屬せり。
- 一六〇 芒碭は二山の名。今、江蘇省碭山縣に在り。
- 一六一 巨野は鉅野縣。今の山東省鉅野縣の南。
- 一六二 陶は註五一を看よ。睢陽は今の河南省商邱縣の南。
- 一六三 成陽は今の山東省定陶縣に在りしと傳へらる。
- 一六四 雷澤は今の山東省濮縣に在りしといふ。
- 一六五 亳は今の河南省商邱縣。
- 一六六 越は大略今の浙江省の地。
- 一六七 淮北は淮水の北。
- 一六八 沛は郡名。今の江蘇省宿縣西北に治せり。陳は秦楚の陳郡、漢の淮陽國にして、今の河南省淮陽縣に治せり。汝南は郡名、今の河南省上蔡縣に治せり。南郡は今の湖北省江陵縣に治せり。
- 一六九 江陵は南郡の治所にして今の湖北省江陵縣なり。
- 一七〇 郢は楚の都にして今の湖北省江陵縣の北。
- 一七一 巫は四川省巫山縣地方。
- 一七二 雲夢は古の大澤の名。南は今の湖南省華容縣より、北は湖北省安陸縣に及び、方八九百里に互れりと傳へらる。



- 一七三 夏は古の夏國の故地にして、漢時の潁川南陽二郡に互る。潁川南陽は一九〇に見ゆ。
- 一七四 徐・僮・取慮は俱に縣の名。徐縣は今の安徽省洪澤湖の附近。僮縣も同様。取慮縣は江蘇省睢寧縣地方。
- 一七五 彭城は縣にして、今の江蘇省銅山縣。東海は郡にして、今の山東省滋陽縣地方より東南、江蘇省邳縣に至り、東、海に至るの地。吳は縣にして、今の江蘇省吳縣。廣陵は國の名にして、今の江蘇省江都縣に治せり。
- 一七六 胸繒は二縣。胸は今の江蘇省東海縣の南。繒縣は山東省嶧縣の東。
- 一七七 今一つに錢塘江といふ。浙江省の大河。
- 一七八 闔廬は春秋末の吳王、越王勾踐を破り、後勾踐の爲めに滅さる。春申は楚の相春申君にして、江東に封ぜられ、吳の故墟に城きて居る。王濞は漢の吳王濞なり。
- 一七九 海鹽は縣にして、今の浙江省平湖縣の東南。漢時、鹽の名産地たり。
- 一八〇 章山は鄆郡の山の意ならん。鄆郡は秦代の名稱にして、漢にては丹陽郡と呼び、著名なる銅の産地なり。其の郡治は今の安徽省宣城縣に在りき。
- 一八一 三江は吳淞江・婁江・東江。五湖は太湖の別名。尙ほ異説多けれども略す。
- 一八二 衡山は國名。安（今の安徽省六安縣）に都す。九江は郡、今の安徽省壽縣に治す。江南は丹陽郡の故名にして、今の安徽省宣城縣に治す。豫章も郡、今の江西省南昌縣に治す。長沙は國、今の湖南省長沙縣に都す。

- 一八三 壽春は今の安徽省壽縣。楚、後、茲に都す。
- 一八四 合肥は今の安徽省合肥縣。南北の潮を受くとは、江淮の潮、南北より此の地に至るを謂ふ。潮は流の意か。
- 一八五 閩中は郡名にして今の福建省。
- 一八六 九疑は山名、湖南省寧遠縣の南に在り、蒼梧は郡、今の廣西省蒼梧縣に治す。儋耳も郡、今の廣東省儋縣に治す。
- 一八七 楊は川柳。越は詳ならず。但し、布に白越なるものあり、又た蒲を剪りて造れる席を越席といふが故に、此の孰れかを指すならん。
- 一八八 番禺は南海郡治にして今の廣東省番禺縣（即ち廣東省城）。
- 一八九 果は龍眼肉・離支等の果實。布は葛布。

(一九〇) 潁川南陽は夏人の居なり。夏人の政は忠朴を尙ぶ。猶ほ先王之遺風有り。潁川は敦厚なり。秦の末世に、<sup>(一九一)</sup>不軌の民を南陽に遷す。南陽は、西、<sup>(一九二)</sup>武關鄖關に通じ、東南、<sup>(一九三)</sup>漢江淮を受く。宛も亦た一都會なり。俗、雜にして事業を好み、賈多し。其れ任俠にして潁川に交通す。故に今に至るまで之を夏人と謂ふ。夫れ天下の物、鮮き所あり、多き所あり、人民の謠俗、山東は海鹽を食らひ、山西は鹽鹵<sup>(一九五)</sup>を食らふ。領



南沙北、固と往往鹽を出だす。大體此の如し。之を總ぶるに、楚越の地、地廣く人希に、稻を飯にし、魚を羹にす。或は火耕して而して水耨す。果隋贏蛤、賈を待たずして足る。地勢、食饒く、饑饉の患無し。故を以つて昔蠶にして生を偷み、積聚無くして而して貧多し。是の故に江淮以南は凍餓の人無く、亦た千金の家無し。沂泗水以北は五穀桑麻六畜に宜し。地小に人衆し。數水旱の害を被る。民、畜藏を好む。故に秦夏梁魯は農を好みて而して民を重んず。三河宛陳も亦た然り。加ふるに商賈を以つてす。齊趙は智巧を設け、機利を仰ぐ。燕代は田畜して而して蠶を事とす。此れに由りて觀れば、賢人は深く廊廟に謀り、朝廷に論議し、信を守り、節に死す。隱居巖穴の士、名高を設け爲す者は安くに歸するや。富厚に歸するなり。是を以つて廉吏は久久にして更に富み、廉賈は富に歸す。富は人の情性にして、學ばずして而して俱に欲する所の者なり。故に、壯士軍に在りて、城を攻めて先登し、陣を陥れ、敵を却け、將を斬り、旗を擧り、前みて矢石を蒙り、湯火の難を避けざるは、重賞の爲めに使はるるなり。其の閭巷の少年に在りては攻剽椎埋、人を劫し、姦を作し、

冢を掘り、幣を鑄、任俠并兼、交に借し仇を報い、幽隱を篡逐し、法禁を避けず、死地に走ること驚るが如きも、其の實は皆な財用の爲めのみ。今夫れ、趙女鄭姬、形容を設け、鳴琴を揆げ、長袂を揄げ、利屣を躡み、目挑み心招き、出でて千里を遠しとせず、老少を擇ばざる者は、富厚に奔るなり。遊閑の公子、冠劍を飾り、車騎を連ぬるも、亦た富貴の爲めに容るるなり。弋射漁獵、晨夜を犯し、霜雪を冒し、阡谷に馳せ、猛獸の害を避けざるは、味を得んが爲めなり。博戲馳逐、雞を鬪はし、狗を走らし、色を作して相矜り、必ず勝を争ふ者は、失負を重ればなり。醫方、諸の技術に食むの人、神を焦がし、能を極むるは、重糶の爲めなり。吏士、文を舞はし、法を弄び、章を刻み、書を偽りて、刀鋸の誅を避けざる者は、賂遺に没すればなり。農工商賈の畜長するは、固より富を求め貨を益さんとす。此れ、知盡き能索くる有るのみ。終に、力を餘して而して財を讓らず。諺に曰く『百里、樵を販がず、千里、糶を販がず』と。之に居ること一歳ならば、之に種うるに穀を以つてし、十歳ならば之に種うるに木を以つてし、百歳ならば之を來すに徳を以つてす。徳とは人物の謂



なり。今、秩祿の奉、爵邑の入無くして、而して樂之に比する者あり。命けて素封と曰ふ。封とは租税を食むなり。歳ごとに、率戸二百。千戸の君は則ち二十萬。朝覲聘享、其の中より出づ。庶民農工商賈、率ね亦た歳ごとに萬に息二千。戸百萬の家は則ち二十萬。而して更徭租賦、其の中より出づ。衣食の欲は好美する所を恣にす。故に曰く、陸地の牧馬二百蹄、牛蹄角千、千足の羊、澤中の千足の麋、水居の千石の魚陂、山居の千章の材、安邑の千樹の棗、燕秦の千樹の栗、蜀漢江陵の千樹の橘、淮北常山已南、河濟の間の千樹の萩、陳夏の千畝の漆、齊魯の千畝の桑麻、渭川の千畝の竹、及び名國萬家の城の帶郭なる千畝畝鍾の田、若しくは千畝の扈茜、千畦の薑韭、此れ、其の人、皆な千戸侯と等し。然れども是れ富給の資なり。市井を窺はず、異邑に行かず、坐して而して收を待つ。身、處士の義有つて而して給を取る。若し、家貧しく親老い、妻子軟弱、歳時に以つて祭祀進醮すること無く、飲食被服以つて自ら通するに足らざるに至りて、此の如くにして慙恥せざれば、則ち比する所無し。是を以つて、財無ければ力を作し、少しく有れば智を鬪はし、既に饒ければ時を爭ふ。此れ其の大經なり。今、生を治め、身を危うするを待たずして、給るを取らば、則ち賢人も勉む。是の故に本富を上と爲す。末富、之に次ぐ。姦富、最も下なり。巖處奇士の行無くして、而して長く貧賤に、好みて仁義を語るは、亦た羞づるに足るなり。

一九〇 潁川南陽は郡。前者は今の河南省禹縣に治し、後者は同省南陽縣に治す。

一九一 法に遵はざるを謂ふ。

一九二 武關は今の陝西省商縣の東に在り。郿關は徇關の誤なり。徇關は今の同省徇陽縣に在りしといふ。

一九三 漢水・揚子江・淮水。

一九四 宛は今の河南省南陽縣。

一九五 鹽鹵とは内地より出づる池鹽土鹽を謂ふ。

一九六 稻を刈りて後、其の稟を燒きて土を肥やし、而して之を耕すを火耕と謂ふ。夏に至り、水を注ぎて草を抜き取るを水耨と謂ふ。

一九七 果隋は果蓏に同じ。果は樹木の實。蓏は草蔓蔬菜の實。贏は螺に同じ。贏蛤は魚介類を總稱す。



- 一九八 咎窳は苟且墮懶の意。
- 一九九 沂泗の二水は俱に山東南部に在り。
- 二〇〇 六畜は馬牛羊鶏犬豕。
- 二〇一 椎埋は人を椎殺して埋むるなり。
- 二〇二 交に借し仇を報ゆとは、軀を以つて交友に貸し、之に代はりて仇を報ゆるを謂ふ。
- 二〇三 幽隱を篡逐すとは、幽隱の地に潛匿せるものを奪取驅逐するを謂ふ。
- 二〇四 利屣は舞踊に用ふる輕きあしな。
- 二〇五 醫方とは醫及び其他の方技の意。蓋し醫卜星相等を一括して謂ふなり。
- 二〇六 重糈は重き報酬の意。
- 二〇七 吏士は士人及び吏胥。
- 二〇八 印章を偽刻し、文書を偽寫するを謂ふ。
- 二〇九 百里樵を販がず云は、己の損失を顧みず、人の爲めに百里千里の遠きに赴きて米薪を販ぐもの無しとの意。
- 二一〇 秩祿の奉は官吏、爵邑の入は諸侯に就きていふ。
- 二一一 毎戸錢二百文を徴するの意。
- 二一二 朝覲聘享は、天子に朝覲し、諸侯と聘享するの費を謂ふ。
- 二一三 戸百萬之家の戸は衍文ならん。錢百萬を藏するの家を謂ふ。

- 二一四 更は更賦にして兵役免除税。役は徭役、租は田租、賦は算賦（成人人頭税）及び口賦（幼年人頭税）なり。
- 二一五 二百蹄は五十四。
- 二一六 蹄角千は百六十七頭。
- 二一七 千足は二百五十頭。
- 二一八 陂澤にて魚を養ひ、一歳に重き千石の魚を得て賣るを謂ふ。
- 二一九 千章は千株なり。大材に章といふ。
- 二二〇 蜀漢の漢は漢水地方をいふならん。
- 二二一 常山は郡、今の河北省元氏縣に治す。
- 二二二 河濟は黄河及び濟水。
- 二二三 菽は梓。
- 二二四 帶郭は近郊の意。畝鍾は一畝より一鍾即ち六斛四斗の穀を出す膏腴の地。
- 二二五 茜はあかね草。
- 二二六 畦は隴即ちうね。
- 二二七 本富は農業に依りて富むもの。末富は商賈に依りて富むもの。姦富は姦巧の手段に依りて富むもの。
- 二二八 巖處は巖穴に處るの意。山林に隱棲するを謂ふなり。



凡そ、編戸の民、富、相什なれば則ち之に卑下し、伯なれば則ち之を畏憚し、千なれば則ち役たり、萬なれば則ち僕たるは、物の理なり。夫れ、貧を用つて富を求むるは、農は工に如かず、工は商に如かず、繡文を刺すは市門に倚るに如かず。此れ、末業は貧者の資なるを言ふなり。通邑大都にては、(三三九) 酏(三三九)一歳に千釀、(三四〇) 醢醬千(三四〇) 坩(三四〇)、(三三三) 醬千(三三三) 甗、牛羊(三三三) 豕を屠ること千皮、穀糶を販ぐこと千鍾、薪藁千車、船の長さ千丈、木千章、竹竿萬个、其の輶車百乘、牛車千兩、木器(三四四) 髹する者千枚、銅器千鈞、素木鐵器若しくは卮茜千石、(三三七) 馬蹄躑千、牛千足、羊(三三六) 豕千雙、僮手指千、筋角丹沙千斤、其の帛絮細布千鈞、文采千匹、榻布皮革千石、漆千斗、(三四三) 麩鹽鹽豉千荅、(三四三) 鮓鯨千斤、(三四三) 鮓千鈞、棗栗千石の者は之を三にす。狐(三四六) 鼯裘千皮、羔羊裘千石、(三四七) 旃席千具、佗の果菜千鍾、子貸の金錢千貫、(三四九) 駟會に節せらる。貪賈は之を三にし、廉賈は之を五にす。此れ亦た千乗の家に比す。其の大率なり。佗の雜業は什が二に中らず。則ち吾が財に非ざるなり。請ふ、略、當世千里の中、賢人の富める所以の者を道ひて、後世をして以つて觀擇することを得しめん。

二二九 酏は酒なり。千釀は千個の瓮(かめ)もて酒を釀すを謂ふ。

二三〇 醢は酢。醬は醬油。坩は瓦の誤りにして、瓦は長頸の器(瓦製のかめ)。

二三一 醬は漿の誤りならん。漿は飲類の總名。甗は石のかめにして一石を容るべし。

二二二 幾隻かの船の長さの總計千丈に達するを謂ふ。

二二三 輶車は輕快なる馬車。

二三四 髹は漆を塗るを謂ふ。

二三五 三十斤を一鈞とす。

二三六 百二十斤を一石とす。

二三七 馬蹄躑千は、馬二百頭をいふ。躑は尻骨。

二三八 千足は二百頭。

二三九 手指千は百人をいふ。

二四〇 文は文縮にしてあや織の絲。采は色染の絹。

二四一 榻布は麤厚の布。木棉との説あれども非なるが如し。

二四二 麩麩はかうぢ。鹽豉は納豆の類。荅は台の誤り。台(甗に同じ)は瓦器にして一斗六升を容るべし。

二四三 鮓はふぐ。鯨はたち魚。

二四四 鮓は鹽を加へずして乾かしたる魚。鮓は鹽を加へて乾かしたる魚。



二四五 棗栗千石の者は之を三にすと、棗栗の上物千石は、其の下物三千石に等しとの意なりといふ（史記正義）。但し下文の貪買は之を三にし云云を、誤りて重複竄入せるものなりやも知る可からず。

二四六 颯はてん。

二四七 旃席は毛氈。

二四八 子貸とは利息を取りて貸付くること。金錢は黄金及び錢にして、千貫とは黄金及び錢の額を錢もて現せば千貫（一貫は千文）に達するを謂ふ。

二四九 駟會は賣買を仲介し、その價を定むることを業とす。上述各種の商品の價は駟會に依りて調節せられたるなり。

二五〇 駟會の調節を受けつゝも、貪買は十分の三の利を得、廉買は十分の五の利を得。貪買は貪欲なるが爲めに、反つて利益少きなり。什が二云云は佗の雜業の収益十分の二に及ばざるを謂ふ。

蜀の卓氏の先は趙人なり。鐵冶を用つて富む。秦、趙を破りて卓氏を遷す。卓氏、虜略せられ、獨り、夫妻、輦(二五二)を推して、行きて遷處に詣る。諸の遷虜の少しく餘財あるものは、争うて吏に與へ、近き處を求めて葭萌(二五三)に處る。唯だ卓氏曰く『此の地は狹薄なり。吾聞く、汶山(二五三)の下は沃野にして、下に蹲鴟(二五四)有り。死に至るまで飢ゑず。

民、市に工(二五五)にして易賈す』と。乃ち速く遷ることを求む。之を臨邛(二五五)に致す。大に喜び、鐵山に即(二五五)きて鼓鑄し、籌策を運らして滇蜀の民を傾く。富、僮千人に至り、田池射獵の樂、人君に擬ふ。

程鄭は山東の遷虜なり。亦た冶鑄して、椎髻(二五六)の民に賈す。富、卓氏に埒(二五六)し。俱に臨邛に居る。

二五一 馬を用ひず、人自ら挽くの車を輦(二五二)といふ。

二五二 葭萌は縣の名。今の四川省昭化縣の南。

二五三 汶山は、今、四川省茂縣に在り。

二五四 蹲鴟は大芋。

二五五 臨邛は今の四川省邛崃縣。

二五六 椎髻の民は髻を椎(鐵椎木椎の椎)の形の如くに結べる民の義にて、西南夷を謂ふ。

宛の孔氏の先は梁人なり。鐵冶を用つて業と爲す。秦、魏を伐ち、孔氏を南陽に遷す。大に鼓鑄し、陂池(二五七)を規す。車騎を連ねて諸侯に遊ぶ。因りて商賈の利を通ず。游閑公子(二五八)の賜與の名有り。然れども、其の贏得、過當にして、織膏(二五九)に愈れり。



家、富を致すこと數千金。<sup>(三六〇)</sup> 故に、南陽の行賈は、盡く孔氏の雍容に法とる。<sup>(三六一)</sup>

魯人の俗は儉嗇なり。而して曹の邴氏尤も甚し。鐵冶を以つて起り、富、巨萬に至る。然れども、家、父兄子孫よりして約すらく『俛して拾ふ有れ、仰いで取る有れ』と。<sup>(三六二)</sup> 賈貸行賈すること郡國に徧し。鄒魯、其の故を以つて、文學を去りて而して利に趨る者多し。曹の邴氏を以つてなり。

二五七 陂池は、以つて灌漑に資すべく、以つて魚鳥を養ふべく、當時貴重なる財産たり。規は兼并するをいふ。

二五八 游閑は優游閑暇の意。賜與は聘問贈遺に財を吝しまざりしを指すならん。

二五九 生活の豪華なるに拘らず、利得の過大にして、織嗇鄙吝の徒に勝れるをいふ。織は微細、嗇は愛惜にして、財用を節するの意。

二六〇 數千金は黃金數千斤。

二六一 ゆつたりと和ぎたるさま。

二六二 賈は財物を貸すこと。貸は茲にては金錢を貸すこと。行賈は、貨物を賣し、各地を遊歴して商業を營むの謂にして、後世の客商に同じ。

齊の俗は奴虜を賤しむ。而して刁間は獨り之を愛貴す。桀黠の奴は人の患ふる所

なり。唯だ刁間、收め取りて、之をして漁鹽商賈の利を逐はしむ。或は車騎を連ね

て守相に交はる。<sup>(三六三)</sup> 然れども愈益之に任ず。終に其の力を得て富を起すこと數千萬。

故に曰く『寧ろ爵か、毋た刁か』と。其の能く豪奴をして自ら饒かにして而して其

の力を盡さしむるを言ふ。周人は既に織。而して、師史、尤も甚し。轂を轉ずるこ

と、百を以つて數ふ。郡國に賈して、至らざる所無し。洛陽の街居は齊秦楚趙の中

に在り。貧人は富家に事ふるを學びて、相矜るに久賈を以つてし、數邑を過ぐれ

ども門を入らず。此等を設任す。故に、師史、善く七千萬を致せり。<sup>(三六四)</sup>

二六三 守は郡の長官、相は諸侯王の國の執政官なり。郡國のことは、平準書註一二〇に詳なり。

二六四 轂は本と車輪中心の圓木なるが、轉じて車の意に用ふ。車百輛を以つて貨物を運送し、郡國に行賈したるなり。

二六五 設任は使用・任用の意ならん。

宣曲の任氏の先は、督道の倉吏たり。<sup>(三六五)</sup> 秦敗るるや、豪傑皆な争ひて金玉を取れり。<sup>(三六七)</sup>



而して任氏獨り倉粟を窖にしき。楚漢の滎陽に相距ぐや、民、耕種することを得ず。米石ごとに萬に至る。而して豪傑の金玉、盡く任氏に歸す。任氏此れを以つて富を起しぬ。富人奢侈を争ふ。而して任氏節を折りて儉を爲し、田畜を力む。田畜は、人争ひて賤賈を取る。任氏獨り貴善を取る。富めること數世。然して、任公の家約すらく、田畜の出だす所に非ざれば衣食せず、公事畢らざれば則ち身酒を飲み肉を食ふを得ず』と。此を以つて閭里の率となる。故に富みて而して主上之を重んず。塞の斥かるるや、唯だ橋姚、已に馬千匹を致す。牛は之に倍す。羊は萬頭。粟は萬鍾を以つて計ふ。吳楚七國の兵起る時、長安中の列侯封君、行きて軍旅に従ひ、子錢を齎貸す。子錢の家、以爲へらく、『侯の邑國、關東に在り。關東の成敗未だ決せず』と。肯へて與ふること莫し。唯だ無鹽氏、千金を出だし捐てて貸し、其の息は之を什にす。三月にして吳楚平ぐ。一歳の中に、則ち無鹽氏の息什倍す。此れを用つて、富、關中に埒し。關中の富商大賈は大抵盡く諸田なり。田膏、田蘭、韋家の栗氏、安陵と杜との杜氏も亦た巨萬なり。此れ其の章章として尤も異なる者なり。皆

な爵邑奉祿有るに非ず。法を弄び、姦を犯して而して富む。盡く「埋」(理)を「推」(推)して去就し、時と俯仰し、其の贏利を獲、末を以つて財を致し、本を用つて之を守り、武を以つて一切し、文を用つて之を持す。變化、概有り。故に術とするに足るなり。若し農畜工處商賈を力め、權利を爲して以つて富を成すに至りては、大なる者は郡を傾け、中なる者は縣を傾け、下なる者は郷里を傾くる者、數ふるに勝ふ可からず。夫れ織膏筋力は生を治むるの正道なり。而して富者は必ず奇を用つて勝つ。田農は拙業なり。而して秦陽は以つて一州を蓋ふ。冢を掘るは姦事なり。而して、田叔、以つて起る。博戲は惡業なり。而して、桓發、之を用つて富む。行賈は丈夫の賤行なり。而して、雍樂成、以つて饒かなり。脂を販ぐは辱處なり。而して雍伯は千金。漿を賣るは小業なり。而して張氏は千萬。酒削は薄技なり。而して邳氏は鼎食す。胃脯は簡微のみ。濁氏は騎を連ぬ。馬醫は淺方なり。張里は鍾を撃つ。此れ、皆な誠壹の致す所なり。是に由りて觀れば、富には經業無く、則ち貨には常主無し。能者は輻湊し、不肖者は瓦解す。千金の家は一都の君に比す。巨萬なる者は



乃ち王者と樂を同じうす。豈に所謂素封なる者か、非か。

- 二六五 宣曲は長安附近の地名。今の何處なりやは詳ならず。
- 二六六 督道は地名。所在詳ならず。
- 二六七 倉吏は穀倉の守吏。秦の亡ぶるや、守吏其の倉の粟を私して之を窖藏し、奇利を博せしなり。窖は穴倉。
- 二六八 閭里の率は郷里の模範の意。
- 二六九 塞は邊塞なり。塞の斥かるとは、漢、匈奴を伐つて邊疆を斥開せるを謂ふ。
- 二七〇 橋姚は人名。邊事滋きに乗じて、奇利を博せるなり。
- 二七一 貸は借るなり、子錢の家は金貸なり。出征の列侯等金貸より錢を借り、之を軍資として齎らしたるを謂ふ。
- 二七二 一人にして關中の富に比敵するを謂ふ。
- 二七三 諸の田氏の意。
- 二七四 章家も地名なるべし。唐宋ごろの章曲の邊か。
- 二七五 埋は理の誤、椎は推の誤ならん。
- 二七六 商業に依りて、時に乘じて利を射、既に富むや、田園を購ひ、農業に歸して其の財産を守る。初めは法を弄び、姦を犯して到らざるなし。是れ武を以つて一切するなり。後

には本業を執り、良民と爲る。是れ文を以つて持するなり。

- 二七七 概は節なり。去就の節を失はずして變化宜しきを得るを謂ふ。
- 二七八 權利は營利といふが如し。
- 二七九 節儉を勉め、筋力を勞するをいふ。
- 二八〇 秦陽は人名。漢書卷六一貨殖傳には秦楊に作れり。
- 二八一 脂は獸の脂肪、辱處は耻づべき職業。
- 二八二 酒削は刀劍を治むる者、即ち刀磨ぎなり。
- 二八三 鼎食は鼎を列して食するの意にして、貴人の食膳をいふ。
- 二八四 胃脯は羊の胃を煮て乾かしたるもの。
- 二八五 鐘は鐘に通ず。鐘を撃ちて奴婢を喚ぶことにて、富貴の家の様なり。
- 二八六 經業は常業といふに同じ。一定の業。

史記貨殖列傳終



漢書食貨志

加藤 繁 譯註



漢書食貨志上

116 漢書食貨志上

洪範の八政に、一に曰く食、二に曰く貨と。食は、農殖嘉穀、食す可き物を謂ひ、貨は、布帛、衣る可きもの、及び金・刀・龜・貝、財を分ち利を布き有無を通ずる所以の者を謂ふなり。二者は生民の本にして、神農の世より興る。木を斲りて耜を爲り、木を揉めて耒を爲り、耒耨の利、以つて天下に教へて而して食足る。日中に市を爲し、天下の民を致し、天下の貨を聚めて交易して退き、各其の所を得て貨通ず。食足り、貨通じて、然る後、國實ち民富みて教化成る。黃帝より以下、其の變を通じ、民をして倦まざらしむ。堯、四子に命じて以つて敬みて民に時を授けしむ。舜、后稷に命ずるに、黎民祖めて飢ゑたるを以つてす。是れを政の首と爲す。禹、洪水を平げて九州を定め、土田を制し、各生ずる所の遠近に因りて賦入・貢榘せしむ。桀めて有無を遷し、萬國父まることを作す。



- 一 洪範は尙書即ち書經の篇名にして、殷の箕子が周の武王の間に對へて、天下を治むるの道を説きたるものと傳へらる。洪範とは、大なる法、即ち天下を治むる大なる法則の意。分ちて九疇即ち九類と爲し、八政は第三疇なり。八政は八つの政治、第一は食、第二は貨、第三は祭祀、第四は司空、第五は司徒、第六は司寇、第七は賓、第八は師。この八者を君が民に對して施す重大なる政と爲すなり。
- 二 金は金屬、金刀龜貝は貨幣の用に充てられたるものを列擧したる如くなれば、いはゆる金は黃金・銀・銅を指すと見て可ならん。刀は刀の形したる銅幣。龜も貝も貨幣として擧げたるなり。上古にかかる貨幣存したりと爲すは前漢初期よりのことにして、史記平準書の贊にも詳なり。
- 三 神農は炎帝神農氏、太古の帝王。勿論傳説上の人物なり。農業を興せりとせらる。故に神農氏と稱す。此の一段の記事は周易繫辭下傳に本づけり。
- 四 耜はすき。耒の端に在る木又は金。初には木をけづりて耜と爲ししなり。後世は金を用ふ。燧は揉と同じ。屈め曲ぐるなり。耒はすきの柄なり。耒耨は耒耜を用ひて田を耕すこと。
- 五 黃帝も亦た上世の帝、黃帝軒轅氏。「其の變を通じ、民をして倦まざらしむ」も亦た周易繫辭下傳の文なり。諸般の事物に、時に便ならざるものあるときは、之を變更通利して、民をして其の業を樂んで倦まざらしむるなり。

- 六 堯も上世の聖帝、帝堯陶唐氏。四子は羲仲・羲叔・和仲・和叔の四人をいふ。民に時を授くとは、曆を天下に頒布することにて、萬民をして農耕に適當なる時節を知らしめんが爲めなり。此の事、尙書堯典に見ゆ。
- 七 舜も上世の聖帝、帝舜有虞氏。后稷は農業を掌る官にして、棄、これに任ぜらる。棄は周の始祖と稱せらる。
- 八 黎民は庶民を謂ふ。黎は衆なり。祖は始めてなり。漢代、古文尙書には阻に作り、「黎民、飢に阻む」と讀み、今文尙書には祖に作りしなり。此の文は今文に依れり。
- 九 禹は、夏の開國の君、帝舜の禪を受けて天子となれりと傳へらる。
- 一〇 九州は、冀州、兗州、青州、徐州、揚州、荊州、豫州、梁州、雍州なり。其の境域は尙書禹貢の篇に詳なり。
- 一一 土田を制すとは、九州の土地の性質を調査し、田の等級を定むるをいふ。禹貢に詳なり。
- 一二 貢槩は貢と槩と二種のみつぎものなり。槩は篋に通ず。橢圓形なる竹の器にして、これに物を入れて獻するなり。禹貢に、「厥の貢は漆絲、厥の篋は織文」とあるの類是れなり。禹が土地の遠近とその産物とに因りて、賦課する租税、貢獻物の制度を定めたりとなり。
- 一三 櫛めて有無を遷し、萬國又まるを作すとは、勸め勉めて此の地の産物を彼の地に致し彼の地の産物を此の地に致し、有無互に相通するやうにし、天下の萬國、安らかに治まる



に至れりとの意。此の二句は尙書皋陶謨（今の益稷）篇に出づ。

殷・周の盛は詩書の述ぶる所にして、要は民を安んじ、富(一四)まして而して之を教ふるに在り。故に易(一五)に稱すらく、天地の大徳を生と曰ひ、聖人の大寶を位と曰ふ。何を以つてか位を守らん。曰く仁。何を以つてか人を聚めん。曰く財。財は、帝王の人を聚め、位を守り、羣生を養成し、天徳に奉順し、國を治め民を安くする所以の本なり。故に曰く『寡(一六)きを患へずして而して均しからざるを患へ、貧しきを患へずして而して安からざるを患ふ。蓋し均しければ貧しきこと亡く、和すれば寡きこと亡く、安ければ傾くこと亡し』と。是を以つて聖王民を域するに、城郭を築きて以つて之に居らしめ、廬井(一七)を制して以つて之を均しうし、市肆(一八)を開きて以つて之を通じ、庠序(一九)を設けて以つて之を教ふ。士農工商、四民業有り。學びて以つて位に居るを士と曰ひ、土を闢き穀を殖(二〇)うるを農と曰ひ、巧を作し器を成すを工と曰ひ、財を通じ貨を鬻(二一)ぐを商と曰ふ。聖王、能を量りて事を授け、四民、力を陳べて職を受く。故に朝(二二)に廢官亡く、邑(二三)に敖民亡く、地に曠しき土亡し。民を理(二四)むるの道は地著(二五)を本と爲す。

す。故に必ず歩を建て晦を立てて其の經界(二六)を正(二七)しうす。六尺(二八)を歩と爲し、歩百を晦と爲し、晦百を夫と爲し、夫三を屋と爲し、屋三を井と爲す。井は方一里(二九)にして是れを九夫と爲す。八家之を共にし、各私田百晦・公田十晦を受く。是れを八百八十晦と爲し、餘の二十晦は以つて廬舎と爲し、出入相友(三〇)とし、守望相助け、疾病相救ふ。民是を以つて和睦して而して教化齊同に、力役生産、得て平かにす可きなり。民、田を受くること、上田は夫ごとに百晦、中田は夫ごとに二百晦、下田は夫ごとに三百晦なり。歳(三一)ごとに耕種する者を不易の上田と爲し、一歳を休む者を一易の中田と爲し、二歳を休む者を再易の下田と爲す。三歳にして更(三二)はるく之を耕し、自ら其の處に爰(三三)ふ。農民戸ごとに「一人、已(三四)に田を受く。其の家の衆男を餘夫と爲す。亦た口を以つて田を受くること比の如し。士工商は家ごとに田を受くること、五口にして乃ち農夫一人に當る。此れを土を平かにすと謂ふ。以つて法と爲す可き者なり。山林藪澤、原陵淳鹵(三五)の地の若きは、各肥磽(三六)多少を以つて差と爲す。賦有り、税有り。税は、公田の什一、及び工商衡虞(三七)の入を謂ふなり。賦は、車馬・甲兵・士徒の役に共(三八)へ、



府庫・賜予の用に充實し、<sup>(三)</sup> 税は、<sup>(三)</sup> 郊社・宗廟・百神の祀、天子の奉養、百官の祿食、庶事の費に給す。民、年二十にして田を受け、六十にして田を歸す。七十以上は上の養ふ所なり。十歳以下は上の長ずる所なり。十一歳以上は上の強むる所なり。穀を種うるには必ず五種<sup>(三)</sup>を雜へ、以つて災害に備ふ。田中に樹有ることを得ず。用つて五穀を妨ぐればなり。力<sup>(三)</sup>め耕し、<sup>(三)</sup> 數耘り、收穫すること寇盜の至れるが如くす。廬<sup>(三)</sup>を還りて桑を樹え、<sup>(三)</sup> 菜茹、畦有り、<sup>(三)</sup> 瓜瓠果蓏、<sup>(三)</sup> 疆易に殖ゆ。雞豚狗彘、<sup>(三)</sup> 其の時を失ふこと母く、女、蠶織を修むれば則ち五十のもの以つて帛を衣る可く、七十のもの以つて肉を食ふ可し。壘<sup>(三)</sup>に在るを廬と曰ひ、邑に在るを里と曰ふ。五家を鄰と爲し、五鄰を里と爲し、四里を族と爲し、五族を黨と爲し、五黨を州と爲し、五州を郷と爲す。郷は萬二千五百戸なり。鄰の長は位下士、此れより以上稍一級を登せ、<sup>(三)</sup> 郷に至りて卿と爲るなり。

一四 富まして之を教ふとは、論語子路篇に見ゆる孔子の語に本づく。

一五 易に稱すらく云云は、周易繫辭下傳に出づ。天地の大徳は萬物を生生して止まざるに

在り。聖人が天地の大徳を體して、萬物をして其の生を遂げしめんには、必ず君師の位に上ることを要す、故に天子の位は聖人の大寶なり。而して仁徳を以つて此の寶位を守り、財政を理めて民を養ひ以つて人を聚むるなり。

一六 寡きを患へずして云云は、孔子の語、論語季氏篇に見ゆ。凡そ國家を有つ者は、土地人民の寡少なることを患へずして、政治の公平ならざることを患ふ。國の貧しきことを患へずして、民の安泰ならざることを患ふ。政治公平なるときは貧しからず、上下和合するときは寡少なることを患へず、人民安泰なるときは、國傾き危きこと無しとの意。

一七 廬井とは井田及び其の中にある廬舎をいふなり。井田中の廬舎は、春夏に之に居り、秋冬には之を去る。廬井を制し云云は、井田の制度を定め、土地の分配を均平ならしむるをいふ。

一八 古、支那にては、商業を行ふ地區を定め、商店は皆な其の中に設けしめたり。市即ち是れなり。而して市中の商店は、其の種類に従ひ、聚つて一團を爲したり。之を肆と謂ふ。されば市肆は、要するに商業區域・市場の意味にして、市肆を開いて以つて之を通ずとは、市場を開いて有無を通ずるを謂ふ。

一九 庠序は、學問藝術を教へ、長幼の序を明にし、又た老者を饗する處、即ち今の學校なり。夏には校と曰ひ、殷には序と曰ひ、周には庠と曰へりと傳へらる。

二〇 游惰放逸の民。



- 二一 地著は土著と同じ。人民が其の地に安住して、他所に移轉せざるをいふ。
- 二二 經界はさかひ。經界を正すとは、公平に土地を計量し分配すること。
- 二三 古代の尺度は詳ならざるも、假に周尺を漢尺と同じとせば、いはゆる一夫は我國の一町九反二畝餘に當る。尙ほ平準書註一七二を参照せよ。
- 二四 方一里の田は、九夫即ち九百畝の田にして、中央に公田百畝あり、八家各百畝の私田と十畝の公田とを耕す。即ち八家の耕す所合せて八百八十畝にして、公田の中の二十畝は八家の廬舎と爲すとなり。
- 二五 出入相友とし、守望相助け云云は、孟子滕文公上篇に「出入相友とし、守望相助け、疾病相扶持すれば、則ち百姓親睦す」とあるに本づく。
- 二六 歳ごとに耕種する者云云。田を上中下の三等に區別し、上田は男子一人ごとに百畝を與へ、毎年之を耕す。中田は一人ごとに二百畝を與へ、之を二分して、今年一分を耕し、明年他の一分を耕し、交互に一年間其の地を休ましむ。下田は一人ごとに三百畝を與へ、之を三分して、今年第一の一分を耕し、明年は第二の一分を耕し、其の明年は第三の一分を耕し、結局其の地を二年づつ休ますこととなるなり。爰は易ふるなり。
- 二七 農民戸ごとに一人已に田を受くの意にして、唐の初めまでは「一人」とあり、後一字を脱したるもの如し。(王念孫讀書雜誌)。一人は家長を指し、下文の衆男に對して謂ふなり。

- 二八 原は廣くして平なる地。陵は丘陵、即ち小山なり。淳鹵は鹽分を含みたる瘠地なり。
- 二九 衡は山林を掌るの官なり。虞は山澤を掌るの官なり。衡虞の入とは、山澤を利用するの民、即ち伐木製鹽の如き業に従事するものに納めしむる租税をいふ。
- 三〇 郊社は祭の名、天地を祭るなり。古、冬至に天を南郊に祀るを郊と曰ひ、夏至に地を北郊に祀るを社と曰ふ。宗廟は、古、天子諸侯、其の祖先を祀るの處なり。
- 三一 五穀は五穀なり、黍、稷、麻、麥、豆なり。五穀につきては異説少からざれども、今顔師古の説に従ふ。

三二 菜茹は野菜。

三三 瓜瓠は瓜の類をいふ。果は木の實、蔬は草の實。

三四 疆易は疆場と同じ。土地のさかひ。

三五 狗彘は犬と豕となり。其の時を失ふこと毋しとは、雞豚狗彘を養ふに時の宜しきを失はざるをいふ。此の「五十」「七十」云云は、孟子(梁惠王上篇等)によりたるなるべし。

三六 周代大夫に上中下の別あり、上大夫は卿と稱せられ、又た士にも上中下の別ありきと云はる。鄰長の位は下士、それより次第に上りて郷の長官に至り位卿と爲るをいふ。

里に序有りて而して郷に庠有り。序には以つて教を明かにし、庠には則ち禮を行  
うて而して化を視す。春は民をして畢く出でて墜に在らしめ、冬は則ち畢く邑に入



らしむ。其の詩に曰く『四の日、止を擧ぐ。同じく我が婦子と彼の南陽に饑す』と。又た曰く、『十月に蟋蟀、我が牀下に入る。嗟我が婦子、聿に改歳の爲めに、此の室に入りて處れ』と。陰陽に順ひ、寇賊に備へ、禮文を習はす所以なり。春、將に民を出ださんとするや、里胥、平旦右塾に坐し、鄰長、左塾に坐す。畢く出でて然る後歸る。夕にも亦た之の如くす。入る者は必ず薪樵を持し、輕重相分つ。班白は提挈せず、冬は、民、既に入り、婦人、巷を同じくするもの、相從つて、夜、績す。女工、一月にして四十五日を得。必ず相從ふ者は、燎火を費すことを省き、巧拙を同じうして而して習俗を合する所以なり。男女其の所を得ざる者有れば、因りて相與に歌詠して、各其の傷を言ふ。是の月、餘子も亦た序室に在り。八歳にして小學に入り、六甲・五方・書計の事を學び、始めて室家長幼の節を知り、十五にして大學に入り、先聖の禮樂を學び、而して朝廷君臣の禮を知る。其の秀異なる有る者は、郷學に庠序に移す。庠序の異なる者は國學に少學に移す。諸侯は歲ごとに少學の異なる者を天子の學に大學に貢し、命けて造士と曰ふ。行同じく能偶なるときは則ち之を別つ

に射を以つてし、然る後に爵命す。孟春の月、羣居する者、將に散せんとす。行人、木鐸を振つて路に徇へ、以つて詩を采る。之を大師に獻す。其の音律を比して、以つて天子に聞す。故に曰く『王者は牖戸を窺はずして而して天下を知る』と。此れ先王、土を制し民を處き、富まして之を教ふるの大略なり。故に孔子曰く『千乘の國を道むるに、事を敬んで而して信あり、用を節して而して人を愛す。民を使ふに時を以つてす』と。故に民皆な功を勸め、業を樂しみ、公を先にして私を後にす。其の詩に曰く『滄として凄凄たる有り、雲を興して祁祁たり。我が公田に雨りて、遂に我が私に及べ』と。民三年耕せば則ち一年の畜を餘す。衣食足りて而して榮辱を知り、廉讓生じて而して争訟息む。故に三載、績を考ふるなり。孔子曰く『苟も我を用ふる者有らば、期月のみにして可なり、三年にして成る有らん』と。此の功を成すなり。三考黜陟して三年の食を餘す。業を進むるを登と曰ひ、再登を平と曰ひ、六年の食を餘す。三登を泰平と曰ひ、二十七歳にして九年の食を遺す。然る後に王德流洽し、禮樂成る。故に曰く、『如し王者有らば、必ず世にして而して後に仁ならん』と。



此の道に繚<sup>よ</sup>りてなり。<sup>(六〇)</sup>

三七 詩は詩經幽風七月の篇の句なり。止は足なり、詩經には趾に作る。四月の日に至りて、農人、皆な足を舉げて田に出でて耕作す。其の婦と子と、相共に辨當を持ち來つて、耕作する所の南畝の田に至りて之を饋るなり。

三八 十月に云云も亦た幽風七月の篇の句なり。聿は詩經には日に作る、義同じ。十月、寒氣既に至り、蟋蟀（今のこぼろぎ、昔のきりぎりす）我が牀下に來りて鳴くときは、年將に漸く改まらんとす、防寒用意の整頓したる室に入りて、一家眷屬安穩に冬を送らんとするなり。

三九 里胥は一里の長なり。鄰長は一鄰の長なり。五家を鄰と爲し、五鄰を里と爲すこと、上文に見ゆ。塾とは門の側に在る堂なり。里胥は右方の塾に坐し、鄰長は左塾に坐して、農人の田に出づるを視るは、督促して農事を勧め、怠惰を防がんが爲めなり。

四〇 斑白は頰白と同じ、髮の黑白相雜りたる老人をいふ。提挈は物を持つこと。斑白の者をして手に物を持たしめざるは、老人を優遇するなり。

四一 巷を同じくすとは、里（村落中の一區劃）を同じうするなり。巷は里中の道なり。

四二 一月にして四十五日を得とは、一月三十日の中に、夜間の時間を半日分とし、一ヶ月にて十五日と爲し、合せて四十五日分の女工を爲すの意。

四三 燎は、ともしび。室を明るくする爲めなり。火は炭火などの類。室を暖にする爲めなり。

四四 六甲は四時六十甲子の類。五方とは九州嶽瀆列國の名、今の地理なり。書は六書。計は九數、即ち算術の九九なり。

四五 鄉學は一郷の學校、即ち庠序なり。儀禮鄉飲酒の註に庠は鄉學なりと見ゆ。

四六 國學は諸侯の國の學校、即ち少學なり。

四七 行同じく云云。德行同等に、材能同等なるときは、射を以つて之を試みて優劣を分つなり。

四八 爵命すは官位を與ふること。

四九 孟春は春の初めの月なり、舊曆の正月に當る。

五〇 羣居する者將に散ぜんとすとは、冬月の間、邑内に籠居したる人人、農事將に始まらんとするを以つて、出でて田畝に赴かんとするをいふ。

五一 行人は、號令を傳ふることを主るの官。木鐸は、木を以つて舌と爲したる大なる鈴。行人木鐸を鳴らして道路を巡行し、農事將に始まらんとすることを告げ、民間の詩を採集す。

五二 大師は音樂を掌るの官。音律を比すとは、音律を調ふるなり。

五三 王者は牖戸を窺はずして而も天下を知るとは、老子の語に本づく。



五四 孔子曰く云云は、論語學而篇に出づ。  
 五五 其の詩に曰く云云は、小雅大田の詩。淪は陰雲なり。凄凄は雲の起る貌。祁祁は徐たり。陰陽調和し、風雨時の宜しきに中り、庶民慶悦するをいふ。  
 五六 民三年耕せば則ち一年の畜を餘すとは、禮記王制の篇に、『三年耕して必ず一年の食あり、九年耕して必ず三年の食あり云云』とあるに本づくならん。  
 五七 衣食足りて榮辱を知るは、管子牧民篇の語。  
 五八 孔子曰く苟も我を用ふる者有らば云云は、論語子路篇に出づ。  
 五九 如し王者有らば必ず世にして而して後に仁ならんは、孔子の語、論語子路篇に出づ。  
 六〇 發端より茲に至るまでは、上古より周に至る政治の大要を述べたるが、其の本づくところは概ね春秋戰國及び前漢の文獻にして、儒家が古に託して其の理想を披瀝したるもの多きに居る。されば此の一段は間、史的事實を包含せりと雖も、主として儒家の政治學說を綜合叙述したるものと見るを適當とす。而して其の要旨は文中に引かれたる、孔子の「富まして教ふる」の一語に歸すべく、首より「郷に至りて卿と爲るなり」までは民を富ますの道を述べ「里に序有りて」以下は民を教ふるの道を述べたりと見て不可無きが如し。

周室既に衰へて、<sup>(六一)</sup>暴君汚吏、其の經界を慢にし、<sup>(六二)</sup>繇役横に作りて政令信ならず。

上下相詐りて公田治まらず。故に魯の宣公初めて晦に税して、春秋これを譏る。是に於いて上貪り、民怨み、災害生じて而して禍亂作る。<sup>(六三)</sup>陵夷して戰國に至り、詐力を貴びて而して仁誼を賤しみ、富有を先にして而して禮讓を後にす。

- 六一 暴君汚吏、其の經界を慢にすは、孟子の語、滕文公上篇に出づ。
- 六二 魯の宣公初めて晦に税したることは、春秋同公十五年の條に見ゆ。晦に税すとは、當時、人民耕す所の土地大小區區なりしが故に、其の畝数を計りて税を課したることを謂ふものの如し。井田の公田の外、私田よりも十分の一の税を收めたるを指すとの説あれども從ひ難し。
- 六三 陵夷はだん／＼に衰ふること。

是の時李悝、魏の文侯の爲めに地力を盡すの教を作す。以爲へらく『地方百里、<sup>(六四)</sup>提封九萬頃、山澤邑居を除き、參分にして一を去れば田六百萬晦と爲す。田を治めて勤謹なれば則ち晦ごとに三升を益す。<sup>(六五)</sup>勤めざれば則ち損すること亦た之の如し。地方百里の増減は輒ち粟百八十萬石と爲す』と。又た曰く『<sup>(六六)</sup>糴甚だ貴きときは民を傷ひ、甚だ賤きときは農を傷ふ。民傷はるれば則ち離散し、農傷はるれば則ち國貧し。



故に甚だ貴きと、甚だ賤しきとは、其の傷ふこと一也。善く國を爲むる者は、民をして傷はるること無くして而して農をして益勸ましむ。今一夫、五口を挾んで田百晦を治む。歳收、晦ごとに一石半、粟百五十石と爲す。十一の税十五石を除きて、百三十五石を餘す。食は人ごとに月に一石半。五人にして終歳粟九十石と爲す。餘り四十五石あり。石ごとに三十にして錢千三百五十と爲す。社閭・嘗新・春秋の祠(モ)に錢三百を用ふるを除きて、千五十を餘す。衣は、人ごとに率ね錢三百を用ひ、五人にして終歳千五百を用ふ。足らざることを四百五十なり。不幸・疾病・死喪の費、及び上の賦斂は又た此れに與らず。此れ農夫常に困みて耕すことに勸まざるの心有り、而して糴をして甚だ貴きに至らしむる所以の者なり。是の故に善く糴を平にする者は、必ず謹んで歳を觀る。上中下の孰有り。上孰には其の收自ら四にして四百石を餘す。中孰には自ら三にして三百石を餘す。下孰には自ら倍にして百石を餘す。小孰には則ち百石を收め、中孰には七十石、大孰には三十石。故に大孰には、則ち、上、三を糴して而して一を捨て、中孰には則ち二を糴し、下孰には則ち一を糴し、

民をして適(た)足らしめ、賈平(あたひ)なれば則ち止む。小孰には則ち小孰の斂むる所を發し、中孰には則ち中孰の斂むる所を發し、大孰には則ち大孰の斂むる所を發して、而して之を糴す。故に飢饉水旱に遇ふと雖も、糴貴からずして而して民散ぜず。餘り有るを取りて以つて足らざるを補へばなり』と。之を魏國に行ひ、國以つて富彊なり。

六四 李悝は魏の文侯の臣、文侯を佐けて魏を富強にす。史記平準書及び貨殖列傳には李克に作る。藝文志、法家に李子三十二篇あり、注に云ふ、名は悝、魏の文侯に相たり、國を富まし兵を強くすと。儒家に李克七篇あり、注に云ふ、子夏の弟子、魏の文侯の相と爲ると。人表には李悝は三等、李克は四等とす。蓋し同一人にして誤つて二人とせられたるならん。

六五 魏の文侯は、名は都、魏桓子の孫にして、晉の卿たりしが、周の威烈王二十三年、韓趙と共に、始めて列せられて諸侯と爲る。史記魏世家に詳なり。

六六 一里は井田の一邊の長さにして三百歩なり。方百里は、周尺一尺を我が曲尺七寸六分として計算すれば、我が方十里に當る。

六七 提封は、諸侯の封せられたる地、四方の封境の内を擧げて之を計るの意なり。

六八 戰國秦漢の量の單位は、大略我が國の其れの十分の一に當れるが如し。されば三升は約我が三合と見て大過なかるべし。下文の百八十萬石・一石半・百五十石等も此れに准じ



て知るべし。

六九 糶甚だ貴きときは民を傷ひ、甚だ賤きときは農を傷ふ。此の民とは農を除きたる土工商を謂ふ。米價甚だ高きときは、之を買ひて食すべき土工商は爲めに損害を受け、米價甚だ低きときは、之を賣るべき農民は爲めに損害を受く。糶は米を買ひ入ることなれども、こゝにては米の價と見て可なる可し。

七〇 社も閭も、二十五家を謂ふ。社閭は二十五家相共に土の神を里門に祀るなり。嘗新は新穀を土の神即ち社に薦めて祀ること。春には豊熟を祈り、秋には收穫を感謝し、俱に土の神を祀るなり。

七一 上中下の孰。孰は熟と通ず。平歳には百畝の收穫百五十石。上熟は之に四倍し、即ち六百石、中熟は三倍、即ち四百五十石、下熟は二倍、即ち三百石なりといふ。上中下孰に實に斯く甚だしき差異ありや否や詳ならざれども、本文に記する所は正に此の如し。

(七二) 秦の孝公、商君を用ひ、井田を壊りて(七四) 仞伯を開き、耕戰の賞を急にす。古道に非ずと雖も、猶ほ本を務むるの故を以つて、鄰國を傾けて諸侯に雄たり。然れども王制遂に滅びて僭差度亡し。庶人の富める者は鉅萬を累ね、而して貧しき者は糟糠を食む。國を有ちて(七五) 疆き者は、州域を兼ね、而して弱き者は社稷を喪ふ。

七二 秦の孝公は秦を富強にせし英主。史記秦本紀參照。

七三 商君は公孫鞅、即ち商鞅。秦の孝公を相けて秦を富強にす。史記卷六十八商君列傳參照。

七四 仞伯は田間の道なり。南北なるを仞と曰ひ、東西なるを伯と曰ふ。

七五 社稷。社は土の神、稷は穀の神、轉じて國家の意。

(七六) 始皇に至りて遂に天下を并せ、内には功作を興し、外には夷狄を攘ひて、秦半の賦を收め、閭左の戍を發す。男子力耕すれども糶饑するに足らず、女子紡績すれども衣服するに足らず。天下の資財を竭して以つて其の政に奉ずるに、猶ほ未だ以つて其の欲を澹らすに足らざるなり。海内愁怨して、遂に用つて潰え畔く。

七六 始皇は秦の始皇帝。史記秦始皇本紀參照。

七七 秦半は太半と同じ、三分の二をいふ。收穫の三分の二を賦税として徵收するなり。

七八 閭は里門なり。閭左は里門の左に居住せるものを謂ふ。これを悉く徵發して戍役に當らしめたるなり。

七九 糶饑。饑は餉の古字なり。糧食なり。

漢興りて秦の敝に接し、諸侯竝び起り、民、作業を失ひて而して大に飢饉す。凡



そ米石ごとに五千。人相食み、死する者半ばに過ぐ。高祖、乃ち民をして子を賣り、食に蜀漢に就くことを得しむ。天下既に定まりて民に蓋滅亡し。天子よりして醇駟(八三)を具ふること能はず。而して將相或は牛車に乗る。上是に於いて法を約にし、禁を省き、田租を軽くして什五にして而して一を税す。吏の祿を量り官の用を度りて以つて民に賦す。而して山川園池市肆の租税の入は、天子より以つて封君湯沐の邑に至るまで、皆な各私の奉養と爲して、天子の經費に領せず。關東(八二)の粟を漕轉して以つて中都の官に給すること、歳ごとに數十萬石に過ぎず。

八〇 醇駟は史記平準書に鈞駟に作る、意同じ。色同じき四頭の馬をいふ。車に駕するに四頭の馬を用ふるなり。

八一 山川園池市肆の租税の入云云は、史記平準書註九を参照せよ。

八二 函谷關以東を、古、關東と稱す。今の河南・山東・山西等の地皆な是れなり。平準書には山東に作る。

八三 中都の官は京師の諸官府なり。

孝惠(八四)・高后(八五)の間に衣食滋殖す。文帝位に即きて躬づから儉節を修めて百姓を安ん

ずることを思ふ。時に民、戰國に近くして、皆な本に背きて末に趨る。賈誼(八六)、上に説いて曰く『筭子(八七)に曰く、倉廩實ちて而して禮節を知る』と。民、足らずして而して治む可き者は、古より今に及ぶまで、未だ嘗つて之を聞かず。古の人曰く、一夫耕さざれば之が飢を受くるものあり、一女織らざれば之が寒を受くるものあり。之を生ずること時有り、而して之を用ふること度亡ければ、則ち物力必ず屈す。古の天下を治むるや、至りて熾に、至りて悉なり。故に其の畜積(八八)恃むに足る。今本に背きて而して末に趨り、食する者甚だ衆し。是れ天下の大殘也。淫侈の俗日々に以つて長ず。是れ天下の大賊なり。殘賊、公に行はれて、之を止むること或ること莫く、大命將に泛らんとして、之を振救する者莫し。之を生ずる者甚だ少くして、而して之を靡(八九)す者甚だ多ければなり。天下の財産、何ぞ蹙(九〇)きざることを得んや。漢の漢たること幾ど四十年。公私の積、猶ほ哀痛す可し。時を失うて雨(九一)らざれば、民、且に狼顧せんとす。歳悪くして入らざれば、爵子(九二)を賣らんことを請ふ。既に耳に聞す。安んぞ天下の阡危(九三)を爲す者は若くにして、而して上驚かざる者有らんや。世の飢と穰と



有るは天の行なり。禹湯も之を被れり。卽し不幸にして、方二千里の旱有らば、國、胡ぞ以つて相恤はんや。卒然として邊境急有らば、數十百萬の衆國、胡ぞ以つて之に餽らんや。兵旱相乘じて天下大に屈せば、勇力有る者、徒を聚めて而して衡撃し、罷夫、羸老、子を易へて而して其の骨を齧まん。政治未だ畢く通ぜざるなり。遠方の能疑する者、竝び舉りて而して争ひ起たん。迺ち駭きて而して之を圖るも豈に將た及ぶ有らんや。夫れ積貯は天下の大命なり。苟も粟多くして財餘り有れば、何を爲して而して成らざらん。以つて攻むれば則ち取り、以つて守れば則ち固く、以つて戦へば則ち勝つ。敵を懐け遠きを附け、何を招きて而して至らざらん。今民を殴り而して之を農に歸して皆な本に著け、天下をして各其の力を食み、末技游食の民をして、轉じて而して南隴に緣らしめば、則ち畜積足りて而して人其の所を樂まん。以つて天下を富安にすることを爲す可し。而るに直だ此の廩廩たることを爲すなり。竊に陛下の爲めに之を惜しむ」と。是に於いて、上、誼が言に感じて始めて籍田を開き、躬づから耕して以つて百姓を勸む。

八四 孝惠は漢の第二代の天子。史記呂后本紀・漢書惠帝紀參照。

八五 高后は漢の高祖の皇后、卽ち呂后なり。史記呂后本紀・漢書高后紀參照。

八六 文帝は漢の第三代の帝。史記孝文本紀・漢書文帝紀參照。

八七 本に背きて末に趨る。本とは農業をいひ、末とは商工業をいふ。民農業を棄てて商工業に従事するもの多きをいふ。

八八 賈誼は漢の洛陽の人、文帝召して博士と爲す。超遷して大中大夫に至る。大臣の忌む所と爲りて、出でて長沙王の太傅と爲り、梁王の太傅に遷りて卒す。年三十三。史記卷八四及び漢書卷四八に傳あり、參照せよ。

八九 筦子は管子と同じ。倉廩實ちて禮節を知るは、管子牧民篇の語なり。

九〇 古の人曰く、一夫耕さざれば、之が飢を受くるもの或り、一女織らざれば、之が寒を受くるもの或りは、呂氏春秋開春論愛類篇に、『神農の教に曰く、士、當年にして耕さざる者あれば、則ち天下に其の饑を受くる者或り。女、當年にして績がざる者有れば、則ち天下に其の寒を受くる者或り』とあるに本づくならん。

九一 食する者甚だ累し云云。人民、農業を棄てて工商を務め、米粟を生産する者少くして、これを食ふ者甚だ累きをいふ。

九二 泛は覆るなり。

九三 爵子を賣るとは、或は爵級を賣り、或は己の子を賣るなり。



九四 阡危は、危くして墜ちんとするなり。

九五 罷夫は疲勞したる男子。羸老は羸弱なる老人。己の子と人の子とを交換して之を食ひ、其の骨を齧む。食料の缺乏すること甚だしきをいふ。

九六 疑は擬に同じ。天子に比擬するもの、即ち叛逆者をいふ。能は衍字（漢書補註）。

九七 南晦に縁るとは、農耕に従事するをいふ。

九八 廩廩は凜凜と通ず、危き貌。

九九 籍田は藉田と同じ。毎年孟春、天子藉田に幸し、手づから耜を執つて土を起し、繼いで民をして之を耕さしめ、其の粟を祭祀の用に充つ。藉は蹈藉の意にして、天子親しく其の田を蹈むを以つて藉田と謂ふなり。

鼃錯(三〇〇)、復た上に説いて曰く『聖王上に在りて而して民凍飢せざる者は、能く耕して而して之を養ひ、織りて而して之を衣きしむるに非ざるなり。其の資財の道を開くを爲せばなり。故に堯禹に九年の水有り、湯に七年の旱有りて、而して國に損瘠な亡なき者は、畜積多くして而して備の先づ具はるを以つてなり。今海内一と爲り、土地人民の衆きこと、湯禹に避ゆらず。加ふるに天災數年の水旱亡きを以つてす。而して畜積未だ及ばざる者は何ぞや。地に遺利有り、民に餘力有り、穀を生ずるの土未だ盡く

墾ひかず、山澤の利未だ盡く出ださざればなり。游食の民未だ盡く農に歸せざればなり。民貧しければ則ち姦邪生ず。貧は不足より生じ、不足は不農より生ず。不農なれば則ち地著せず。地著せざれば則ち郷を離れ家を輕んず。民、鳥獸の如く、高城深地、嚴法重刑有りと雖も、猶ほ禁ずる能はざるなり。夫れ寒の衣に於けるや、輕煖を待たず。飢の食に於けるや、甘旨を待たず。飢寒身に至るときは廉恥を顧みず。人情、一日に再食せざれば則ち飢う。終歳、衣を製せざれば則ち寒ひゆ。夫れ腹飢ゑて食を得ず、膚寒えて衣を得ざれば、慈母と雖も其の子を保すること能はず。君、安んぞ能く以つて其の民を有たたんや。明王は其の然ることを知るなり。故に民に農桑を務めしめ、賦斂を薄くし、畜積を廣くし、以つて倉廩を實みたし、水旱に備ふ。故に民得て而して有つ可きなり。民は上の之を牧する所以に在おいて、利に趨くこと水の下ひきに走るが如く、四方擇ぶ亡なきなり。夫れ珠玉金銀は飢ゑて食ふ可からず、寒ひえて衣る可からず。然り而して衆の之を貴ぶことは、上の之を用ふるを以つての故なり。其の物たるや、輕微にして賦ため易く、把握に在りて以つて海内を周めぐる可く、而して飢



寒の患亡し。此れ臣をしてかた輕しく其の主に背きて、而して民をしてたやす易く其の郷を去らしめ、盜賊勸むる所有り、亡逃する者（一〇一）輕資を得るなり。粟米布帛は地に生じ、時に長じ、力に聚り、一日にして成る可きに非ざるなり。數石の重きは、中人勝たへず。姦邪の利する所と爲らず。一日得ずして而して飢寒至る。是の故に明君は五穀を貴びて而して金玉を賤しむ。今農夫五口の家、其の役に服する者、二人を下らず。其の能く耕す者も百晦に過ぎず。百晦の收は百石に過ぎず。春は耕し、夏は耘くまり、秋は穫かり、冬は藏む。薪樵を伐り、官府を治め、繇役を給す。春は風塵を避くることを得ず、夏は暑熱を避くることを得ず、秋は陰雨を避くることを得ず、冬は寒凍を避くることを得ず。四時の間、日として休息すること亡し。又た私には、自ら、往くを送り、來るを迎へ、死を弔ひ、疾を問ひ、孤を養ひ、幼を長ずること、其の中に在り。勤苦此くの如し。尙ほ復た水旱の災を被る。急政暴賦（一〇二）、賦斂、時ならず。朝あしたに令して而して暮（一〇三）に具ふ當し。有る者は半賈（一〇四）にして而して賣り、亡き者は倍稱（一〇五）の息を取らる。是に於いて田宅を賣り、子孫を鬻ぎて、以つて責（一〇六）を償ふ者有り。而して商（一〇七）

賈の大なる者は積貯倍息し、小なる者は列（一〇八）に坐して販賣し、其の奇贏（一〇九）を操りて、日に都市に遊ぶ。上の急に乗じて賣る所必ず倍す。故に其の男は耕耘せず、女は蠶織せざるも、衣は必ず文采（一一〇）、食は必ず粱肉（一一一）なり。農夫の苦亡（一一二）して仟伯（一一三）の得有り。其の富厚に因りて王侯に交通し、力（一一四）、吏の執に過ぎ、利を以つて相傾く。千里游敖（一一五）し、冠蓋相望み、堅（一一六）に乗り、肥（一一七）に策ち、絲（一一八）を履み、綺（一一九）を曳く。此れ商人の農人を兼并する所以、農人の流亡する所以の者なり。今、法律、商人を賤しみて、商人已に富貴なり。農夫を尊びて農夫已に貧賤なり。故に俗の貴ぶ所は主の賤しむ所なり。吏の卑しむ所は法の尊む所なり。上下相反し、好惡乖迕（一二〇）。而して國富み法立つことを欲するも得可からざるなり。方今の務め、民をして農を務めしむるに若くこと莫きのみ。民の農を務むるを欲せば、粟（一二一）を貴くするに在り。粟を貴くするの道は、民を使ふに、粟の賞罰を爲すを以つてするに在り。今、天下に募りて、粟を縣官（一二二）に入れて以つて爵を拜することを得、以つて罪を除くことを得せしめん。此くの如くならば富人爵有り、農民錢有りて、粟（一二三）溲ちる所有らん。夫れ能く粟を入れて以つて爵を受くるは、皆な餘り有



る者なり。餘り有るに取りて以つて上の用に供せば、則ち貧民の賦損す可し。謂はゆる餘り有るを損して足らざるを補はば、令出でて而して民利する者なり。民の心に順つて補ふ所の者三つ、一に曰く、主の用足り、二に曰く、民の賦少く、三に曰く、農功を勸む。今、民に令し、車騎(三三)の馬一匹有る者は、卒三人を復せん。車騎は天下の武備なり。故に爲めに卒を復す。神農の教に曰く、石城十仞、湯池百步、帶甲百萬有るも、而も粟亡ければ、守ること能はざるなりと。是を以つて觀れば、粟は王者の大用、政の本務なり。民をして粟を入れて爵を受くること、五大夫(三三)以上に至らしめて、廼ち一人を復するのみ。此れ其の騎馬の功と相去ること遠し。爵は上の擅にする所にして、口より出でて窮り亡し。粟は民の種(三)うる所にして、地に生じて而して乏しからず。夫れ高爵を得ると罪を免るとは人の甚だ欲する所なり。天下の人をして粟を邊に入れて以つて爵を受け罪を免れしめば、三歳を過ぎずして塞下(三三)の粟必ず多からん」と。是に於いて文帝、錯の言に従ひ、民をして粟を邊に入れしめ、六百石には、爵上造(三五)たらしめ、稍増(や)して四千石に至りて五大夫と爲し、萬二千石は大庶(三六)長と爲し、各多少を以つて級數に差を爲す。

一〇〇 鼂錯は漢の文帝及び景帝に仕ふ。史記・漢書に傳あり。

一〇一 輕資は輕齋なり。重き輕くして容易に持ち運ぶことを得べき財貨、即ち金銀珠玉の類をいふ。

一〇二 殿本其他には虐に作れるも、景祐本には賦とあり。これに従ふ(讀書雜誌)。

一〇三 此の條、景祐以後の刊本には「朝令而暮改當具有者半買而賣云云」とありて、暮の下に改の字あり。こは朝令暮改の語あるより、傳寫の間、誤つて竄入せしものなり。我が尾張眞福寺藏卷子本には改字無し。これを正しとす。

一〇四 半買は半分の價。

一〇五 倍稱の息を取るとは、一倍即ち十割の利息の附く金穀を人より借るなり。

一〇六 責を償ふの責は債と通ず、負債なり。

一〇七 商買は商人なり。分つて言へば、商は行商人、買は店に坐して販賣する商人なり。

一〇八 列は、上文に見ゆる市肆の肆と同じく、同種の商店の聚まれる町を謂ふ。

一〇九 奇贏は猶ほ奇利といふがごとし。多大の利益なり。

一一〇 文采は、美しき衣服をいふ。文は、あや、模様。采は彩色、いろどりの美しきことなり。



- 一一一 梁肉は、美味なる食物をいふ。梁は上等の粟。
- 一一二 仟伯は田畝の阡陌にして、即ち田畝の意に用ふ。商賈は、農夫の勞苦無くして、而も農夫の利益有るをいふ。
- 一一三 力、吏の執に過ぐ。執は勢の古字。商賈の勢力は官吏よりも勝れるをいふ。
- 一一四 千里游敖は、千里の遠き地に游歴するなり。
- 一一五 冠蓋相望むとは、引き續きて絶えざるをいふ。冠はかんむり。蓋は車のかさ。
- 一一六 堅は堅牢なる車。 一一七 肥は肥えたる馬。
- 一一八 絲を履みは、絹絲を以つて編みたる履をはくなり。 一一九 綺は精白なる絹。
- 一二〇 乖迕は、そむき、たがふ。
- 一二一 縣官。天子又は朝廷の意に用ふることと、州縣の吏の意に用ふることとあり。こゝにては朝廷の意に用ふ。
- 一二二 車騎は、兵車及び騎兵。車騎の馬は、兵車及び騎兵に用ふる馬なり。
- 一二三 五大夫は、下より數へて第九等の爵なり。史記平準書註一五參照。
- 一二四 塞は邊境の要塞なり。
- 一二五 上造は、下より數へて第二等の爵なり。
- 一二六 大庶長は下より數へて第十八等の爵なり。
- 錯、復た奏言すらく『陛下、幸に天下をして粟を塞下に入れしめて以つて爵に拜

す。甚だ大患なり。竊に恐る、塞卒の食、用に足らざることを。大に天下の粟を漂らさば、邊食以つて五歳を支ふるに足らん。粟を郡縣に入れしむ可し。一歳以上を支ふるに足らば、時に赦して農民の租を收むること勿かる可し。此くの如くならば、德澤萬民に加はりて、民愈農を勤めん。時に軍役有り、若しくは水旱に遭ふも、民困乏せず、天下安寧ならん。歲孰りて且つ美ならば、則ち民大に富樂ならん』と。上、復た其の言に従ふ。迺ち詔を下して、民に十二年の租税の半ばを賜ひ、明年、遂に民田の租税を除く。後十三歲、孝景二年、民をして半ば田租を出ださしめ、三十にして而して一を税す。其の後、上郡以西旱す。復た賣爵の令を修めて、而して其の賈を裁して以つて民を招き、及び徒・復作も粟を縣官に輸して以つて罪を除くことを得しむ。始めて苑馬を造りて以つて用を廣め、宮室・列館・車馬益増修す。然れども婁有司に敕して、農を以つて務めと爲さしむ。民遂に業を樂しむ。

一二七 孝景は漢の第四代の皇帝。

一二八 上郡は、今の陝西省鄜縣・長武縣以北の地。郡治膚施縣は今の綏德縣の東南。



- 一二九 其の賈を裁す。爵を賣る價を減少するなり。
- 一三〇 徒は徒刑囚にして軍役・土工等に用ひらる。復作は女子の徒刑囚にして、一年間、官の雜役に使用せらる。
- 一三一 苑馬。太僕（朝廷の車馬を掌る官）の管轄の下に、西北の邊郡に三十六の苑ありて、馬を牧養せるをいふ。
- 一三二 婁は古の屢の字なり。

(一三三) 武帝の初めに至るまで、七十年間、國家事亡く、水旱に遇ふに非ざれば、則ち、民人ごとくに給し、家ごとに足り、都鄙の廩庾盡く滿ちて、而して府庫、財を餘す。京師の錢、百鉅萬を累ね、貫朽ちて而して校ふ可からず。太倉の粟陳陳として相因り、充溢して外に露積し、腐敗して食ふ可からず。衆庶も街巷に馬有りて、任伯の間に羣を成す。牝牝に乗る者は擯けられて而して會聚することを得ず。閭閻を守る者は梁肉を食ひ、吏と爲る者は子孫を長じ、官に居る者は以つて姓號を爲し、人人自愛して而して法を犯すことを重り、行誼を先にして而して媿辱を黜く。是に於いて罔疏にして而して民富み、役財して驕溢す。或は并兼豪黨の徒、以つて郷曲に武斷するに

至る。(一三七) 宗室の土有るもの、公卿大夫以下、奢侈を争ふ。室廬車服、上に僭すること限り亡し。物盛にして而して衰ふるは固より其の變なり。是より後、外、四夷を事とし、内、功利を興す。役費竝び興りて、而して民本を去つ。

- 一三三 武帝は漢の第五代の皇帝。武帝の初めに至るまでは、漢興りてよりこゝに至るまでの意。
- 一三四 廩庾。廩、は米倉。庾は河岸に在る米倉。一説に野外に在りて屋根無く露積する米倉なりといふ。要するに廩庾二字にて米を貯ふる倉と解して差支無し。
- 一三五 鉅萬は萬萬即ち一億なり。一三六 太倉は朝廷の穀物倉なり。
- 一三七 陳陳は久しく舊くなりたるをいふ。
- 一三八 衆庶も街巷に馬ありて、任伯の間に羣を成す。一般の人民も馬に乗りて街巷を行く者多く、其の馬は田間にて牧せられ、阡陌に群を成す。街巷は城内の道路。任伯は田間の道路なり。民間に馬多きを言ふ。官廩に馬多きことは言を待たざるなり。
- 一三九 牝牝は牝馬なり。擯は擯斥するなり。馬多きを以つて牝馬に乗る者無く、たまく牝馬に乗る者あるときは、擯斥せられて、人と聚會することを得ず。
- 一四〇 閭閻を守る者とは、村役人をいふ。史記平準書註二六を参照せよ。梁肉を食ふとは富裕なるをいふ。



一四一 吏とはこゝにては本官ならざる下級吏員をいふ。史記平準書註二七を参照せよ。時に無事にして、吏たる者、數、轉任すること無く、多くの子孫を設くるに至るまで、其の職に在りしをいふ。

一四二 官は本官にして、品秩ある官職をいふ。其の官職に在ること年久しきを以つて、遂に其の官名を取りて姓氏と爲すものあるなり。史記貨殖傳に謂はゆる倉氏・庾氏の如き是れなり。

一四三 行誼を先にして而して媿辱を黜くとは義にかなへる行を爲すことを以つて先と爲し、恥づべき行を黜け避くるなり。誼は義なり。媿辱は恥辱なり。

一四四 罔は綱と同じ。法網なり。

一四六 貧民を使役し財物を貯藏するの意。

一四六 郷曲に武斷すとは、饒富威勢を恃みて郷黨に於いて擅に曲直を斷じ威罰を行ふをいふなり。即ち威權を揮うて郷黨を壓制するなり。

一四七 宗室の土有るものとは、漢の宗族にして封邑土地を受けたるもの。即ち主として諸侯王列侯をさす。

一四八 室廬車服は、宮室屋廬車輿衣服の意。

董仲舒、上に説きて曰く『春秋に它的穀は書せず、麥禾成らざるに至りては則ち

之を書す。此れを以つて聖人、五穀に於いて最も麥と禾とを重んずることを見るなり。

今關中の俗、麥を種うることを好まず。是れ歳ごとに春秋の重んずる所を失ひ

て、而して生民の具を損するなり。願はくは陛下、幸に大司農に詔して、關中の民を

して宿麥を益し種ゑて、時に後ること毋からしめよ』と。又た言はく『古は民に税

すること什一に過ぎず。其の求め共し易し。民を使ふこと三日に過ぎず。其の力足

らし易し。民の財、内は以つて老を養ひ孝を盡すに足り、外は以つて上に事へ税を

共するに足り、下は以つて妻子を畜ひ愛を極むるに足れり。故に民説びて上に従ふ。

秦に至りては則ち然らず。商鞅の法を用ひて帝王の制を改め、井田を除きて民賣買

するを得、富者は田、仟佰を連ね、貧者は立錐の地亡し。又た川澤の利を顯にし、山

林の饒を管す。荒淫にして制を越え、踰侈にして以つて相高ぶる。邑に人君の尊有り、

里に公侯の富有り。小民安んぞ困しまざるを得んや。又た月を加へて更卒と爲し、

已にして復た正と爲すこと一歳、屯戍せしむること一歳、力役、古に三十倍す。田

租・口賦・鹽鐵の利、古に二十倍す。或は豪民の田を耕して什五を税せらる。故に



貧民は常に牛馬の衣を衣て而して犬彘の食を食む。重ねるに貪暴の吏を以つてし、刑戮妄りに加へられ、民愁ひて聊き亡し。山林に亡逃して轉じて盜賊と爲り、(一五九) 赭衣、道に半ばにして、斷獄歳ごとに千萬を以つて數ふ。漢興りて循つて而して未だ改めず。古の井田の法、卒(にはか)に行ひ難しと雖も、宜しく少しく古に近くし、民の名田(二六〇)を限りて以つて足らざるを澹(にぎ)はし、并兼の路を塞ぎ、鹽鐵、皆な民に歸し、奴婢を去りて專殺の威を除き、賦斂を薄うし、繇役を省き、以つて民力を寛うすべし。然る後、善く治む可きなり』と。

一四九 黃仲舒は漢の武帝の時の學者、史記・漢書に傳あり。

一五〇 春秋は魯の史官の記録を本として孔子の刪定したるものと稱せらる。經書の一なり。

一五一 禾は廣義にては穀類の總稱。狹義にてはあは(粟)。こゝにてはあは。

一五二 關中とは、東は函谷關、西は散關、南は武關、北は蕭關以内の地。今の陝西省の大部分及び甘肅省の一部に互る。

一五三 宿麥とは冬蒔く麥をいふ。其の苗、冬を經、春に至りて熟するを以つて宿麥といふ。

一五四 田、仵伯を連ぬとは、其の所有する田の廣大なるをいふ。

一五五 立錐の地亡しとは、極めて小なる地をも所有せざるをいふ。

一五六 川澤の利を顯にし、山林の饒を管す。顯は專と同じ。管は主るなり。山林川澤より出づる多大なる收益を己の所得とするをいふ。

一五七 漢代にては年二十三より五十五に至るまで兵役に服す。毎年一箇月づつ郡縣の雜役を給す。これを更卒といふ。又た一年間都に上りて衛士と爲る。これを正卒(又は正)と稱す。又た一年間邊疆に屯戍す。これを戍卒と稱す。月を加へて云云は更卒の服役期間を延長して數箇月に至らしめ、其の上又た正卒戍卒の任務に服せしめ、力役の重きこと、古に三十倍せりとの意なり。

一五八 漢代にては、民年七歳以上十四歳に至るものより錢二十三文を出ださしめ、名づけて口賦と云ひ、十五歳以上五十六歳に至るものより錢百二十文を出ださしめ、名づけて算賦と云へり。秦の制は詳ならざれども、茲に口賦とあるは、漢の算賦に近く、成人の人头税を指すなるべし。既に田租を收めたる上に、又た口賦を徴し、鹽鐵の事業に課税するなど、官の收入、古に二十倍せりとの意。

一五九 赭衣は赤色の衣にして、古、囚徒之を服す、故に罪人を赭衣と謂ふ。

一六〇 名田は個人の所有する田地をいふ。

仲舒死して後、功費愈甚しくして天下虚耗し、人復た相食む。武帝、末年、征伐



の事を悔い、(一六) 廼ち丞相を封じて、富民侯と爲し、詔を下して曰く『方今の務め、農を力むるに在り』と。(一七) 趙過を以つて搜粟都尉と爲す。過、能く代田を爲る。(一八) 一畝三圃、歳ごとに處を代ふ。故に代田と曰ふ。古の法なり。后稷、始めて圃田す。(一九) 二耜を以つて耦と爲し、廣さ尺、深さ尺を圃と曰ふ。長さ畝を終ふ。一畝三圃、一夫は三百圃、而して種を圃の中に播す。苗、葉を生ずる以上、(二〇) 稍く隴草を耨る。因りて其の土を墮して以つて苗根に附す。故に其の詩に曰く『或は芸り或は芋ふ、黍稷儼儼たり』と。芸は草を除くなり。籽は根に附するなり。言ふこゝろは、苗稍く壯にして、耨る毎に輒ち根に附す。盛暑に比んで、隴盡きて而して根深く、風と旱とに能ふ。故に儼儼として而して盛なり。其の耕耘・下種、田器皆な便巧有り。率ね十二夫を田と爲す。一井一屋。故に畝五頃なり。耦犂・二牛・三人を用ふ。一歳の收、常に縵田に過ぐることに(二一) 一斛以上。善くする者は之に倍す。過、使として田を太常三輔に教ふ。大農に工巧の奴を置きて、與に事に従ひ、爲めに田器を作らしむ。(二二) 二千石、令長・三老・力田及び里の父老の田を善くする者を遣はして、田器を受けて、耕種。

養苗の狀を學ばしむ。民、或は牛少きに苦しみ、澤に趨くこと亡し。故に平都の令、光、過に人を以つて犂を輓かしむることを教ふ。過、光を奏して以つて丞と爲し、民を教へて相與に庸して犂を輓かしむ。率ね人多き者は田すること日ごとに三十畝、少き者も十三畝。故を以つて田多く墾闢す。過、試みに離宮の卒を以つて、其の宮の墾地に田せしむ。課して穀を得ること皆な多し。其の旁の田より多きこと、(二七) 晦ごとに一斛以上。家田・三輔の公田に命ぜしむ。又た邊郡及び居延城に教ふ。是れより後、邊城・河東・弘農・三輔・太常の民、皆な便ち代田す。力を用ふること少くして而して穀を得ること多し。

一六一 丞相は田千秋なり。漢書卷六六車千秋傳を参照せよ。

一六二 一畝三圃、歳ごとに處を代ふ。圃は畝の古字。圃は畝と同じ。畝は田間の小さき溝を指す語なるが、こゝにてはうねの間の低き部分にて現時支那にていふ隴溝なり。幅六尺の處に三つの隴臺(うね)と隴溝を造り、毎年その位置を取換ふるをいふなり。

一六三 二耜を耦と爲すとは、農夫二人相並び、二つ耜を揃へて耕すをいふ。

一六四 隴草は、壟の上に生ずる草。



- 一六五 其の詩に曰く云云。小雅甫田の詩なり。芸は草ぎるなり。芋は根につちかふなり。儼儼は盛なる貌。
- 一六六 率ね十二夫を田と爲す云云。十二夫即ち千二百畝の地を一區劃の田とす。井田の制度にていへば一井と一屋に當る。されば古法にては十二頃なれども、武帝の晩年に改革せられたる頃の大きさに引直せば、五頃と爲るといふことなり。武帝の晩年、二百四十畝を一頃と爲せり。
- 一六七 耦犂は二個の犂すきを並べて耕すなり。
- 一六八 縵田は代田の法に依らざる一般の田を謂ふ。
- 一六九 太常は宗廟の禮儀を掌り、諸陵を主る。諸陵に民あり、故に亦た田種を課するなり。三輔は京兆・左馮翊・右扶風をいふ。今の陝西省舊關中道の地なり。過、太常の管轄する諸陵の地及び三輔の地に住する人民に代田の法を教へたるなり。
- 一七〇 大農は官名、即ち大司農なり。
- 一七一 二千石は、郡の太守を謂ふ、秩二千石なるを以つてなり。
- 一七二 令長は縣の長官。萬戸以上の縣を治むるを縣令と爲し、萬戸以下なるを縣長と爲す。三老は郷の教化を掌る者にして、村役人の一種なり。漢の時、縣の下に郷あり、郷の下に亭あり、十里を一亭とし、十亭を一郷とせり。力田は、民間より農事に精しきものを拔擢して之に充て、其の力役を免除し、農民を指導せしむるを謂ふ。

- 一七三 平都は縣の名、今の陝西省安定縣の地。
- 一七四 宮の墻地とは、外垣の内、内垣の外土地を謂ふ。離宮を守る卒は、閑暇にして事無きを以つて、宮の墻地に於いて田を爲らしめたるなり。
- 一七五 家田は離宮の卒の實家の田をいふか。命は教ふるなり。離宮の卒をして其の家田及び三輔の公田を耕作する人に輓犂の法を教へしめたるなり。
- 一七六 居延は縣の名、張掖郡に屬す。今の甘肅省張掖縣の西北千二百支里、蒙古の額濟納旗に在り。
- 一七七 河東は郡の名。大略、今の山西省舊河東道の地。
- 一七八 弘農は郡の名、今の河南の洛陽以西、陝縣に至るまで、及び舊南陽府の西境、陝西の商縣等是れなり。

(一七九) 昭帝の時に至りて、流民稍やうやく還りて田野益闢く。頗る畜積有り。宣帝、位に即きて吏を用ふるに多く賢良を選ぶ。百姓、土に安んじ、歲數しばく豊穰。穀、石ごとに五錢に至り、農人、利少し。時に、大司農中丞耿壽昌、善く算を爲し、能く功利を商ばかるを以つて、上に幸せらるることを得たり。五鳳中に奏して言ふ『故事に、歲ごとに關東の穀四百萬斛を漕して以つて京師に給す。卒を用ふること六萬人なり。宜しく



三輔・弘農・河東・上黨・太原郡の穀を糴すべし。京師に供するに足り、以つて關東の漕卒を省くこと過半なる可し』と。又た白すらく『海租を増すこと三倍せん』と。天子皆な其の計に従ふ。御史大夫蕭望之、奏して言ふ『故の御史の屬、徐宮、家、東萊に在り。言へらく、往年海租を加ふ。魚出でず。長老皆な言ふ、武帝の時、縣官嘗つて自ら海に漁す。魚出でず。後、復た民に予ふ。魚廼ち出づ。夫れ陰陽の感、物類相應す。萬事盡く然り。今、壽昌、近く關内の穀を糴漕し、倉を築き船を治めんと欲す。費二萬萬餘に直す。衆を動かすの功有り。恐らくは旱氣を生じ、民其の災を被らん。壽昌、功を商り銖を分つの事に習ふも、其の深計遠慮は、誠に未だ任ずるに足らず。宜しく且ほ故の如くすべし』と。上、聽かず。漕事果して便なり。壽昌遂に白す、『邊郡をして皆な倉を築き、穀賤しき時を以つて其の賈を増して而して糴し、以つて農を利し、穀貴き時は、賈を減じて而して糴し、名けて常平倉と曰はん』と。民之を便とす。上、廼ち詔を下して、壽昌に爵關内侯を賜ふ。而して蔡癸は農を好くするを以つて、使して郡國に勧め、大官に至る。

一七九 昭帝は漢の第六代の皇帝。 一八〇 宣帝は漢の第七代の皇帝。

一八一 大司農中丞は大司農の次官なり。

一八二 五鳳は宣帝の年號。五鳳元年は西曆紀元前五七年。

一八三 上黨は郡の名。今の山西省舊冀寧道の南部の地。

一八四 太原は郡の名。今の山西省の舊太原府、汾州府の一部、及び舊保德・平定・忻三州の地。晉陽即ち今の太原縣に治せり。

一八五 海租は海洋漁業の税なり。

一八六 御史大夫は官名、丞相に副たることを掌る。

一八七 蕭望の傳は漢書卷七八にあり。

一八八 東萊は郡の名、今の山東省の舊登州・萊州の地。

一八九 陰陽の感、物類相應ずとは、陰陽の二氣と萬物との感應は少しも違ふこと無く、陰の氣に對しては陰の物類之に應じ、陽の氣に對しては、陽の物類之に應ずるを謂ふ。政治の仕方如何によりて、或は氣候和順し、或は水旱の災害あるべきことを諷したるなり。

一九〇 關内侯。爵の名、上より數へて第二等に當る。

元帝位に即きて天下大水あり、關東の郡十一、尤も甚し。二年、齊の地飢ゑ、穀、石ごとに三百餘、民多く餓死す。琅邪郡にては人相食む。位に在るの諸儒多く言ふ



『鹽鐵の官及び北假の田官、常平倉を罷む可く、民と利を争ふこと毋かれ』と。上、其の議に従つて皆な之を罷む。又た建章・甘泉宮の衛・角抵、齊の三服官を罷め、禁苑を省きて以つて貧民に予へ、諸侯王の廟衛の卒の半ばを減じ、又た關中の卒五百人穀を轉ずるを減じ、窮乏に振貸す。其の後、用度足らずして、獨り鹽鐵の官を復す。

一九一 元帝は漢の第八代の皇帝。

一九二 齊の地は大略今の山東省に當る。

一九三 琅邪郡は今の山東省の東南、諸城・日照諸縣より、江蘇省の東北、贛榆・雲臺山方面に及ぶ沿海一帯の地。

一九四 鹽鐵の官は、郡國の要地に駐して鹽鐵の製造販賣を掌れるもの。鹽鐵の官を罷むるは、鹽鐵專賣制度を廢止する所以なり。鹽鐵專賣の事は本志下に詳なり。

一九五 北假は地名。内蒙古の烏喇特旗の西北に在り。田官は農官なり。

一九六 建章は宮殿の名。長安城中、未央宮の西に在り。甘泉も宮の名。長安の北方に在り。衛は宮殿の護衛兵。角抵は角觝に同じ。角力の戲。

一九七 三服官は齊郡臨淄縣に在り。宮廷用の絹帛を織る。其の官舎三所あるを以つて三服官といふなり。明清の織造官の權輿とも謂ふべし。

成帝の時、天下兵革の事亡く、號して安樂と爲す。然れども俗奢侈にして畜聚を

以つて意と爲さず。永始二年、梁國・平原郡、比年、水災に傷はれて人相食む。刺史守相、坐して免ぜらる。哀帝位に即きて、師丹、政を輔く。建言すらく『古の聖王、井田を設けざるは莫し。然る後、治迺ち平なる可し。孝文皇帝、亡周・亂秦の兵革の後を承けて、天下空虚なり。故に農桑を勸むるを務めとし、帥ゐるに節儉を以つてす。民始めて充實す。未だ并兼の害有らず。故に民田及び奴婢の爲に限を爲さず。今累世承平、豪富の吏民、訾鉅萬を數へて、而して貧弱愈困しむ。蓋し君子の政を爲すや、因循を貴びて而して改作を重る。然れども改むる有る所以の者は、將に以つて急を救はんとするや、亦た未だ詳にす可からず。宜しく、略、限を爲す可し』と。天子其の議を下す。丞相孔光・大司空何武、奏請すらく、諸侯王・列侯は皆な國中に名田するを得。列侯の長安に在るものと公主とは縣道に名田す。及び關内侯・吏民の名田は皆な三十頃に過ぐる毋からん。諸侯王の奴婢は二百人、列侯・公主は百人、關内侯・吏民は三十人。期三年に盡く、犯す者は没して官に入れん』と。時に田宅奴婢、賈減賤と爲る。丁傅、事を用ひ、董賢隆貴なり。皆な便とせざるなり。詔書し



て且しほらく後を須まつ。遂に寝やめて行はず。宮室苑囿(二〇九)、府庫の臧、已に侈なり。百姓の訾富は文景に及ばずと雖も、然れども天下の戸口(二一〇)最も盛なり。

一九八 成帝は漢の第九代の皇帝。

一九九 刺史は官名。漢の武帝、部刺史を置き、郡國を督察せしむ。守は太守にして郡の長官なり。相は諸侯王の國の相にして、天子之を任命す。

二〇〇 哀帝は漢の第十代の皇帝。 二〇一 師丹の傳は漢書卷八六に見ゆ。

二〇二 丞相は天子を承けて萬機を助け理むることを掌る。

二〇三 孔光は漢書第八一卷に傳あり。

二〇四 大司空は官名。成帝の綏和元年、御史大夫を改めて大司空と名く。哀帝の建平二年、復た御史大夫と爲し、元壽二年、復た大司空と爲す。御史大夫は副宰相の職。

二〇五 何武は漢書第八六卷に傳あり。

二〇六 諸侯王列侯云は、諸侯王・列侯は、皆な其の領國の中に於いて自己の田地を所有することを得、列侯にして長安に在るものと公主とは、縣若しくは道（蠻夷の居住せる縣は、縣と云はずして道と云ふ）に於いて自己の田を所有することを得、而も此等の人人及び關内侯竝に吏民の所有する田は、三十頃以上なるを得ず、諸侯王の奴婢は二百人を超ゆることを得ず、列侯と公主との奴婢の數は百人に超ゆるを得ず、關内侯と吏民との奴婢の

數は三十人を超ゆるを得ず、三年の期限を過ぎて、此の規定を犯すものあれば、土地奴婢俱に朝廷に沒收するの意。此の上奏裁可せられて法令と爲りしこと下文に依りて知るべし。

二〇七 丁傅は漢哀帝の母、丁姬、及び皇后傅氏の一族を謂ふ。漢書第九七卷下外戚傳下參照。

二〇八 董賢は漢書第九三卷佞幸傳參照。

二〇九 苑囿は、天子遊幸の處。宮館園池あり、且つ鳥獸を飼養す。

二一〇 元始二年に、戸一千二百三十三萬三千あり。漢代の最高記録なり。故に戸口最も盛なりといふなり。

平帝崩じて、王莽、攝に居り、遂に位を篡ふ。王莽(三一)、漢の承平の業に因り、匈奴(三二)、藩と稱し、百蠻賓服す。舟車の通ずる所、盡く臣妾と爲り、府庫百官の富、天下晏然たり。莽、一朝にして之を有たち、其の心意未だ滿たずして、漢家の制度を陋小とし、以つて疏闊なりと爲す。宣帝始めて單于に印璽を賜ひ、天子と同じくす。而して西南夷 鈎町(三四)、王と稱す。莽、乃ち使を遣して單于が印を易へ、鈎町王を貶して侯と爲す。二方始めて怨みて、邊境を侵犯す。莽、遂に師を興し、三十萬の衆を發



し、同時に十道より竝び出でしめ一舉にして匈奴を滅さんことを欲し、天下の囚徒丁男・甲卒を募り發し、<sup>(三三五)</sup>委輸の兵器を轉じ、<sup>(三三六)</sup>負海江淮よりして北邊に至るまで、使者、傳を馳せて督趣し、海内擾す。又た動もすれば古を慕はんと欲し、時宜を度らず。州郡を分裂し、職を改め官を作る。令を下して曰く『漢氏田租を減輕して、三十にして一を税するも、常に更賦有りて、<sup>(三三九)</sup>罷糶、咸な出だす。而して豪民侵陵し、<sup>(三四〇)</sup>田を分ち假を劫す。厥の名は三十にして實は什に五を税するなり。富者は驕りて而して邪を爲し、貧者は窮して而して姦を爲し、俱に辜に陷る。刑用ひて錯かず。今天下の田を更め名けて王田と曰ひ、奴婢を私屬と曰ひ、皆な賣買することを得ず。其の男口、八に満たずして、而して田一井に過ぐる者は、餘田を分ちて九族郷黨に與ふ。令法を犯せば死に至る』と。制度又た定まらず。吏縁りて姦を爲す。天下警警然として刑に陷る者衆し。

二二一 平帝は漢の第十一代の皇帝。

二二二 王莽の事蹟は漢書卷九九王莽傳に詳なり。

二二三 匈奴は蒙古種に屬する蠻族にして、其の事漢書卷九四匈奴傳に詳なり。

二二四 鉤町は西南夷の一種、今の雲南省通海縣地方に住せり。

二二五 委輸の兵器とは郡國の工官より京都に輸送せる兵器をいふ。

二二六 負海は沿海に同じ。

二二七 傳は驛傳にして、宿次の車馬なり。督趣は督促なり。

二二八 更賦は、兵役に服する代はりに出だす賦税。

二二九 罷糶は老いたる者及び病める者をいふ。

二二〇 田を分つとは、富人、其の田を貧民に小作せしめて、其の收穫を分つを謂ふ。假は

茲にては小作料を指す。假を劫すとは、過大の小作料を誅求するの意。

二二一 警警は、衆人怨嗟の聲。

後三歲にして莽、民の愁を知り、詔を下して、諸の王田を食むもの及び私屬、皆な賣買するを得しめ、拘はるに法を以つてすること勿し。然れども刑罰深刻にして、<sup>(三三三)</sup>他の政諄亂せり。邊兵二十餘萬人、縣官の衣食を仰ぐ。用度足らず。數横に賦斂す。民愈貧困す。常に枯旱を苦しみて平歲有る亡く、穀の賈翔貴す。末年、盜賊羣起し、軍を發して之を撃たしむ。將吏、外に放縱なり。北邊及び青徐の地、人相食む。雒陽以東、米、石ごとに二千。莽、三公將軍を遣はし、東方の諸倉を開き



て窮乏を振貸せしむ。又大夫・謁者を分ち遣はし、民を教へて木を煮て酪を爲らしむ。酪(三二四)、食ふ可からずして、重ねて煩擾を爲す。流民、關に入る者、數十萬人、養澹官を置きて以つて之を稟す。吏、其の稟を盗む。飢ゑて死する者、什に七八なり。莽、政の致す所たることを恥ぢ、詔を下して曰く『予、陽九の隄(三五)・百六の會に遭ひ、枯旱霜蝗飢饉荐りに臻り、蠻夷、夏を猾り、寇賊姦軌して、百姓流離す。予甚だ之を悼む。害氣將に究まらんとす』と。歳ごとに此の言を爲して以つて亡ぶるに至る。

二二二、雒陽は洛陽と同じ。今の河南省洛陽縣。

二二三、三公は大司徒、大司馬、大司空をいふ。

二二四、酪は、こゝにては草木を煮たる漿をいふ。

二二五、陽九の隄、百六の會は、當時の曆法上、災厄の起るべき時期をいふ。其の説、漢書律歷志に詳なり。

二二六、害氣將に究まらんとすとは、今は不幸にして陽九百六の厄會に遭遇すれども、この災厄は何時までも永續すべきにあらず、災厄の氣遠からずして滅盡すべしとの意。

漢書食貨志下

凡そ貨、金錢布帛の用、夏殷より以前は、其の詳、記する靡しと云ふ。太公、周の爲めに九府の圓法を立つ。黄金は方寸にして而して重さ一斤、錢は圓にして函方、輕重、銖を以つてす。布帛は廣さ二尺二寸を幅と爲し、長さ四丈を匹と爲す。故に貨は金よりも寶に、刀よりも利く、泉よりも流れ、布よりも布き、帛よりも束なり。

- 一 太公は太公望呂尙、齊國の始祖。史記卷三二齊太公世家參照。
- 二 九府。周官に大府・玉府・內府・外府・泉府・天府・職內・職金・職幣あり。皆な財幣の事を掌る官なり。故に九府と云ふ。圓は即ち錢なり。圓法とは貨幣の制度をいふ。
- 三 周の度衡は詳ならざるが、假に漢制と同じかりしとすれば一尺は我が曲尺七寸六分。周の一斤は我が一斤(百六十匁)の約三分の一。
- 四 錢は圓にして、函方とは錢は其外形圓くして、内に方形の孔あるを謂ふ。
- 五 輕重、銖を以つてすとは、錢の重量は銖を以つて定むるの意。



六 貨は金よりも實に云云。古代の貨幣に金刀泉布等の稱あり。之を貨幣の作用を意味するものとして説明したるなり。

太公退きて又た之を齊に行ふ。管仲、桓公に相たるに至りて、輕重の權を通ず。

曰く『歲に凶穰有り、故に穀に貴賤有り。令に緩急有り、故に物に輕重有り。人君理せざれば、則ち畜賈、市に遊び、民の給らざるに乗じて其の本を百倍にす。故に萬乘の國に必ず萬金の賈有り、千乘の國に必ず千金の賈有る者は、利并する所有ればなり。本を計り委を量れば則ち足る。然り而して民饑餓する有る者は穀臧する所有ればなり。民、餘り有れば、則ち之を輕んず。故に、人君、之を斂めて以つて輕〔重〕くす。民、足らざれば、則ち之を重んず。故に、人君、之を散じて以つて輕〔重〕くす。凡そ之を輕重斂散するに時を以つてすれば則ち準平なり。萬室の邑をして、必ず萬鍾の臧有りて、臧總千萬ならしめ、千室の邑をして、必ず千鍾の臧有りて、臧總百萬ならしむ。春は以つて耕に奉じ、夏は以つて耘に奉ず。耒耜、器械、種饑、糧食、必ず澹るを取る。故に大賈、家に畜へて、吾が民を豪奪するを得ず』

と。桓公、遂に區區の齊を用つて諸侯を合せ、伯の名を顯せり。

七 輕重の權を通ずとは、物價の貴賤を調節すること。

八 此の一段、管子國蓄篇に本づけるが如し。

九 萬乘、周代、天子は地方千里、兵車萬乘を出し、諸侯は地方百里、兵車千乘を出せりと稱せらる。

一〇 利并する所有ればなりとは、其の本を百倍にし、多くの利を收めたるに因るとの意。

一一 本を計り末を量るにて、本たる土地と末たる收穫とを計れば民食足る筈なりといふこと。委は末なり。

一二 人君之を斂めて以つて輕くすの輕は重の誤なるべし。

一三 重は輕の誤なるべし。

一四 萬室の邑は、戸數一萬ある邑なり。

一五 萬鍾の臧、六斛四斗を一鍾といふ。但し古の一斛は大略今の十分の一に當る。臧は藏と通ず。

一六 繼は錢貫なり。絲を以つて錢を貫くなり。一繼は千錢なり。

一七 豪奪は強奪なり。

一八 伯は霸と通ず。諸侯に霸たるをいふ。



其の後百餘年、周の景王の時、錢の輕きを患ひ、將に更めて大錢を鑄んとす。<sup>(二九)</sup>單の穆公曰く『不可なり。古は天災戾を降す。是に於いてか資幣を量り輕重を權して以つて民を救ふ。民輕きを患ふれば則ち之が爲に重幣を作りて以つて之を行ふ。是に於いて、母、子を權して而して行ふ有り。民皆なこれを得。若し重きに堪へざれば則ち多く輕きを作りて而して之を行ふ。亦た重きを廢せず。是に於いてか、子を母を權して而して行ふ有り。小大之を利とす。今、王、輕きを廢して而して重きを作る。民其の資を失ひて能く匱しきこと無からんや。民若し匱しければ王の用將に乏しき所有らんとす。乏しければ將に厚く民に取らんとす。民、給らざれば將に遠志有らんとす。是れ民を離れしむるなり。且つ民の用を絶ちて以つて王府を實たすは、猶ほ川原を塞ぎて潢洿と爲すがごときなり。竭くこと日亡からん。王、其れ之を圖れ』と。聽かず。卒に大錢を鑄る。文を寶貨と曰ふ。肉好、皆な周郭有り。以つて農を勸め、足らざるを澹す。百姓、利を蒙る。

一九 周の景王は、周の第二十四代の王。時代は春秋の末。景王大錢を鑄るの事は、國語周

語下に詳なり。

二〇 單の穆公は周の大夫、名は旗。單は封國の名。

二一 資幣は貨幣なり。物價の貴賤に照らして主貨幣の重量を増減し、市場の安定を圖るをいふなり。

二二 母とは重き幣をいひ、子とは輕き幣をいふ。母、子を權すとは、重き貨幣を主とし、輕き貨幣を従として用ふるをいふ。民皆なこれを得とは、民皆な便利を得るをいふなり。

二三 川原は川の源なり。

二四 潢洿は水を停め蓄へたる池なり。

二五 肉は錢の外縁にして、好は中央の孔なり。周郭は輪郭なり。外縁と孔の縁とに皆な輪郭を附するをいふ。

秦天下を并せて、幣を二等と爲す。黄金は溢を以つて名と爲し、上幣たり。銅錢の質は周の錢の如し。文を半兩と曰ひ重さ其の文の如し。而して珠玉龜貝銀錫の屬は器飾寶藏と爲して幣と爲さず。然して各時に隨つて而して輕重常無し。漢興りて以爲へらく、秦の錢重くして用ひ難しと。更に民をして英錢を鑄しむ。黄金は一斤とす。而して不軌にして利を逐ふの民、餘贏を畜積して、以つて市物を稽へ、痛だ騰躍



す。米は石ごとに萬錢に至り、馬は匹ごとに百金(三)に至る。天下已に平ぐ。高祖(三)乃ち賈人をして絲を衣、車に乗ることを得ざらしめ、税租を重くして以つて之を困辱す。

二六 溢は鎰に同じ。鎰は二十兩。黄金一箇の重さを二十兩と爲すなり。

二七 莢錢は榆の莢の如く小き錢をいふ。

二八 黄金一箇の重さを一斤とするの意。史記平準書には黄の上に一の字あり。

二九 不軌は法度に循はざるをいふ。

三〇 餘贏は餘りたる財貨にて、利潤を指す。

三一 以つて市物を稽へ、痛だ騰躍す云云。痛は史記平準書に従ひ、踊に作るべく、躍も平準

書に従ひ、輶に作るべし。「以つて市物を稽ふ。踊騰し、米を輶するに石ごとに萬錢に至り、馬は匹ごとに百金に至る」とあるを正しとすべし。後世誤りて今の如く爲せしなり。

三二 百金は黄金百斤。

三三 高祖は漢の高祖。

三四 絲は絹絲なり。こゝにては絹をいふ。車は馬車。

孝惠・高后の時、天下初めて定まるが爲めに、復た商賈の律を弛む。然れども市井の子孫は亦た官吏と爲ることを得ず。孝文五年、錢を爲ること益(三)多くして而し

て輕し。乃ち更めて四銖錢を鑄る。其の文を半兩と爲す。盜鑄錢の令を除きて、民を(三)放(三)に鑄しむ。賈誼、諫めて曰く「法は天下をして、公に顧租して、銅錫を鑄て錢と爲すを得しめ、敢へて雜ふるに鉛鐵を以つてし、它の巧を爲す者は、其の罪、黥(三)たり。然れども錢を鑄るの情、殺雜して巧を爲すに非ざれば、則ち贏を得可からず。而して之に殺すること甚だ微なれば、利たること甚だ厚し。夫れ事は禍を召くこと有り、而して法は姦を起すこと有り。今、細民をして人ごとに造幣の(三)執(三)を操らしめ、各隠屏して而して鑄作す。因りて其の厚利微姦を禁ぜんと欲す。黥罪、日に報すと雖も、其の執止まず。廼者、民人、罪に抵ること多き者は、一縣に百數。及び吏の疑ふ所となつて、榜笞せられ、奔走する者甚だ衆し。夫れ法を縣して以つて民を誘うて陷阱に入らしむること、孰れか此れより積(三)からん。曩に錢を鑄ることを禁じて、死罪、下に積し。今、公に錢を鑄しめて、黥罪、下に積し。法を爲ること此の若くんば、上何ぞこれに頼らん。又た民の錢を用ふること、郡縣によりて同じからず、或は輕錢を用ひて百に若干を加へ、或は重錢(三)を用ひて平稱にては受けず。法錢立たず。



吏急にして而して之を壹にせんか、則ち大に煩苛と爲して、而して力勝ふる能はず。縦して而して呵せざらんか、則ち、市肆、用を異にし、錢文大に亂れん。苟くも其の術に非ざれば、何れに郷ひて而して可ならんや。今、農事棄捐せられて、而して銅を采る者日に蕃し。其の未釋を釋てて冶鑄炊炭す。姦錢、日に多くして、五穀は多しと爲さず。善人慄はれて而して姦邪を爲し、愿民陷りて而して刑戮に之く。刑戮將に甚しからんとするは不詳なり。奈何にして而して忽にせん。國、此れを患ふることを知る。吏、議して必ず之を禁ぜんと曰はん。之を禁じて其の術を得ざれば、其の傷はるること必ず大なり。令して錢を鑄ることを禁ずるときは則ち錢必ず重し。重ければ則ち其の利深し。盜鑄雲の如くにして而して起らん。棄市の罪も又た以つて禁ずるに足らず。姦數勝へずして而して法禁數潰るるは、銅、之をして然らしむるなり。故に銅、天下に布きて、其の禍を爲すこと博し。今、博禍除く可くして而して七福致す可きなり。何をか七福と謂ふ。上、銅を收めて布かしむること勿ければ、則ち、民、錢を鑄ず。黥罪積からざること、一なり。僞錢蕃からず、民

相疑はざること、二なり。銅を采りて鑄作する者、耕田に反ること、三なり。銅畢く上に歸し、上、銅積を挾んで目つて輕重を御し、錢輕ければ則ち術を以つて之を斂め、重ければ則ち術を以つて之を散ぜば、貨物必ず平かならんこと、四なり。目つて兵器を作り、目つて貴臣に假す。多少制有りて用つて貴賤を別つこと、五なり。目つて萬貨に臨み、目つて盈虚を調し、目つて奇美を收むれば則ち官富實にして而して末民困まんこと、六なり。吾が棄財を制して目つて匈奴に與へて其の民を逐ひ争はしむれば、則ち敵必ず懷かんこと、七なり。故に善く天下を爲むる者は禍に因りて而して福と爲し、敗を轉じて而して功と爲す。今久しく七福を退けて、而して博禍を行ふは臣誠に之を傷む』と。上、聽かず。

三五 顧租。顧は雇と同じ。租は資本を借るなり。公然資本を借り人を雇ひて錢を鑄しむるを謂ふ。

三六 黥は入れ墨する刑なり。

三七 贏は利益なり。

三八 法を縣するは法を設くるなり。



三九 規定より重き錢を用ひて、平價にては取引を肯ぜざるをいふ。例へば十文を十五文に使用せんとするが如し。

四〇 棄市は死罪を謂ふ。人を市に刑して之を棄つるが故にしかいふなり。

四一 奇羨。奇は殘餘なり。羨は饒溢なり。利益をいふ。

四二 末民は商工業を爲す人民をいふ。

是の時、吳、諸侯を以つて、山に即きて錢を鑄る。富、天子に埒し。後、卒に叛逆

す。鄧通は大夫なり。錢を鑄るを以つて、財、王者に過ぐ。故に吳鄧の錢天下に布く。

武帝、文景の畜に因り、胡粵の害を忿る。位に即きて數年にして、嚴助・朱買臣等、

東甌を招徠し、兩粵に事をなす。江淮の間蕭然として煩費す。唐蒙・司馬相如、始

めて西南夷を開き、山を穿ち道を通すること千餘里、目つて巴蜀を廣む。巴蜀の民

罷る。彭吳、穢貊・朝鮮を穿ち、滄海郡を置く。則ち燕齊の間靡然として發動す。王

恢が馬邑に謀るに及びて、匈奴和親を絶ちて北邊を侵擾す。兵連りて而して解けず。

天下其の勞を共にす。干戈日に滋し。行く者は齎らし、居る者は送り、中外騷擾し

て相奉ず。百姓抗敵して以つて法を巧みにす。財賂衰耗して而して澹らず。物を入

るる者は官に補し、貨を出だす者は罪を除く。選舉陵夷し、廉恥相冒す。武力進用せられて法嚴に令具はる。利を興すの臣此れよりして而して始まる。

四三 吳は吳王濞をいふ。漢書卷三五吳王濞傳參照。

四四 鄧通の事は漢書卷九三佞幸傳に見ゆ。

四五 胡は匈奴をいふ。粵は越の古字にして南越を指す。南越は今の兩廣地方。

四六 嚴助・朱買臣。漢書卷六四本傳參照。

四七 東甌は今の浙江省南部、温州地方。

四八 兩粵は閩越及び南越をいふ。閩越は今の福建地方。

四九 江淮は楊子江と淮水となり。

五〇 蕭然ハ驟然といふが如し、物さわがしき貌。

五一 唐蒙・司馬相如。史記卷一一六西南夷傳、同書卷一一七司馬相如傳、漢書卷九五西南

夷傳、同卷五八司馬相如傳參照。西南夷は今の貴州省及び四川省南部に居住せし蠻族な

り。

五二 巴蜀は巴蜀二郡にして、巴は今の四川省の東部、蜀は其の西部に當る。

五三 彭吳は人の姓名。穢貊は東夷の名。朝鮮は大略今の朝鮮の中部以北及び舊奉天省の東

南境に當る。穿とは始めて交通するをいふ。滄海郡は、今の鴨綠江上流域より東のかた日



本海に達する地方なりしが如し。

五四 燕は今の河北地方。齊は今の山東地方。

五五 王恢云云。史記卷一一〇匈奴列傳參照。馬邑の故城は今の山西省朔縣の西北にあり。

五六 天下其の勞を共にす。共は平準書には苦に作り、「天下其の勞に苦しみ」と讀む、勝れるに似たり。共は苦の壞文ならん。

五七 抗敵は疲弊するなり。尙ほ平準書註四三參照。

五八 選舉は官吏を任用するをいふ。

其の後衛青、歲ごとに數萬騎を以つて出でて匈奴を撃つ。遂に河南(六〇)の地を取りて朔方に築く。時に又た西南夷の道を通ず。作者數萬人。千里に負擔して餽を餽(六三)る。率ね十餘鍾(六三)にして一石を致す。幣を邛樊(六四)に散じて以つて之を輯(六五)む。數歲にして而して道通ぜず。蠻夷因つて以つて數攻む。吏、兵を發して之を誅す。巴蜀の租賦を悉して以つて之を更(六六)ふに足らず。廼ち豪民を募りて南夷に田せしめ、粟を縣官(六七)に入れて、而して、内、錢を都内に受けしむ。東のかた滄海郡に置(六八)「至るまで」、人徒の費、南夷に疑(六九)す。又た十餘萬人を興して朔方に築衛す。轉漕、甚だ遠く、山東よりして

咸な其の勞を被る。費、數十百鉅萬。府庫竝(七〇)に虚し。廼ち民を募り、能く奴婢を入るるものは、以つて身を終ふるまで復せらるることを得しむ。郎(七一)と爲りて秩を増し、及び羊を入れて郎と爲ること、此れより始まる。

五九 衛青は史記卷一一一衛將軍列傳、漢書卷五五衛青傳參照。

六〇 河南は今の内蒙古鄂爾多斯地方、之を取りて朔方郡を置く。

六一 作者は勞役者。

六二 鍾は六石四斗。漢代の一石は我が約一斗に當る。即ち大略十分の一なり。遠き地より負擔して糧食を運送することなれば、十餘鍾にして其の費用を差引くときは僅に一石を送致するに過ぎざる割合なり。

六三 幣とはすべて賣買交換に堪ふる財物をいふ。錢も黄金も絹帛も皆な是れなり。

六四 邛は今の四川省の舊邛州地方。樊は宜賓縣地方。

六五 縣官はこゝにては縣の長官たる令長を指す。漢代には、戶數萬戶以上なる縣には令を置き、萬戶に満たざる縣には長を置くこと前に註せり。都内は大司農の一分局にして錢の出納を掌る。豪民をして粟を南方の縣に入れ、京師に於いて都内より其の代價を受取らしめしなり。

六六 置は至の誤りなり。平準書には至に作れり。



六七 疑は擬に通ず。相近きをいふなり。  
六八 府庫竝に虚し。平準書には「府庫益虚し」に作る。勝れりと爲す、並の字と益の字と形相似たる爲め、誤りしなるべし。

六九 復は力役の賦課を免除せらるること。

七〇 郎は光祿勳(宮殿の守衛及び行幸の際の警備等を掌る官廳)の屬官。

此れより後四年、衛青、比歲、十餘萬衆もて胡を撃つ。首虜を斬捕するの士には黄金二十餘萬斤を受賜す。而して漢軍の士馬、死する者十餘萬、兵甲轉漕の費はこれに與からず。是に於いて大司農陳臧の錢、經用の賦税、既く竭き、以つて戰士に奉ずるに足らず。有司請ふ「民をして爵を買ひ、及び禁錮を贖ひ、罪を免減(減)するを得せしめん」と。請うて賞官を置き、名けて武功爵と曰ふ。級十七萬、凡そ三十餘萬金に直る。諸の武功爵を買ふものうち、官首の者は試みに吏に補して先づ除す。千夫は五大夫の如し。其の罪有るものは又た二等を減す。爵、樂卿に至ることを得しめ、目つて軍功を顯はす。軍功多きものは用つて等を超ゆ。大なる者は封侯卿大夫、小なる者は郎たり。吏道、雜にして而して端多く、則ち官職耗廢す。公孫

弘、春秋の義を以つて臣下を繩して漢の相を取り、張湯峻文を以つて理を決して廷尉と爲る。是に於いて、見知の法生じて、而して廢格沮誹窮治の獄用ひらる。

七一 比歲は連年なり。元朔五年と六年とをいふ。

七二 陳臧は久しく藏するなり。

七三 經用は常用の錢なり。

七四 罪を免減すの臧は減の誤。史記平準書には減に作る。罪を釋免し或は輕減するなり。

七五 武功爵。從來ありたる二十級の爵の外に、別に武功爵といふものを設けしなり。此の爵には十一級あり、下より數へて一級を造士と曰ひ、二級を閑輿衛と曰ひ、三級を良士と曰ひ、四級を元戎士と曰ひ、五級を官首と曰ひ、六級を秉鐸と曰ひ、七級を千夫と曰ひ、八級を樂卿と曰ひ、九級を執戎と曰ひ、十級を政戾庶長と曰ひ、十一級を軍衛と曰ふ。千夫は、從來の二十級の爵中の第十二等たる五大夫に相當す。

七六 武功爵諸級を賣りて、總計十七萬級に達し、その收入を黄金にて計れば金三十餘萬斤に當れりとの意(櫻井芳朗氏「漢の武功爵に就いて」『東洋學報』二六の二)。

七七 公孫弘は、史記卷一一二公孫弘傳、漢書第五八卷公孫弘傳參照。

七八 張湯は、史記卷一二二酷吏傳、漢書第五九卷張湯傳參照。

七九 廷尉は官名。九卿の一にして司法の最高機關。



八〇 廢格沮誹窮治の獄。法令を廢格して行はれざらしむる者、及び上の行ふ所を沮壞毀謗する者を窮治するの裁判沙汰なり。

其の明年に淮南・衡山・江都王、謀反の迹見はる。而して公卿端を尋ねて之を治め、其の黨與を竟め、坐して死する者數萬人。吏益慘急にして而して法令「明」察なり。是の時に當り、方正・賢良・文學の士を招き尊び、或は公卿大夫に至る。公孫弘、宰相を以つて布被して、食、味を重ねず。「天」下の先を爲す。然り而して俗に益無し。稍功利を務む。

八一 其の明年は元狩元年なり。

八二 淮南王安・衡山王賜の反を謀ること。史記卷一一八淮南衡山列傳、漢書卷四四淮南衡山傳參照。

八三 江都王建は、漢書卷五三景十三王傳參照。

八四 察は、平準書には明察に作り。こゝには明の字を脱したるなり。法規微細に及ぶをいふ。

八五 方正・賢良・文學は民間の人材を擧用する科目の名。當時郡國をして此等の科に該當する人物を求めて都に送らしめたり。

八六 下、平準書には天下に作る。こゝには天の字を脱したるなり。

其の明年に票騎仍に再び出でて胡を撃ち大に克ち獲たり。渾邪王數萬衆を率ゐて來り降る。是に於いて、漢、車三萬兩を發して之を迎ふ。既に至りて賞賜を受け、有功の士に及ぶ。是の歳の費、凡そ百餘鉅萬なり。是れより先十餘歲、河、灌、觀に決す。梁楚の地固より已に數困しむ。而して縁河の郡、河を隄塞すれば輒ち壞決す。費計ふるに勝ふ可らず。其の後、番係、底柱の漕を省かんと欲し、汾河の渠を穿ちて以つて田に溉ぐを爲す。鄭當時、渭漕の回遠なるが爲めに「漕」直渠を鑿ちて長安より華陰に至る。而して朔方にも亦た溉渠を穿つ。作者各數萬人。二三期を歴て而して功未だ就らず。費亦た各鉅萬十數を以つてす。天子胡を伐たんが爲めの故に、盛に馬を養ふ。馬の往來して長安に食む者數萬匹、卒の掌る者關中のみにては足らず。廼ち旁近の郡に調す。而して胡の降る者數萬人。皆な厚賞を得、衣食、給を縣官に仰ぐ。縣官給せず。天子乃ち膳を損じ、乘輿の駟を解き、御府の禁臧を出だして以つて之を澹らす。



- 八七 其の明年は元狩二年なり。
- 八八 票騎は驃騎將軍霍去病。其の傳は史記卷一一一及び漢書卷五五に見ゆ。
- 八九 渾邪王は匈奴の一王にして蒙古の西部に國せり。
- 九〇 百餘鉅萬は錢の計數なり。
- 九一 河、灌に決す。灌は觀の誤。史記平準書には觀に作る。觀は今の山東省觀城縣の地なり。
- 九二 番係は人の姓名。河東郡の太守。
- 九三 底柱は一に砥柱に作る。山の名、黄河の中に在りて舟行頗る危險なりしといふ。其の地、今の山西省平陸縣に屬す。
- 九四 汾水及び河水を引きて渠即ち運河を作り、漕運を通じ及び田に灌漑せしなり。汾水は山西省を北より南に貫きて黄河に入る。
- 九五 鄭當時は、此の時大司農たり。漢書卷五〇に傳あり。
- 九六 渭は川の名、長安の北を流れ、東して黄河に注ぐ。
- 九七 漕は衍文なり。平準書には單に直渠とあり。
- 九八 長安の故城は今の陝西省長安縣治の西北に在り。
- 九九 華陰は今の陝西省華陰縣の地方なり。
- 一〇〇 二三期は二三年なり。

一〇一 巨萬十數は十萬萬をいふ。

一〇二 調は徵發の意。

一〇三 御府は少府の一分局にして金錢の促管出納を掌る。御府の禁城とは天子の御手許金をいふ。

(104) 其の明年、山東水災を被り、民多く飢乏す。是に於いて天子使を遣はし、郡國の倉廩を虚しうして以つて貧を振はず。猶ほ足らず。又た豪富の人を募りて相假貸せしむ。尙ほ相救ふ能はず、迺ち貧民を關以西に徙し、及び朔方より以南、新秦中を充たすこと七十餘萬口。衣食皆な給を縣官に仰ぐ。數歲にして産業を貸し與ふ。使者、部を分ちて護し、冠蓋相望む。費、億を以つて計る。縣官大に空し。而して富商賈或は財を滯め貧を役し、轉轂百數、廢居して邑に居く。封君皆な首を庇れて給を仰ぐ。冶鑄鹽、財或は萬金を累ねて、而して公家の急を佐けず。黎民重困す。是に於いて、天子、公卿と議して、錢幣を更めて以つて用を濟らし、而して浮淫并兼の徒を摧く。

一〇四 其の明年は元狩三年なり。

一〇五 關以西とは函谷關以西をいふなり。函谷關は今の河南省靈寶縣治の西南一里許に在



- りき。
- 一〇六 新秦中は朔方郡の南部にして、今の陝西省の北境に當る。
- 一〇七 産業は田園をいふ。
- 一〇八 平準書には大賈とあり。こゝには大の字を脱したるなり。
- 一〇九 轉穀百數は貨物を運搬する爲めに車輛を用ふること百を以つて數ふるなり。
- 一一〇 貨物を邑に置いて或は發賣し、或は蓄藏し、時に乘じて利を射るの意なり。

是の時に禁苑に白鹿有りて、而して少府に銀錫多し。孝文、四銖錢を更造してよ  
 り、是の歲に至るまで四十餘年、建元より以來は用少し。縣官往往銅多き山に即きて  
 而して錢を鑄る。民も亦た盜鑄すること數ふるに勝ふ可からず。錢益多くして而し  
 て軽く、物益少くして而して貴し。有司言つて曰く『古は皮幣あり、諸侯以つて聘享  
 す。金に三等有り。黄金を上と爲し、白金を中と爲し、赤金を下と爲す。今、半兩錢、  
 法の重さ四銖にして、而して姦或は錢質を盜摩して而して銖よを取る。錢益輕薄にし  
 て而して物貴し。則ち、遠方、幣を用ひば煩費にして省ならず』と。乃ち白鹿の皮の  
 方尺なるを以つて、緣するに績(二七)を以つてして皮幣を爲る。直四十萬。王侯・宗室の

- 一一一 少府は帝室の財政を掌る官廳にして鑛山の税をも管理す。故に銀錫の類を多く藏し  
 たるなり。
- 一一二 用は財用。用少しとは財賦缺乏せるをいふ。
- 一一三 皮幣は皮を以つて造りたる貨幣。
- 一一四 聘享。聘は諸侯が大夫をして他の諸侯を問はしめて以つて好を結ぶをいふ。享は饗  
 宴なり。諸侯、互に聘享するに當り、皮幣を贈物と爲さしむるなり。
- 一一五 白金は銀、赤金は銅なり。

朝親聘享には必ず皮幣を以つて璧に薦しき、然る後行ふことを得。又た銀錫を造りて  
 白金とす。以爲へらく、天の用は龍に如くは莫く、地の用は馬に如くは莫く、人の用  
 は龜に如くは莫し。故に白金三品。其の一に曰く、重さ八兩、之を圓にし、其の文は  
 龍なり。白撰なつと名く。直三千。二に曰く、重を以つて差少やにして、之を方にし、其  
 の文は馬なり。直五百。三に曰く、復た小にして、之を楕にし、其の文は龜なり。直  
 三百。縣官に令して、半兩錢を銷して更に三銖錢を鑄しむ。重さ其の文の如し。諸  
 の金錢を盜鑄するものは罪皆な死す。而して吏民の犯す者、數ふるに勝ふ可からず。



一一六 鉛は銅の屑なり。當時の錢は一面に文字あるのみにて、表裏ともに輪郭無し。故に姦民摩擦して其の屑を取り、錢をして益輕からしめたるなり。

一一七 續は繡なり。皮幣の周邊に五色の絲を以つて刺繡を施したるなり。

一一八 漢代の錢は四銖錢までは、その重量の如何に拘はらず、文を半兩と曰へり。而して武帝三銖錢を鑄るに及んで始めてこれを改め、文を三銖と曰ひ、文と重量とを一致せしめたり。平準書に「文、其の重さの如し」とあるはこれが爲なり。こゝに「重さ其の文の如し」と云へるは措辭適切ならずして、この經緯を示すに足らざるに似たり。

是に於いて、東郭咸陽・孔僅を以つて大農の丞と爲して鹽鐵の事を領せしむ。而して桑弘羊貴幸せらる。咸陽は齊の大鹽池にして、孔僅は南陽の大冶なり。皆な産を致して千金を累ぬ。故に鄭當時、之を進言せり。弘羊は洛陽の賈人の子なり。心計を以つて年十三にして侍中たり。故に三人利事を言ひて秋豪を析つ。法既に益嚴にして吏更多く廢免せられ、兵革數動きて民多く復を買ひ、五大夫千夫に及ぶ。徵發の士益鮮し。是に於いて千夫五大夫を除して吏と爲し、欲せざる者は馬を出さしむ。故吏は皆な適し棘を上林に伐らしむ。昆明池を作る。

一一九 大農の丞は本來大農の次官にして、定員二人なるが、此の時定員外に別に丞二人を置き、咸陽と僅とをこれに充て、専ら鹽鐵の事を掌らしめたるもの如し。

一二〇 南陽は郡の名。こゝにては其の郡の治所なる宛縣を指すならん。宛縣は今の河南省南陽縣なり。

一二一 侍中は禁中の雜務を掌る官。 一二二 適は謫に同じく、責罰の意。

一二三 上林は苑の名。秦の舊苑にして、漢の武帝更に之を増廣す。今の陝西省長安縣の西より終屋縣に到り、周圍三百里と稱せらる。

一二四 昆明池は池の名。周回四十里。今の陝西省長安縣の西南に在りしが、今は涸る。武帝の時に今の雲南に昆明國あり。之を伐たんと欲し、此の池を作りて、兵士に水戰を習はしめしなり。

其の明年、大將軍票騎、大に出でて胡を撃つ。賞賜五十萬金、軍馬死する者十餘萬匹、轉漕車甲の費は與らず。是の時財匱しくして、戰士頗る祿を得ず。有司言ふ

『三銖錢輕く、輕錢姦詐を作し易し』と。迺ち更に請ふ『郡國にて五銖錢を鑄、

其の質に周郭し、鉛を摩取するを得可からざらしめん』と。大農より鹽鐵丞孔僅・咸陽が言を上る。『山海は天地の臧なり。宜しく少府に屬すべし。陛下私せずして



以つて大農に屬し、賦を佐く。<sup>(三三)</sup>願はくは民を募りて自ら費を給し、官器に因りて鑿鹽を作さしめ、官、牢盆を與へん。<sup>(三九)</sup>浮食の奇民、擅に山海の貨を幹して以つて富美を致し、細民を役利せんと欲す。其の事を沮むの議は聽くに勝ふ可からず。敢へて私に鐵器を鑄、鹽を鬻る者は左趾を鈇して、<sup>(三三)</sup>其の器物を没入せん。郡、鐵を出ださざる者には小鐵官を置きて、在所の縣に屬せしめん』と。僅・咸陽をして傳に乗じて天下の鹽を舉り行ひ、官府を作らしむ。故の鹽鐵の家の富める者を除して吏と爲す。吏益賈人多し。商賈、幣の變するを以つて、多く貨を積みて利を逐ふ。

一二五 其の明年は元狩四年なり。

一二六 輕錢は衍文なるべし。平準書には此の二字無し。

一二七 山海は天地の臧なり云云は、山海は其の產出する所の財物甚だ多く、天地の財物を蓄藏する倉庫なり、天子は天地に代りて四海に君臨するものなるが故に、山海をも所有すべき筈なりとの意。

一二八 願はくは民を募りて云云。願はくは民を募りて、官より器具を貸し、其の他の費用は自辨せしめて、鹽の製造に従事せしめ、而して官より其の手當を給し、且つ鹽を煮るの

盆をも與へんの意。牢は雇傭の賃金なり。

一二九 浮食の奇民は、著實なる生活を爲さざる不正なる民。主として商人をいふ。

一三〇 山海の貨は鐵と鹽とをいふ。

一三一 左趾に鈇す。左の足に足かせを著くるなり。

一三二 小鐵官は、古き鐵器を集めて新しき鐵器を鑄造することを掌るもの。

是に於いて公卿言ふ『郡國頗る災害を被り、貧民の産業無き者を募りて廣饒の地に徙す。陛下膳を損じ用を省き、<sup>(三三)</sup>禁錢を出して以つて元元<sup>(三四)</sup>を振し、貸<sup>(三五)</sup>〔賦〕を寛くす。而して民齊しく南畝に出でず。商賈<sup>(三六)</sup>滋衆し。貧者畜積有ること無く、皆な縣官に仰ぐ。異時軹車<sup>(三七)</sup>と賈人の緡錢<sup>(三八)</sup>とを算すること皆な差有り。請ふ算すること故の如くせん。諸の賈人の末作<sup>(三九)</sup>賁貸し、賣買して邑に居き、諸物を貯積し、及び商して以つて利を取る者は、市籍無しと雖も、各其の物を以つて自ら占せしめ、<sup>(四〇)</sup>率ね緡錢二千にして而して一を算す。諸の作にして租あるもの及び鑄るものは、<sup>(四一)</sup>率ね緡錢四千にして一を算す。吏の比たる者と三老・北邊の騎士とに非ざるものの軹車は一算す。商賈人の軹車は二算す。船五丈以上は一算す。匿して自ら占せず、占して悉さざる



ものは、邊に成ること一歳、緡錢を没入す。能く告ぐる有る者には其の半ばを以つて之に昇あふ。賈人にして市籍有るもの及び家屬は、皆な名田することを得る無く、以つて農に便す。敢へて令を犯さば田貨を没入せん』と。

一三三 禁錢は天子の御手許金、即ち少府の御府の錢にして、大司農の所管の錢に非ず。  
一三四 元元は人民。

一三五 貸〔賦〕を寛くす。史記平準書には貸賦を寛くす〔寛貸賦〕とあり。此れを正しとす。貸とは官より民に貸附けたる穀物の種子及び糧食等をいふ。賦とは算賦・口賦・更賦等の租税をいふ。寛くすとは徴收を猶豫するなり。

一三六 輶車は輕快なる小きき馬車にして、當時、乗用に充てたるもの。

一三七 緡錢とは絲にて貫きたる錢なり。千錢を以つて一緡と爲す。算とは税なり。

一三八 末作賞貸。末作は商業をいふ。賞貸は貨物又は金錢を人に貸して利息を收むるをいふ。

一三九 市籍は市場内に店舗を設けて商業を營む者の名籍なり。

一四〇 自ら占すとは、自ら其の財物の多少の數を計りて官に届け出づること。

一四一 作は手工業者なり。

一四二 吏の比たる者とは、吏に準すべき者をいふ。

一四三 三老。漢代には郷毎に三老あり、其の郷の教化を掌る。

是の時、豪富皆な争うて財を匿す。唯だ卜式しほく數財を入れて以つて縣官を助けんことを求む。天子迺ち式を超拜して中郎と爲し、爵左庶長、田十頃を賜ひ、天下に布告して以つて百姓を風す。初め、式、官と爲ることを願はず。上強ひて之を拜す。稍やうやく遷りて齊の相に至る。語は自ら其の傳に在り。孔僅、天下をして鑄て器を作らしめ、三年の中に大司農に至り、九卿に列す。而して桑弘羊、大司農中丞(一四四)と爲りて諸の會計の事を管す。稍稍やうや均輸を置きて以つて貨物を通ず。始めて吏をして穀を入れて官に補せらるることを得しむ。郎は六百石に至る。白金・五銖錢を造りてより後五歳にして、而して赦吏民の金錢を盜鑄するに坐して死する者數十萬人。其の發覺せずして相殺す者計ふるに勝ふ可からず。自ら出づる者を赦すこと百餘萬人。然れども半ばなる能はず。自出(一四五)天下大氏無慮皆な金錢を鑄る。法を犯す者累くして、吏盡く誅する能はず。

一四四 九卿は太常・光祿勳・衛尉・太僕・廷尉・大鴻臚・宗正・大司農・少府をいふ。其



の位三公に次ぐ。

- 一四五 大司農の次官たる丞をいふ。中の字は衍なるに似たり、平準書は丞に作れり。
- 一四六 均輸とは郡國の民をして租税に代へて其の地の特産物を納附せしめ、官之を他の地方に轉輸して賣却するをいふ。
- 一四七 赦の字は衍。平準書註一五三參照。
- 一四八 自ら出づるとは自首すること。
- 一四九 自出の二字も衍なるが如し。

是に於いて博士<sup>(一五〇)</sup>褚大・徐偃等を遣はして郡國を分ち<sup>(一五一)</sup>行りて、并兼の徒と守相の利を爲す者を擧げしむ。而して御史大夫張湯、方に貴くして事を用ふ。減宣・杜周等<sup>(一五二)</sup>中丞と爲り、義縱・尹齊・王溫舒等、慘急苛刻を用つて九卿と爲り、直指夏蘭の屬始めて出づ。而して大農顏異誅せらる。初め、異、濟南の亭の長と爲り、廉直を以つて稍く遷りて九卿に至る。上、湯と與に既に白鹿の皮幣を造りて異に問ふ。異曰く『今、王侯、朝賀するに蒼璧を以つてす。直數千にして而して其の皮薦反つて四十萬。本末相稱<sup>(一五三)</sup>はず』と。天子説<sup>(一五四)</sup>ばず。湯、又た異と隙有り。人の異を告ぐる有るに及びて、

它を以つて議す。事、湯に下さる。異を治す。異、客と語る。客語るらく、『初め令下りて便ならざる者有り』と。異應へずして微しく唇を反す。湯、奏すらく『異、九卿にして、令の便ならざるを見て、入りて言はずして腹非するに當る』と。死に論ず。是れより後、腹非の法<sup>(一五五)</sup>比あり。而して公卿大夫多く諂諛して容れらるるを取る。

- 一五〇 博士は官名、太常に屬す。
- 一五一 守相は郡の太守及び諸侯の國の相をいふ。
- 一五二 張湯は史記卷一二二酷吏傳、漢書卷五九張湯傳參照。
- 一五三 減宣は史記卷一二二酷吏傳及び漢書卷九〇酷吏傳參照。
- 一五四 杜周は史記卷一二二酷吏傳及び漢書卷六〇杜周傳參照。
- 一五五 義縱・尹齊・王溫舒は竝に史記卷百一二二酷吏傳及び漢書卷九〇酷吏傳參照。
- 一五六 直指は職名。平準書註一六三を參照せよ。
- 一五七 異、客と語る云云は、張湯が顏異を取調べて得たる事實なり。
- 一五八 比は例の意。法比は法規成例をいふ。

天子既に緡錢の令を下し、而して卜式を尊ぶ。百姓、終に財を分ちて縣官を佐くる莫し。是に於いて緡錢を告ぐる<sup>(一五九)</sup>こと縦<sup>(一六〇)</sup>なり。郡國、錢を鑄、民多く姦鑄す。錢多



くして輕し。而して公卿請ふらく『京師をして「鍾」官(五)の赤仄を鑄しめ、一を五に當てん。賦と官用とは赤仄に非ざれば行ふことを得ざらん』と。白金稍賤しくして民寶とし用ひず。縣官、令を以つて之を禁ずれども益無し。歲餘にして終に廢して行はれず。是の歲、湯死して而して民思はず。其の後二歲にして赤仄錢賤し。民、法を巧にして之を用ふ。便ならず。又た廢す。是に於いて悉く郡國に禁じて錢を鑄ること毋からしめ、専ら上林(三)の三官をして鑄しむ。錢既に多し。而して天下に令すらく『三官の錢に非ざれば行ふことを得ず』と。諸の郡國の前に鑄る所の錢は皆な之を廢銷して、其の銅を三官に輸入せしむ。而して民の錢を鑄ること益少し。其の費を計るに相當ること能はず。唯だ眞工大姦は廻ち盜みて之を爲す。揚可が告緡、天下に徧し。中家以上は大氏皆な告に遇ふ。杜周、之を治す。獄、反する者少し。廻ち御史(二)・廷尉正監を分ち遣はし、曹を分ちて往かしめ、往(六)即ち郡國の緡錢を治めしむ。民の財物を得ること億を以つて計へ、奴婢は千萬を以つて數へ、田は大縣には數百頃(五)、小縣には百餘頃、宅も亦た之の如し。是に於いて商賈の中家以上は大氏破る。民(六)・

も食を甘くし、衣を好くし、畜臧の産業を事とせず。而して縣官は鹽鐵・緡錢の故を以つて、用少しく饒なり。益(六)「關」(六)を廣くして左右輔を置く。

一五九 官は鍾官の誤。鑄錢を掌る官なり。初め少府に屬し、後、水衡に屬す。赤仄は赤銅と同じ、赤銅を以つて周郭を作りたる錢をいふ。

一六〇 上林の三官は、鍾官・辨銅・均輸にして上林苑中に在り。辨銅は銅を辨別整理することを掌り、均輸は銅を産する地方より之を買入れて京師に輸送することを掌りしが如し。

一六一 獄、反する者少しとは、事件を再審して其の罪を輕減せられたる者甚だ少きを言ふ。

一六二 御史は即ち侍御史にして、御史大夫に屬し、糾察を掌る。

一六三 廷尉正監は廷尉正及び廷尉左右監をいふ。廷尉の屬官なり。

一六四 此の往の字は衍なり。平準書には無し(漢書補注)。

一六五 數百頃。頃は百畝なり。一畝は百歩なりしが、漢の武帝の末年に二百四十歩を以つて一畝と爲すことに改めたり。此に記する所は、蓋し百歩を以つて一頃と爲すなるべし。

一六六 益開を廣くして左右輔を置くの開は、關の誤。益關を廣くすとは、元鼎三年、函谷關を東のかた新安縣に徙せるをいふ。左右輔を置くとは、關内の地廣くなりしを以つて、

元鼎四年、二輔都尉・都尉丞各一人を置いて、左右輔即ち左馮翊(長安の北方及び東北方を管轄す)及び右扶風(長安の西方及び西北方を管轄す)の事務を助けしめたるを謂ふ。